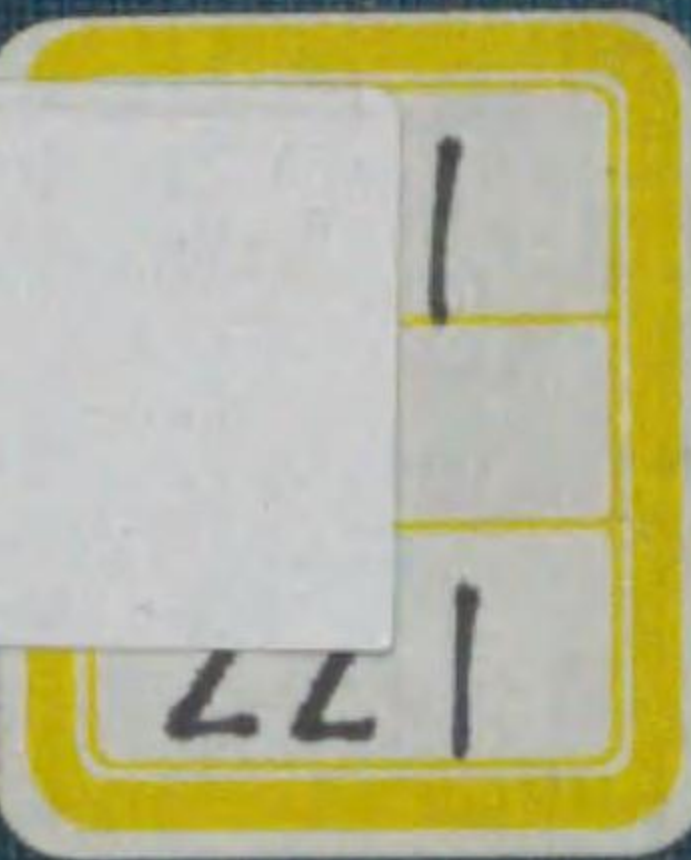


621-221



1200501537898



口
複
写



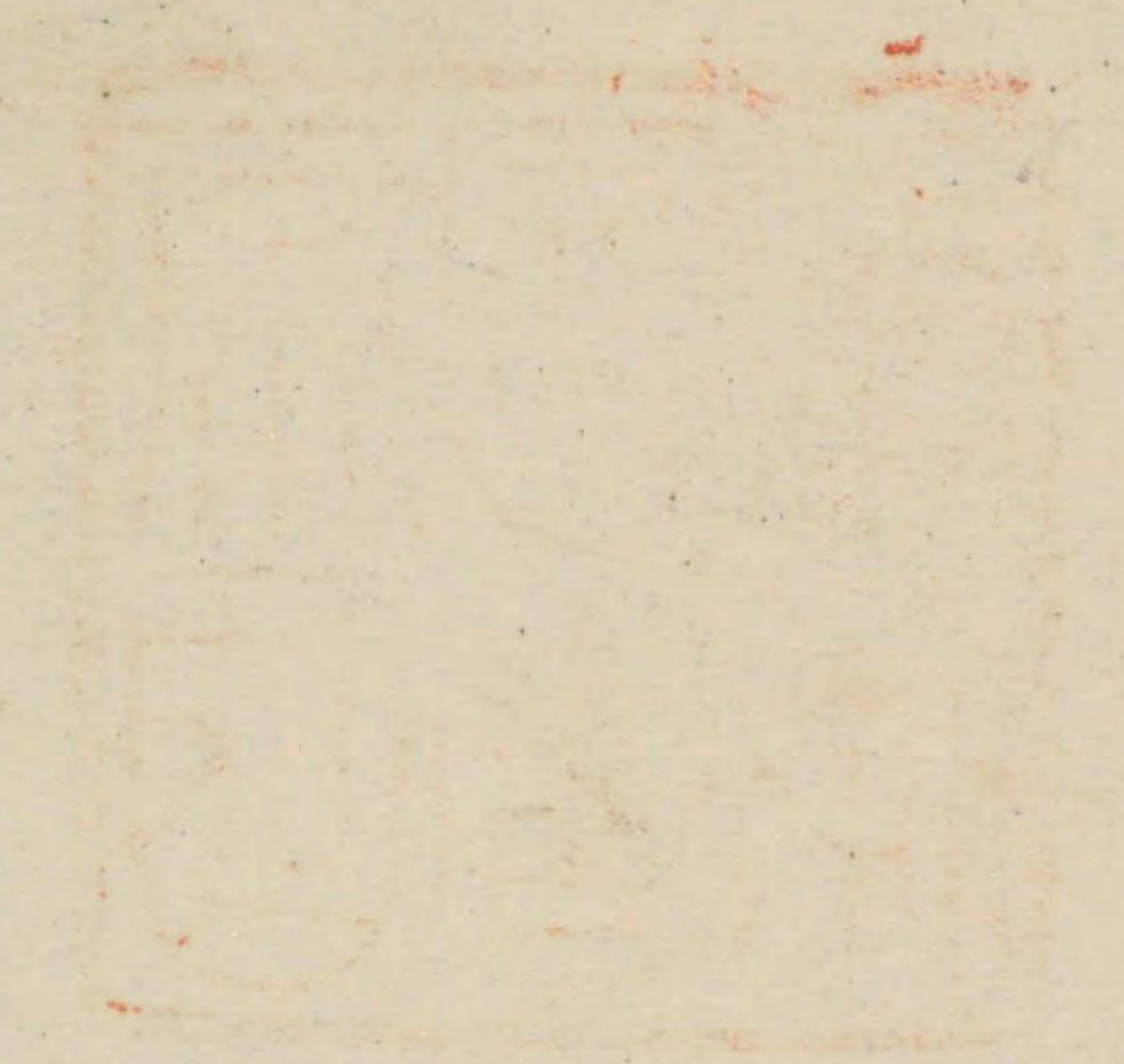
199

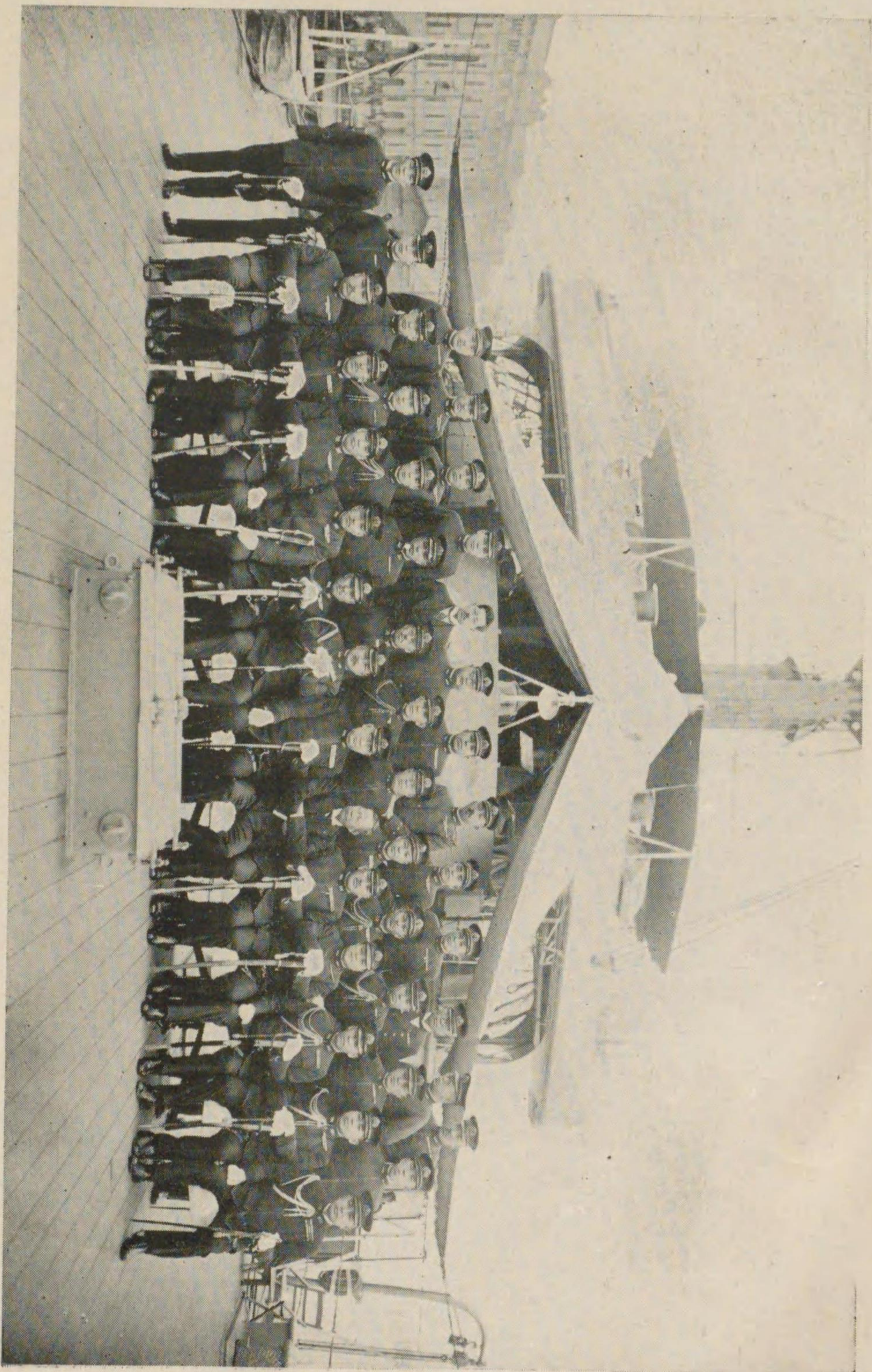
(199)



法學博士 信夫淳平 著

上海我之國際法





第三艦隊司令官 村野 長司 長 田島 參 著 左 中 央 野 村 長 官 其 右 是 田 參 長 著 者

序

畏友信夫淳平博士は私の友誼を辱ふするを光榮とする同學者中の隨一人に屬し、其學殖は深く且博く、其識見は高く且遠く、其精力は絶倫にして、之に加ふるに富瞻にして且行く所として可ならざる無き暢達の文藻を以てするのであるから、博士の著作に於けるは實に鬼に金棒の概があると言ふべきである。博士は先頃有益なる『滿蒙特殊權益論』を著述されて、私の如きは大に教を受くる所があつて、博士に對して、彼の如き有益なる著述を公にせられたることを以て學者の本懐として、祝賀の意を表したことがあつたが、博士は前述の著作を終へて幾許も無く、我が帝國海軍の聘に應じて當時戰塵の巷たりし上海方面に赴き、邦家の爲めに大に勞苦さるゝと同時に、國際法の適用に關して深く研究され、其の勞苦と研究との成果が、『上海戰と國際法』なる一篇の著作として世に公にせられんとするを聞き、私は一は博士の國家と國際法との爲めの心勞を、日本國民の一人として、又國際法研究者の一人

として、深く謝すると同時に、博士の親友の一人として、博士の勞苦と研究との成果たる此の一篇の成れるを欣賀する次第である。

上海戦は自衛權に基くものなるの故を以て交戦法規を守るの要なしと説く者もあるに當り、博士は、苟も交戦に處しては軍の行動は交戦法規に則らざる可からずとの見解を持し、此點を高調せられたるが如くであるが、私も曾て他の方面の事に關して全然同様なる意見を陳述したることがあり、是點に於て博士と所説を同ふすることを頗る欣快とするのである。私は未だ博士の新著を精讀するの機會を有せざりしも、博士の平素の學殖、識見、精力、文藻を以てして、博士の新著の不可なる筈なきを思ふのである。私は茲に博士の新著の成效を祈る旨を述ぶることを自ら禁じ得ない。

昭和七年八月十一日

立 作 太 郎 識

前 が き

上海事變勃發の直後、帝國海軍は二月早々新に第三艦隊を編成して之を上海に急派することとなり、是と共に私は乏を同艦隊司令部の國際法顧問に承け、幕僚に加はりて旗艦出雲に乗組み、在艦三ヶ月、その間に事變の經緯は略々之を觀察するの機會を得た。戦闘は一月二十八日の夜半に始まり三月三日に終り、即ち日を閲すること五週日、停戦協定の調印の日までを算入して大約一百日、短しと云へば短く、長しと云へば長しで、見やう次第で孰れとも云へるが、しかも三十有五日の交戦期間に於て、かなり後世の史料となるべきものを送迎した。用兵作戰に關しても勿論のことならんが、國際法眼に映じたる研究資料も、短期間ながら相應にあつた。今その軍事に係るものには多く觸れず、主として私の専門とする立場から視ての所感を書綴つたのが本篇である。尤も私は陸軍には關係が無かつたので、陸軍の行動に就ては耳學問に過ぎず、それだけ本篇に記する所、自然比較的に海軍に密で陸軍に

疎なるは已むを得ない。のみならず、敘述必しも國際法關係の問題のみに限らず、戦闘の経過や上海の將來觀などにも自然筆が走つたので、本篇の命題必しも當を得たとは思はぬが、内容を正確に言ひ表はさんとすれば書名が長々しくもなるから、暫く内容の一斑を捉へて全豹の命題とすることにした。

燕舛の本篇に對し斯學の重鎮たる法學博士立作太郎先生の序文を頂戴するの光榮を得たのは本懐至極である。過分の讃辭素より敢て當らざるも、茲に厚く感謝の意を捧ぐると共に、益々研鑽以て先生の言外の奨語勵詞に背かざるを期したい。

昭和七年八月

信 夫 淳 平

目次

第一章 事變の發端

第一項 衝突前の形勢

滿洲事變と排日貨運動——排日貨運動は國際約定違反——排日貨運動の性質——その組織的系統——國法に背き國際通義に悖る——經濟絶交は事實的宣戰と擇ばず——民國日報の不敬記事——邦人の大憤慨——事件一先づ解決——排日運動却つて氣勢を揚ぐ——我が僧侶に對する暴行——三友實業社への襲撃——民國日報我が陸戰隊を怒らす——邦人側の態度硬化——僧侶被害に關する我が要求——市長大體に於て之を承諾す

第二項 形勢急調を加ふ

帝國軍艦の増遣——その到着に先だち司令官の強硬聲明——居留邦人一種の暗示を與へらる——排日諸團體の反噬——その背後に控ゆる十九路軍——同

軍の上海の背面に據れる理由——虎と狼に挟まる——一條の畏路を日本の前に設く——危険の空氣日増しに漲る——上海市長抗日團體の解散方を發令す——彼れ我が要求全部を承諾す——その回答文——帝國總領事満足の意を表す——その附帶條件——要求事項の一轉化——支那群集市長の日本要求承諾に不平——共同租界の戒嚴令宣言——各國兵の警備區域の割當——日本兵の警備區域——租界外の若干地域にも及ぶ——我が艦隊司令官の布告——之に關する一二の疑惑——同司令官の支那軍隊撤退の要望——その法律的批判——支那側に平和的解決の誠意なし——陸戰隊の警備部署配着——遂に衝突——明かに我方の自衛行爲——事變發生に關する世間の見方

第三項 第三國は如何に視る…………… 〇

一般に不好評——一月廿九日の我が政府聲明——列國の論調依然緩和せず——二月二日の英米佛三國提案——之に對する帝國政府の回答——米國太平洋問題調査會委員會の決議——芳澤外相の上海中立地帶設置私案——列國に好反響なし——上海に於ける内外人間の幾多の悶着——米國副領事毆打事件——

——第三艦隊の着滬——外交的見地に於ける重要使命——適處に適材——國際聯盟の滿洲問題取扱の休止——上海事變忽ち休眠を破る——支那の規約第十五條適用の要求——次で臨時聯盟總會召集の要求——聯盟理事會の對日本勸告——我が政府の回答及び聲明——英國勞働黨諸派の反日的聲明——米國國務長官の九國條約觀——我が外務省の反駁——臨時聯盟總會召集決議

第二章 上海戰の性質…………… 七五

捨名取實主義の戰鬪——將來益々多かるべき可能性——不宣戰の戰——宣戰手續に關する海牙條約の規定——宣戰の要否に關する學說——海牙條約加入國は宣戰の手續を要す——海牙條約規定の實際的效果——開戰手續を履まざるも戰爭は成立す——戰爭とは何ぞ——國際法上の戰爭は國家間のみに見る——國家とは何であるか——支那は國家として如何に見るべき——何をか中華民國といふ——國際法學上の國家——國際法眼に映ずる支那國——法的戰爭と事實的戰爭——地方的の敵抗行動——事實的戰爭は國交破れずして成立す——不戰條約に謂ふ所の戰爭——不戰條約は強制的手段を妨げず——上海

戦とリブライザル——上海戦は報復ではない——歴史上の類例——太平賊の
 亂——『泥低地の役』——幕末の四國聯合艦隊對長州藩の交戦——一八八四
 年の佛清戦——その始末の概要——明治三十三年の義和團事件——一九二三
 年のコルフ事件——一九二九年の露支衝突——聯盟規約上の缺陷——事實的
 戦争も交戦法規の恪守を要す——帝國海軍は能く之を恪守した

第三章 敵の兵種及び兵器……………104

第一項 十九路軍……………104

彼我の交戦者——十九路軍の來歴——その編成——蒋介石の京衛軍加はる
 ——敵軍の實勢力——敵ながら天晴れ

第二項 便衣隊……………113

うるさい蒼蠅——便衣隊の交戦法規上の性質——交戦者の三種——非戦闘員
 の語——便衣隊は交戦者の條件を全然缺く——不正規兵に關する國際立法案
 ——便衣隊類似の不正規兵處分例——普佛戦争——南阿の役——米西戦争——

——日露戦争——横川沖の兩志士も便衣隊——支那に便衣隊は古來珍しくない
 ——便衣隊の所屬系統——便衣隊の處分——多少は玉石混淆——牧師蔣時叙
 の拉去事件——我軍の便衣隊取扱に關する外人報告——陸戰隊指揮官の訓示
 ——第三艦隊の調査したる數字——支那の抗議に理由なし——戰鬥終結と共に
 嫌疑者全部釋放

第三項 第三國人の支那軍參與……………116

外國將校の十九路軍參與の風説——支那軍事顧問の獨逸將校——對獨平和條
 約に由る拘束——第三國人の交戦國軍參與の一般原則

第四項 支那軍のダムダム彈の使用……………121

ダムダム彈の起原——南阿の役とダムダム彈——一八六八年の露都宣言の主
 義——第一回海牙會議のダムダム禁止宣言——右宣言と英米——日露戰役に
 露軍の使用——歐洲大戰に双方互に對手國を誣ゆ——今次支那軍は盛に使用
 した——支那却つて我方を誣ゆ——その荒誕無稽——列國の識者支那の宣傳
 に乗るまい

第四章 上海戦と共同租界の關係

一五三

第一項 緒言

言

一五一

法律的及び外交的重要問題——租界に關し關係外國政府の註文——芳澤外相の證言——法律的檢討に先だち事實的研究の要

第二項 共同租界の概観

一五二

租界の境域——支那人の居住増加——一八六二年の上海自由市建設案——英國官憲の異議にて廢案となる——累次の擴張も尙ほ足らず——租界延長道路の建設——延長道路建設の法的基礎——當初の目的以外に出づ——支那側では輓近之を非認す——二重警察——閱看の復活——一の既成事實——延長道路區域の警察權移管案——その是非——租界警察吏の國籍別及び配置——移管必しも有害に非ざるべし——交渉當分中止となる

第三項 租界の行政運用

一五〇

共同租界の行政機關——工部局——工部局の沿革——租界行政の監督——實際的には獨立——その理由——租界の法令の複雑——租界の理事機關——參事會——支那人の行政參與——參事會員の選舉方法——土地委員會——納稅者會議——警備機關——警察——義勇隊及び消防隊——各國の駐屯兵——條約上の權利ではない——警備上の分業及び協力——我が警備兵と租界警察との權限關係——王慶逮捕事件——上海市長の抗議——逮捕手續に違法なし——釋放されたる王慶の消息

第四項 過去に於ける租界中立問題

一八六

好範例として殘されたるものなし——一八八四年の佛清戰——在上海英人側の中立化運動——パークス公使賛せず——佛國公使の上海不砲撃の聲明——日清戰役——日英の交渉——用語その他の不明確な點——敵軍のみ有利——支那の開港市場の中立問題——故有賀博士の意見——その是非——第二次革命戰——工部局は閘北の支那兵を撤退せしむ——今次同様の措置に出でたならば——その實行方を我方要求したならば——累次の支那内亂に際し中立問題——その中立の意味——中立は現實か擬制か

第五項 租界の中立は一の擬制のみ……………一九

租界の中立維持の責任者——中立に關する工部局の説明——中立の設定は條約の明規を要す——租界の中立權の主體は何か——租界自身の法律的性質——租界は獨立の法人格を有しない——租界章程は國際約定でない——一の申合せ規則に過ぎない——租界の戒嚴令宣布——租界にその權限は無い——租界の戒嚴令の性質——租界の法令の拘束力——租界は關係各國の物理的集合體——租界の各國の利益と將來の中立化

第六項 租界を作戰基地に利用すとの非難……………三四

四國大使の上海埠頭不利用の希望——旗艦繫泊地移轉の要請——それ等希望要請の理由——租界作戰基地利用に由る中立侵害説——支那政府の抗議——支那の甚しき錯覺——英國下院に於ける論議——英米人の租界に關する共通思想——非難の批判——何をか作戰の基地といふ——我方租界を之に利用したのは事實——擔當警備區域との關係——守勢と攻勢の分界——防備の第一線——特殊の場合に於ける中立國領土通過——帝國軍艦の租界埠頭繫泊問題

第七項 租界の上空……………三四

——假に中立性を認めても陸上に止まる——共同租界の境界——領水中立性と黃浦江——日露戰役の露艦マンデユールの例——支那は現に水面を作戰に利用す——帝國軍艦に對する水雷爆破計畫

第五章 敵地財産の加害……………四三

第一項 財産加害と交戦法規……………四三

國際法の權威の懷疑的——交戦法規は何故に無視され易いか——交戦法規は

文明と共に長へに儼存す——交戦法規の拘束力——戦時無法主義——その要旨——現代の交戦法規の根本精神と矛盾す——國際法そのものを非認すると同じ——財産加害の重要性——敵財産に關する交戦法規の根本原則——軍事的必要に由る寛恕は例外的規定——例外却つて本則となり易い——帝國海軍の國際法の忠實なる遵守——我國の海戦法規——主として戦時軍艦の行動に係るもの——帝國海軍部隊の準據したる一般原則

第二項 陸上の作戰に於ける加害 ……………二七

財産の語の範圍——國有動産——現形の儘作戰動作に供し得るもの——右に供し得ざるもの——種別不明のものは國有に準じ取扱ふ——國有不動産——寺院その他の特定保護建物——『軍事上ノ目的ニ使用』の範圍——市區町村の財産——私有財産——國有財産との間に區別を立つる是非——敵性の觀念の變遷——國有私有の區別を無意味といふ説——私有財産尊重の範圍——交戦法規は宋襄の仁を要求しない——防守せざる都市村落等——『防守せざる』の意味——防守地域は一單位——鐵道の砲撃——砲撃の豫告——豫告と砲撃

開始の期間——保護建物砲撃免除に要する徽章——直接軍事的用途の私有動産——掠奪——私有不動産の使用收益——保護建設物及び製作品——便衣隊の據れる私有家屋の破壊——『萬已むを得ざる場合』は總て寛恕——戦時無法主義の排斥と矛盾せず——敵地財産に關する現交戦法規の不備——『ペロット規則』の占領地財産取扱

第三項 海上よりの砲撃に依る加害 ……………二九

吳淞外若干地域の砲撃——無防守の港及び都市村落の砲撃——その砲撃を適法とする場合——港前に水雷を敷設したる場合——砲撃免除に必要な特殊徽章

第四項 上空よりの爆撃に依る加害 ……………二九

上海の制空權——破天荒の大試鍊——空戦の關する限り國際法は暗黒時代——既往の空戦關係の國際法規——既に現在の空戦を掩ふに足らず——現在の空戦準據法——無防守の都市村落の爆撃——適法の目標と否とを識別するの困難——空戦に於ける『防守』の標準——空戦に於ては世に無防守の都市な

し——軍事的目標——歐洲大戰に際し獨逸の見解——之に對する英國側の所説——空中爆撃の是非——爆撃に關する制限的事項——私人及び私有財産の尊重——誤つて永安紗廠への爆弾落下——支那側では過失を反覆演ず——我方の迅速なる挨拶——私有財産も軍事的目標と化せば別——復讐的爆撃は違法——商務印書館の爆撃——迷惑なる爆撃理由——排日宣傳の具は爆撃の理由とならず——外人側の批評——支那人間に傳はる噴飯的邪推説——理由は作戰上の絶對必要にある——徵發を目的とする爆撃——軍事的目標の種類——作戰行動の直近地域——無差別爆撃の避止と鐵道の爆撃——上海附近の三鐵道の性質——京滬鐵道——淞滬鐵道——滬杭甬鐵道——これ等鐵道の損害に我方責任なし——特定保護建物の爆撃避止——水災避難民收容所への爆撃投下——之に對する抗議——第三艦隊の釋明——當を得たるもの——彈は眼を有せず——赤十字旗掲揚の資格の有無——歴史記念館の保護地帯——空中爆撃を行ふに就て豫告——杭州爆撃に違法の點なし——鐵道爆撃の場合の豫告——帝國海軍の愼慮

第五項 財産損害の概況

.....三五六

上海市政府の調査——南京政府統計局長の報告——支那私人の死傷——日本側の損害——租界内の損害——閩北の損害——商務印書館——水電公司——諸大學及び専門學校の損害——孰れも軍事的目標と化せるもの——第三國人の損害——敵地所在第三國人の財産の敵性——理解に多少の困難あらう——非常收用權——その是非——近代に於ては一般動産不動産に及ぶ——上海戦に於ける非常收用

第六項 財産損害の責任

.....三五六

違法の加害には責任が伴ふ——責任は陸戦法規違反のみに限らない——世上一二の謬見——第三國人のみの賠償を考慮すべしとの説——その批判——列國協同防衛とは何を意味する——自衛行動と損害無責任説——一國の主觀的判斷は終審でない——第三國人の損害賠償の要求出づ——掠奪に由る損害の責任——非常收用に伴ふ賠償義務——保險に關する賠償問題——賠償要求案件考査の根本方針

第六章 實行に至らざりし平時封鎖案 ……………三三

敵の水路に依る軍用品の需給——平時封鎖の目的——事實的戰爭でも行ひ得ざるに非ず——平時封鎖と通商封鎖の異同——平時封鎖の是非——一八八七年のハイデルベルヒの決議——戰時封鎖と異なる要點——第三國の船舶の出入の自由——一八八四年の佛國の臺灣平時封鎖——その宣言戰時のそれと擇ばず——之に對する英國の抗議と佛國の釋明——一八九七年のクリート封鎖——列強艦隊の共同封鎖宣言——封鎖の原因と對第三國效力——第三國船舶の臨檢——對手國の船舶の處分——平時封鎖中に交戰状態に移つた場合——机上の研究に終はる

第七章 敵の潰走及び停戰宣明 ……………三六

第一項 閩北及び吳淞の掃蕩 ……………三六

陸戰隊の奮闘——戰況膠着状態となる——二月十二日の一時的休闘——敵の背信——敵の勢力日に増大す——陸軍諸部隊の上海着——閩北一帯の占領

——吳淞の占領——海軍の人的損害

第二項 陸軍の作戰經過一斑 ……………三四

植田師團長の支那兵撤退要求——中に排日運動禁止の要求もある——支那軍撤退の要求はこれで三回目——米英兩國國民の避難——十九路軍我が要求の核心に答へず——支那外交部の拒絶回答——十九路軍の態度の強硬なる理由——植田師團長の聲明——我軍攻撃前進に移る——廟行鎮の肉彈三勇士——江灣鎮の占領——上海派遣軍司令官の作戰準備——我軍の總攻撃と敵の總退却——戰闘中止の發令——上海戰に於ける彼我兵員の損害

第八章 占領地の暫行的行政 ……………四六

占領の意義——占據の語——占領地の行政——行政は權利よりも義務——軍律の性質——海軍陸戰隊の軍律——その準據する所頗る曖昧——占領軍の行政施行の要——閩北の治安維持——住民安意す——占領地行政の第一は衛生事項——海軍醫務隊の閩北巡回施療——その好成績——地方顔役の素質——北市人民地方維持會の解散

第九章 停戦協定の成立及び我軍の撤退 ……四二〇

第一項 撤兵期間問題にて坐礁 ……四二〇

上海戦の停戦の性質——休戦及び停戦の語——停戦協定締結の要——停戦促進の動き——二月廿九日の聯盟理事會提案——三月四日の聯盟總會決議——停戦協定会議開催の豫議——討議の基礎案——排日貨運動取締問題——停戦の條件とせざる我方の意思——會議の主席代表の顔振に支那拗ねる——支那代表決定す——會議開かる——討議事項の大綱——會議の最難關——英國公使の三月廿八日の調停案——敵對行爲停止の妥結——便衣隊の行動取締をも含蓄す——支那軍隊不進出の決定——日本軍隊撤收の地點問題——撤收の時期問題——幾多の妥協案孰れも妥協を得ず——浦東及び蘇州河以南の支那兵不駐屯——難關の双壁となる——撤收時期に關する三新案——我が政府三案中の甲案に賛す——停戦會議無期延期となる——軍事專家會議も亦同様

第二項 この間に於ける國際聯盟の行動 ……四二五

我が政府の對十二國通告——壽府の空氣の好轉換——臨時聯盟總會開かる——三月十一日の總會決議——十九國繼續委員會の成立——米國も協力す——支那尙ほ聯盟に縋りつく——我が政府再審議案を斥く——十九國委員會と日本軍撤收時期問題——十四ヶ項の決議案——我が政府第十一項に絶對不同意——聯盟との正面衝突の危機——十九國委員會の修正案——聯盟總會の可決

第三項 一大不祥事件の突發 ……四三二

兇漢爆彈を佳節式壇に擲つ——軍務官憲發表の事件要領——目撃したる客觀的状況——共犯嫌疑者の逮捕と外國租界の關係——租界は犯罪の庇護所と爲すを得ず——本件に關する外字新聞論調——軍法會議に移さる——その裁判管轄に關する疑義

第四項 辛うじて調印、啞然たる撤兵 ……四三〇

妥協漸く成る——協定調印——協定正文——條項の技術的批評——一切且凡ゆる形式の敵對行爲の停止——正常状態の回復——撤兵期——共同委員會——撤兵區域の治安維持——協定の效力發生期——政治的成果——支那の損得

——大體に於て日本の勝星——兩國のため慶福に値す——英國公使ラムプソンの努力——内外多くは當分の駐兵を期待した——急速の撤兵——その理由——内外之を如何に見る——支那は協定を遵守するであらうか——共同委員會の職責遂行の程度は如何——圓卓會議の開催は當てにし得るか——非常警備の全部撤去

第十章 上海の將來

上海を如何にすれば可いか——過去數年來の宿題——英人の惱める當面の問題——フヒータムに研究委囑——その委囑を見るまでの経緯——フヒータム報告——その勸告案の要旨——支那側及び歐米人は如何に見る——今日はヨリ根本的の改造案を要求す——非武装地帯案と自由市案——非武装地帯案の煙の出所——同案の骨子——上海有志委員會起草の自由市案——傳へらるゝその内容——國際聯盟從屬の一市國案——孰れも理想的の方案たるに相違ない——支那に於ける無武装地帯の例——無武装地帯の設定は時代錯誤でない——支那としても利あり——司法關係から見たる自由市案の利益——支那人

としても反對すべき理由なし——然るに主權侵害を理由に反對す——米國政府筋の反對——九國條約の精神——米國の上海及び附近地に有する利益——自由市案を當然歓迎すべき筈——追て開かるべき圓卓會議の討議事項——圓卓會議開催に關する支那の態度——支那側の大誤解——二月廿九日の聯盟理事會の決議——支那の受諾條件——支那は圓卓會議に當然應ずべきもの——圓卓會議促進に關し内交渉——在上海諸外國人の圓卓會議促進運動——之に關し英國下院に於ける質問答辯——歴史は反覆せずと保證し得ない

——終——

挿畫目次

一 第三艦隊司令部職員……………口繪

二 居留邦人帝國總領事館に押寄す……………三

三 北四川路の一角を扼する我が有志者團……………五

四 十九路軍總司令蔣光鼎……………一九

五 十九路軍軍長蔡廷鍔及び松滬警備司令戴戟……………一九

六 七十八師長區壽年……………二〇

七 蔡廷鍔及び區壽年の豪句……………二〇

八 或便衣隊の腕章……………二七

九 逮捕されたる便衣隊……………二七

一〇 我が陸戰隊の鹵獲せる支那兵の小銃彈標本……………四七

一一 王賡の逃入れるアストルハウスホテル……………八一

一二 麥根路警備の米國陸戰隊……………二四二

一三 吳淞鎮に投下せる我が大爆彈の炸裂……………二九六

一四 商務印書館……………三二五

一五 商務印書館の砦壘……………三七

一六 兵燹後の閘北……………三四七

一七 支那兵の閘北逃走に際し行へる掠奪の跡……………三四七

一八 我が陸戰隊の三義里突撃……………三六七

一九 敵の防戦……………三八七

二〇 寶興路の我が陸戰隊最前線……………三八九

二一 避難民にて道路塞がる……………三九〇

二二 海軍陸戰隊の佈告……………四一一

二三 海軍衛生班の活動……………四二七

二四 兇變直前の天長節奉祝臺……………四六六

二五 引致さるゝ兇漢……………四六七

上海戦と國際法

第一章 事變の發端

第一項 衝突前の形勢

上海事變發生の顛末は當時の新聞記事詳に傳へて餘す所なく、世上既に周知のことに屬し、茲に改めて絮説するを須るない。故に本篇に於ては、たと論歩を進むるに必要な範圍に於てその概略を叙するに止める。

支那各地に於ける過去數年來の排日貨（近年支那では日貨と云はないで、一般に仇貨とか敵貨とかの暴語を用ゆる）運動は、短き紙面に盡し能はざる經緯の下に逐年加はり來つたものであるが、殊に昨秋の滿洲事變以來、上海に於けるそれは一層熾烈となつた。支那の青年論客はよく排日は昨秋以來の日本の滿洲政策に憤慨したる國民的運動なりと云ふが、それは虚偽である。排日は

滿洲事變
と排日貨
運動

滿洲事變に始まつたのではなく、多年の慢性的狂疾の發作である。否、滿洲事變それ自身が支那の多年の排日、憎日、侮日の一結果である。上海の排日は、たゞ支那が滿洲事變を之に結付け、之をその好理由に利用したに過ぎない。けれども兎に角滿洲事變以來、排日貨運動に一段の馬力が加はつたのは事實である。斯くて支那の青年論客、大學中學の諸學生、商民及び労働者の我が在留邦人に加へたる有形無形の迫害は日に月に深刻を加へ、ために早晚彼我の間に、好むも好まざるも一大衝突を見ずんば已まざるの勢となつた。

元來排日でも排英でも將た排米でも、凡そ排外運動なるものは、各國民間の憎惡反噬を排し和平親交を以て國交の常態と爲すべき所の現代の國際通義に相反するや勿論である。別して支那にありては、凡そ排外運動は儼たる國際約定に依りて現に禁止せられてある。乃ち明治三十三年の義和團事變の善後措置として、清帝は光緒二十七年（一九〇一年、明治三十四年）二月一日を以て清國臣民の排外的團體に加入することを永久に禁止し、犯す者を死刑に處する旨の上諭を發し、又同じ日付にて、總督巡撫以下地方官吏はその管轄内に於て排外的紛擾再發の場合、その他條約違反のことあるに方り直ちに之を鎮定せず又はその犯罪者を處罰せざる場合には、直ちに罷免せらるべき旨を宣示したる上諭も發せられ、而して支那政府は二ヶ年間地方の各市府に右の上諭を

排日貨運
動は國際
約定違反

揭示公布することを同年九月七日調印の最終議定書を以て列國に向つて約束したものである。各市府の揭示公布は二年とあるも、上諭の内容は永久である。而して帝政亡びて民國となるも、列國の民國を承認したのは、帝政時代の一切の國際約定を遵守すべきを條件とした上のことであつたから、民國政府とて、排外運動の取締は依然列國に對する責任に屬し、之を怠れば列國は右の約定を援引して支那を責むるに十二分の理由を有するのである。

支那の排外運動も、以前は外國使臣館の包圍その他の攘夷的手段に出でたもので、蠻性的ではあるが同時に男性的のものであつた。然るに近來の排外運動は、名を個人の外貨任意不買に藉りて表面條約不違反を装ひ、實は政府及び黨部の裏から之を操縦するといふ頗る陰險にして狡猾なる形式に於て行はるゝに至つた。支那が排貨を以て我が日本に對抗し始めたのは、大體明治四十一年（一九〇八年）の辰丸事件が嚆矢で、今回のがその第十回目である。参考のため一表にて示すと左の如くである。

第一回	明治四十一年	辰丸事件	九ヶ月繼續
第二回	明治四十二年	安奉線問題	七ヶ月
第三回	大正四年	二十一ヶ條問題	六ヶ月
第一項	衝突前の形勢		

第一章 事變の發端

第四回	大正八年	山東問題	一ケ年半
第五回	大正十年	山東問題再發	一ケ年
第六回	大正十二年	旅大回收問題	八ヶ月
第七回	大正十四年	上海五卅事件	一年四ヶ月
第八回	昭和二年	山東出兵事件	六ヶ月
第九回	昭和三年	濟南事件	一ケ年餘
第十回	昭和六年	滿洲事變	

四

排日貨運動の性質

排外貨運動にも、その種類若くは性質には幾多の差別がある。之を大別すれば、一は需要者自身が自發的に當該外貨を需要せぬことである。二は外界の勢力が需要者を教唆して當該外貨を需要せしめぬことである。三は右の教唆を爲すに方り私刑その他の暴力的制裁を加へて需要者の意思を壓迫することである。右の一にありては、それは全然需要者自身の任意行動であるから、敢て不法を以て論すべきでなく、如何にそれが大規模に行はれたからとて、法律的に之を咎責すべき理は無い。二の場合は程度論で、又教唆の意味にも依りけりである。有志者が特定外貨にケチをつけて近隣の需要者に之を買ふことの不利を説き、又は政府が國産獎勵の要に鑑みて外貨の

その組織的系統

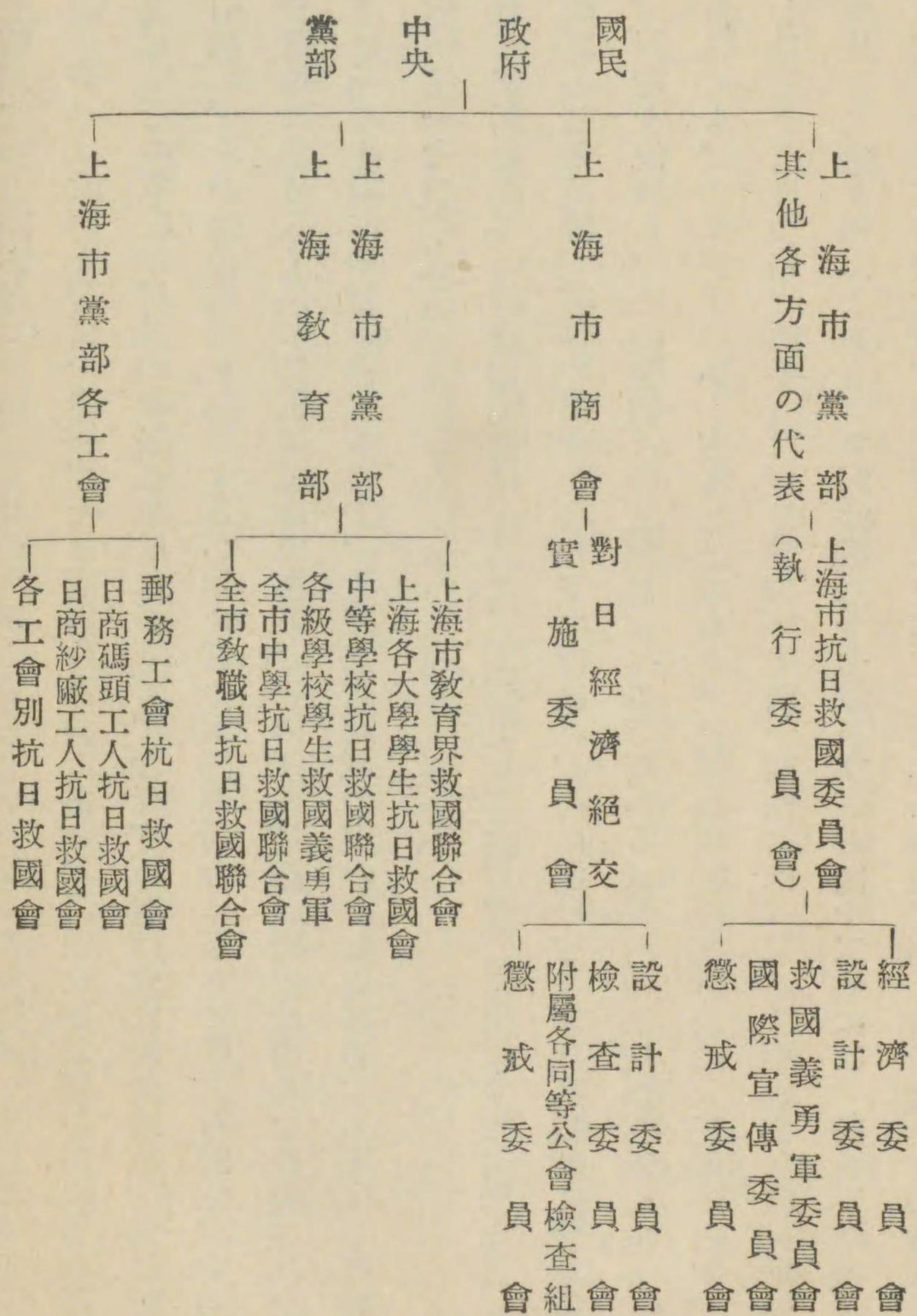
需要を妨遮するといふが如きは、これ亦問題とならない。然るに教唆者が政府であり、又は政府を操縦し若くは政府と事實一身同體たる有力の黨會であり、將た之と氣脈を通ずる各種團體であり、而してその教唆の目的が敵愾心鼓吹にありて、肯ぜざる者は或は財産沒收、或は監禁、或は町内引廻し、その他の私刑を以てするが如き右の第三の場合に至りては自ら別で、支那の輓近の排日貨運動はまさしく之に該當するのである。その運動機關は國民政府の中央及び地方黨部の統制の下に一の組織的系統を作すもので、大體左頁記載の表の如しとある。(上海日報社編纂「上海事變」第一七頁に據る。)

國法に背き國際通義に悖る

されば支那の近年の排日貨運動は、日貨の需要者たる支那私人の自由意志に發するのではなく、一に政府の鼓舞獎勵、黨部の指導命令の下に行はれ、命に遵はざる者は容赦なく之を拘致し、監禁し、財産を沒收し、その他種々の私刑を加へる。斯かるは國內の法規から云つても、國際の通義から見ても、共に許すべからざることである。支那の現行刑事訴訟法(民國十七年、一九二八年、七月二十八日公布、同年九月一日實施)第四十四條には、凡そ勾引は當該裁判所の發する勾引狀に依りて之を行ふとあり、又同法第六十七條及び第四百二十二條には、押收及び搜索は孰れも當該裁判所の發する押收狀、搜索狀に依りて之を行ふとの規定がある。故にこの法律の明文に依

第一項 衝突前の形勢

五



經濟絕交
は事實的
宣戰と擇
ばず

らないで日貨取扱商を逮捕し、店舗を搜索し、家財を沒收するが如きは、如何に政府の指金でやつても違法であること論を俟たない。況して之を以て政府を責むれば、政府は抗日會の爲す所政府與かり知らずと逃ぐるに於て、假に然りとすれば愈々以て抗日會は私刑を弄するの違法を公然行ふものとして、當然刑辟に觸るゝものなること、これ亦辯を俟たぬのである。

支那の排日貨運動に就ては、善意の支那一般商民自身は實際少なからず迷惑を感ずる。けれども抗日諸團體の私刑を恐れ、彼等心ならずも之に追隨する。随つて支那商民を對手とする我が交易は甚しき妨礙を受け、或は支那官民より蒙る種々の迫害のため、邦人の居住營業は事實不可能になる。これ明かに通商條約上の權利に對する侵害であること論を俟たない。國際聯盟規約第十六條は特定條項の違反國に對し經濟絕交を行ふことを規定する。この經濟絕交は、事實に於て違反國に對する爾餘の聯盟國の共同宣戰と擇ぶ所ない。乃ち支那の對日經濟絕交は、規約第十六條所定の措置を單獨に我國に向つて行ふもので、まさに事實的の宣戰、少なくとも挑戦の行爲である。支那は經濟絕交の形式に依るこの宣戰が武力に依るそれよりも安値でやられるものだから、好んで之をやる。勿論支那に對する重要輸出國に非ざる國に對しては、之をやつても格別の効は無いが、對手が我國や英國の如き對支重要輸出國であつて見ると、かなりの打撃を之に與ふるに

相違ないから、支那は直きにこの手段に訴へる癖がある。甚だ悪い癖だ。

民國日報
の不敬記
事
邦人の大
憤慨

支那の排日貨運動に依る迫害が本年に入り彌が上に激烈を加へ、上海在留本邦人の憤慨抑ゆる能はざるに至りし折、會々支那國民黨の機關紙たる民國日報の本年一月八日の櫻田門外の不祥事件に關し、我が皇室に對する不敬の記事を掲載するに及び、邦人間の輿論は急に沸騰した。重光公使は一月十五日之に關する抗議的照會を國民政府外交部長に送致し、同様の照會は在上海帝國總領事よりも上海市長へ發せられたが、同日開會の居留本邦人大會にては、抗議貫徹を期する決議を爲し、實行委員は翌日之を齎して總領事を訪ひ、強硬態度の要望を陳情する所あつた。

事件一先
づ解決

上海市長は帝國總領事の嚴談に依り、旨を中國日報社に諭したる結果、同社は十六日の紙上に於て遺憾の意を表した。この遺憾表示は我方要求の趣旨に照し不充分のものではあつたが、兎に角之に依り事件は解決に向つて一歩進み、更に彼我交渉の末、一月十八日左記條件で一先づ解決を告げた。

一。吳市長は民國日報社々長を招致して親しく戒告を加へ、將來再び此種事件の發生を繰返へさざること保障せしめ、その結果を總領事に通知すると共に、市長として總領事に對し遺憾の意を表する公文を送致すること。

二。直接責任者たる記者を民國日報社々長に於て嚴重なる處分に附し、その旨市長に申報し、市長より總領事に通報すること。

排日運動
却つて氣
勢を揚ぐ

三。本件記事標題の取消及び陳謝の意を表する記事を掲出すること。
然るにこの間にありて支那側の排日運動は更に緩まざるのみならず、却つて一層激烈を加へ、中華民國國難救濟協會外數種の排日諸團體は聯合大會を連日相開いて累次激調の排日的決議を爲し、十七日の如きは數千の學生團及び工人團隊伍を組み、排日的スローガンを高唱しつゝ市中を練り廻はり、大に示威を邦人の前に試みた。

我が僧侶
に對する
暴行

會々この際、上海在留の天崎及び水上と云へる日蓮宗の二僧の支那民衆の暴行に遭へる事件が起つた。二僧は信者三名と共に一月十八日、市中托鉢の途次、引翔巷の支那人經營のタオル工場三友實業社の前を過ぎしに、同社の職工百餘名は口々に日本人を殴れと叫びつゝ先づ石を拾つて投付け、次で場内より鐵棒棍棒類を持出して五名を亂打し、殊に二僧は敢て抵抗せず、合掌してお題目を唱へながら毆打せらるゝが儘に任せ居りたるに、暴民は之を引倒し、上から混凝土板で胸となく背となく無茶打ちに打ち續けた。附近佇立の支那警吏は之を眺めつゝ敢て制止もせず、却つて微笑、冷笑する風であつた。

三友實業社への襲撃

水上師は殊に致命の重傷を受け、數日後に遂に死亡した。

この事件に對し居留邦人は彌が上に激昂し、氣に馳せる邦人若干——上海青年同志會員と稱する者三十二名——は十九日夜深更、三友實業社に謝罪要求の談判に押しかけ、而して要領を得ずと爲し、憤然火を放つて社の一棟を焼き、馳付けたる租界工部局の支那人巡捕二名を斬仆し、二名に重傷を負はせた。その格闘の際、打入りの本邦人一名も巡捕より射殺された。

この事件は深大の憂慮を上海の内外識者に與へた。のみならず、本邦人に對する同情を大分失はしめたことを掩ひ得ない。三友社員の本僧侶の不法行爲に關し掛合ふべきは宜しく日本總領事を経て支那當該官憲に掛合ふべき筋道なるに、その順序に由らず日本人數十名隊伍を組んで深夜に私刑を三友社に加へ、剩さへ職務の巡捕を殺害するが如き、如何に元は曲支那人側にありとは云へ、まさに暴を以て暴に報ゆるもので、以て支那の不法行爲を咎責する資格は無い、といふ批評は心ある内外人の間に聞えた。殊に支那官憲既に自國民を取締るの力なく、日本總領事亦管下の在留民を取締り得ずとありては、勢の趨く所到底日支の大衝突は免れじ、と見たる外人も少なからずあつたやうである。

因みに記す。當夜の邦人暴行者中、青年同志會長滿村某外六名は間もなく帝國總領事館に自首

し、總領事館にてはその審理を長崎地方裁判所に移したが、同裁判所にては六月四日判決があり、滿村は懲役一年六ヶ月、餘は懲役一年、三年間執行猶豫で、尙ほ滿村は直ちに控訴したとのことである。

民國日報我が陸戦隊を怒らす

曩に櫻田門事件に關し不敬の記事を掲載したる民國日報は、二十一日の紙上に於て右の三友社襲撃事件を報道するに方り、『日浪人陸戦隊の掩護を藉り上海にて恣に横行す』との標題を附し、中に於て『日人該廠に對し破壊の蓄意を存する心既に久し。故に昨朝二時四十五分、便衣日浪人七十餘人前導し、駐紮東華紗廠の日本陸戦隊及び北四川路の日艦陸戦隊を後に隨へ、鐵甲車四輛を用ひ、引翔郷三友工廠に馳向し、焚燒攻撃に預め備へ云々』と記したので、之を讀める我が陸戦隊にては赫怒し、即時一將校を同日報社に派し、(一)主筆錢滄碩の陳謝文を携へ陸戦隊に出頭して陳謝すること、(二)民國日報紙上に半頁大の陳謝文を掲載すること、(三)將來此種の事件を繰返へさざることを誓約すること、(四)直接責任者を處罰すること、(五)右要求に應ぜざれば陸戦隊に於ては適當の處置を執ること、(六)本要求に對する回答は二十三日午前五時迄に爲すべきこと、といふ要求を以て嚴談を試みた。然るに同社は大要『三友廠被焚事件の記事は各通信社の報告に根據し、同日の上海の他紙にも亦同様の記載あるが、貴隊より事實不符の箇處ある旨聲明あ

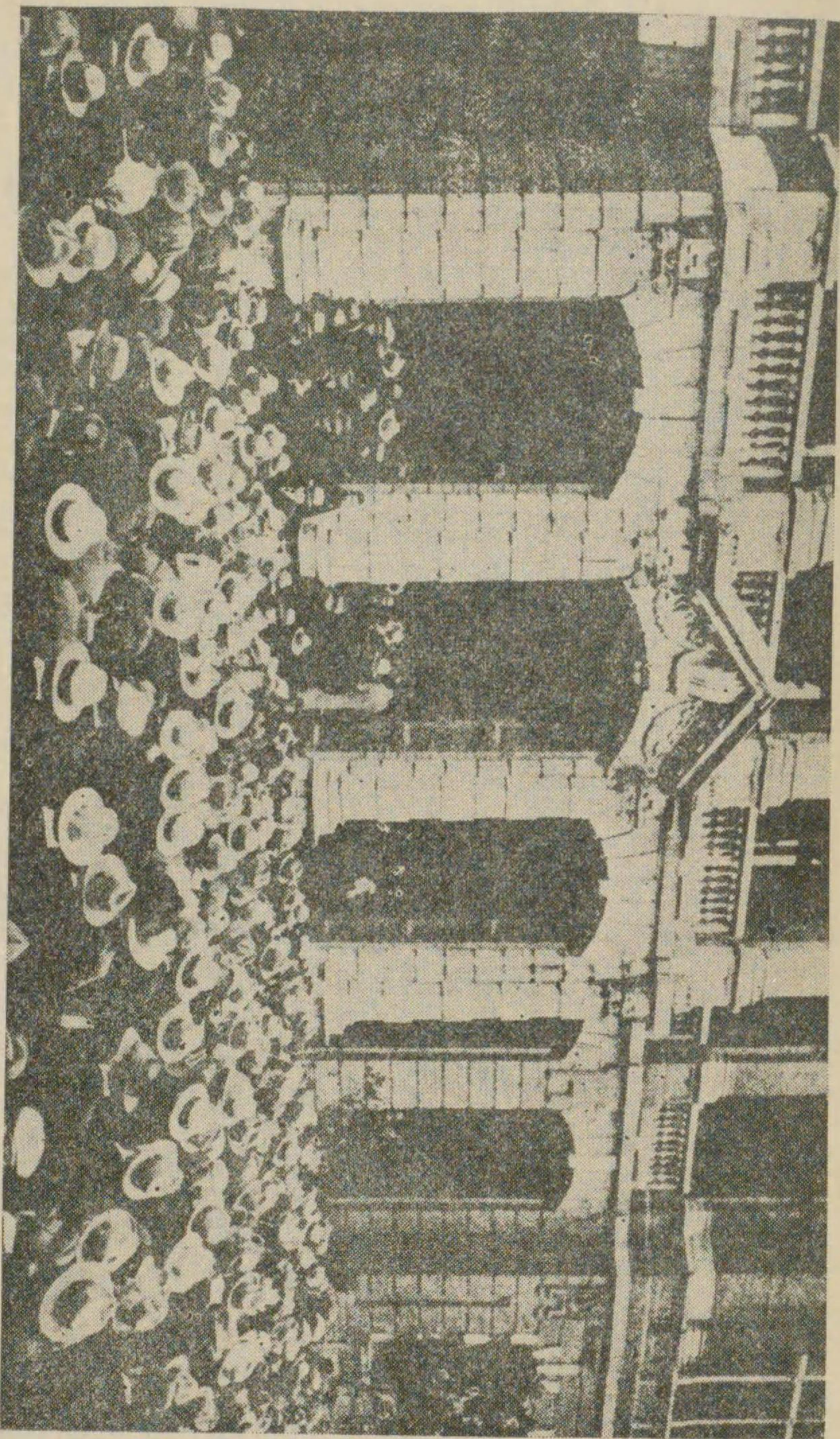
るに由り、二十三日の本紙上に於て訂正し、竝に誠を竭して貴隊に對し遺憾の意を表示す。但し尊翰提示の第四項は、新聞紙の慣例に合せざるため實行し難し』との回答を寄せた。陸戦隊にてはこの回答を以て不満足と見たが、折から租界工部局よりの調停もありて、即ち本件解決方を工部局の手に移すことになり、その結果租界參事會に於ては二十六日民國日報社に對し、租界の安寧秩序を紊す記事を掲載せりとの理由にて同社の閉鎖を命じ、工部局警察は警吏十數名を同社に派して機械什器類を封し、閉鎖を斷行した。

邦人側の
態度硬化

これ等の事態に對し支那人側にては逆恨みの態度に出で、排日貨の徹底的實行の高調は未だしも、中には對日斷交の要を急叫する者なども珍しからざるに至つた。しかも在留邦人側の硬化は更に一層甚しかつた。二十一日有志者大會は開かれ、上海民衆大會實行委員會の名に於て支那膺懲の要を強調せる一大聲明を發し、終つて五百名近くの邦人は打揃ふて總領事館及び海軍陸戦隊本部を歴訪し、途中排日ポスターを張れる支那人店舖の窓ガラスを破壊する者などもあつた。

この日即ち二十一日、帝國總領事は上海市長に對し十八日の日本僧侶被害事件に關する要求を提示した(日付は二十日か)。即ち(一)市長の陳謝、(二)加害者の逮捕處罰、(三)被害者への慰料及び治療費の負擔、(四)抗日會その他排日諸團體の即時解散、以上四ヶ項の承諾且實行方を要求

僧侶被害
に關する
我が要求



第一項 衝突前の形勢
す 帝 邦 に 館 事 領 總 國 帝 人 邦 留 居

市長大體
に於て之
を承諾す

したものである。市長吳鐵城は、右の第四項に就ては南京政府と打合せたる上に非ずんば確答し難しと云へるも、餘の三項に對しては大體承諾の旨を述べ、追ての正式回答を約した。

故に二十一日の當日に於ける日支兩官憲間の交渉の關する限りは、形勢は必しも險惡ではなく、寧ろ平和的解決の曙光がヨリ強く見えたのである。然しながら居留邦人の既に頂點に達したる憤慨は、却々以て之を引下ぐるに困難である。否、支那官憲の言など毫も信用するに足らず、徹底的解決は我が實力でヤツつけるの外あらず、といふ考の方がヨリ強い。此に形勢のデリカシーがある。若し我が軍事外交當局者に於て制動機たるよりも推進機となり、騎虎の激勢に更に一鞭を加ふるが如き、若くは加ふるを辭せざるが如き、假にも斯かる態度を執り若くは示すに於ては、船は奔流急湍に向つて突進すること今や自然、當然、必然の勢とならざるを得ない。然り、上海事變は一月二十八日の夜半を以て急に勃發したのではなく、一月二十一日前後に於て最早やそのスパークは閃いたのである。

第二項 形勢急調を加ふ

帝國軍艦

この時に方り、事態を重大と認めたる我が海軍當局は、吳軍港より巡洋艦大井、驅逐艦四隻、

の増遣

及び航空母艦能登呂を上海に増遣することに決した。(大井及び驅逐艦は二十三日、能登呂は二十四日、孰れも上海に着した)。この諸艦増遣の豫報が上海に達したる同じ二十一日、上海の帝國第一遣外艦隊司令官鹽澤少將は上海諸新聞紙を藉り、左の強硬なる聲明を内外に公表した。

その到着
に先だち
司令官の
強硬聲明

『本職ハ上海市長ニ帝國總領事ノ提出セル抗日會員日本僧侶暴行事件ノ要求ヲ容レ速ニ満足ナル回答竝ニ其ノ履行ヲ要望ス。萬一之ニ反スル場合ニ於テハ、帝國ノ權益擁護ノ爲適當ト信ズル手段ニ出ヅル決心ナリ。』

抑も上海に於て帝國の有する權益と云へば、通商航海條約その他日支間の諸條約に依りて直接に、又支那と他外國間の諸條約に均霑することに依りて間接に、帝國臣民の享有する幾多の權利、及びそれ等權利の行使に依りて設定せられたる幾多の利益である。その利益中には、例へば租界外の各所に手廣く經營する我が紡績事業もあり、將た上海を中心にして長江に活動する日清汽船のインテレストもある。今夫れ上海市長に於て日本僧侶被害事件に關する陳謝外三項を速に承諾且履行せずんば、艦隊は進んで帝國のそれ等權利及び利益の擁護のため適當と信ずる手段に出づるの決心なりと、蓋し敢てそこまでを意味したものであるまい。權益擁護の語は、昨秋の滿洲事件以來、その語義を深く究むるなくして聊か流行的に之を濫用するの嫌あるが、爾後の上海事

件に關する他の二三の公的文書にもこの語時々用ひられあるに於て、要は居留民の營業及び生命財産の保護といふことゝ大體同一の意義に用ひたものと軽く解して可からう。

居留邦人
一種の暗
示を與へ
らる

さるにても艦隊司令官の右決心なるものを特に公然聲明したのは、支那に對する示威の意に出でたものか、居留邦人に安心を與ふるがためか、孰れにしても胸中の決心を公然披露したるに於て、一種の暗示を強く上海居留の本邦人に與へたに相違ない。それかあらぬか、翌々二十三日、第二次居留民大會は日本人俱樂部にて開かれ、來會者一千人と註せらるゝほどの未曾有の活氣と緊張振りを呈したとあるが、その折の景況として上海毎日新聞（翌二十四日）の記事に依れば、開會の辭に次ぎ岩井勇氏は

『二十日の居留民大會で選んだ實行委員等は決死的な仕事をすべく計畫して居たが、二十二日の鹽澤一遣司令官と會見の結果、海軍側に大きな決意がある旨を聞かされ、却つて我々のやることが海軍の邪魔になる結果を生ずるといふことになれば我々は遠慮したがよからうといふことになつた。我々の決意は日本政府や海軍が動かなかつたから計畫したもので、今日の如く海軍が動き出した以上、海軍に總てを依頼してその行動を見守らう』
と述べ、續で立つた衛藤隅二氏は

『我々の方針は軍部に依頼することに決した。鹽澤司令官との會見で軍部の大方針を打明けられて、居留民の個々の襲撃や事件を醸すことは却つて國家の大計を誤る惧れがないとも限らないから、此際自重することゝした』

とて司令官との會見顛末を詳しく報告し、續で小西榮吉氏登壇、

『大目的を遂行せんとする海軍に我々は總てを任せただ、我々は海軍を信頼すると共に監視しなければならぬ、諸君も實行委員及び海軍を監視する義務がある』

と述べ、やがて閉會となり、一同平穩に散會したとある。謂ふ所の『海軍の決意』とか『軍部の大方針』とかは具體的に何を意味したか詳でないが、若しそれが果して責任ある海軍司令官の口より洩らされたものとしたならば、居留邦人は向後の時局の發展に就て或種の一大暗示を與へられたのであらう。

排日諸團
體の反噬

この間にありて我が政府は、上海の抗日會その他排日運動の諸團體を即時解散せしむるを以て急務なりと認め、その解散方を期限を附して支那側に嚴重要求すべき旨二十二日を以て在上海帝國總領事に訓令した。然るにそれ等諸團體は、解散命令が出た所で、てんで耳を藉しさうにもない。ないのみか抗日會、總工會、學生聯合會、排日貨大同盟會、國難協濟會等三十有餘の排日諸

團體の代表者は市長に對し、(一)三友社襲撃事件に關し日本總領事に嚴重抗議し、犯人處罰、賠償、謝罪、及び將來の保障を爲さしむること、(二)日本海軍陸戰隊を三日以内に全部撤退せしむること、(三)速に中國軍隊を増遣すること、(四)愛國運動取締の要求を拒絶すること、(五)義勇軍に武器を給付すること等を強く要求する始末であつた。市長吳鐵城も之に動かされ、當時人に向つて抗日會その他の民衆團體は法律に違反せざる限り政府として如何ともする能はずと聲明したものである。

彼等は單に口先きの空騒ぎのみではなく、その背後に控ゆる十九路軍を恃んで日本何者ぞと見縊つて居つたことは否み得ない。十九路軍とは何であるか、如何なる戦歴を有する軍隊であるかは後章に於て叙することにし、同軍は抑も如何にして當時會々上海の背面に在りしか。同軍は元來が廣東軍であるから、内心は南京政府の節度に服するを屑しとしない。蔣介石も亦十九路軍を實は厄介視する。それが如何にして蔣の勢域である滬甯間の要地に據るに至つたか。

過去一年間の支那の政情は餘りに管々しいから細説はしないが、世人の尙ほ記憶する如く、昨年三月蔣介石の胡漢民監禁事件が直接間接の因となりて國民黨の内訌となり、廣東派の分離となり、廣東に新政權の樹立を見るに至つた。その後南京廣東兩政權間に妥協談は幾たびか出たが、

その後
に控ゆる
十九路軍

同軍の上
海の背面
に據れる
理由

議は一向に進まず、その中に昨秋の滿洲事變は茲に兩政權を妥協せしむるの楔子となり、紆餘曲折を経て漸く十一月七日に兎も角も手打ちとなつた。蔣はその間に下野を宣明し、之を取消し、又遂に下野を決行するの経緯もあつたが、兎に角十二月末に成れる國民政府の最高幹部は、蔣は三十三名の政府委員の筆頭として残りしも、政府の主席は林森となり、孫科は行政院長、伍朝樞は司法院長、陳友仁は外交部長といふが如く、廣東派が大部要路に立つに至つた。而して之と共に、十九路軍は本據の廣東から臨時に上海方面に移された。同軍が滬甯線の要地に占據することは、廣東軍閥が國民政府と握手し、その安全を蔣介石の手に托するに就ての必要條件とした所のもので、即ち提携が萬一破ることありても、廣東派の首領株は曩の胡漢民の覆轍を踐むことなく、南京派の暴力には引掛かゝらぬぞといふ保障のためであつた。たゞそれだけの話で、別に中華の干城となつて外敵を禦ぐなどいふ忠誠の念からして上海の守備に當つた譯のものではなかつたのである。

然るに日支の關係が險惡化し來ると共に、廣東南京兩派の間に對日方針に關し意見の衝突が起つた。廣東派を代表する外交部長陳友仁は對日斷交及び宣戰の利を主張したが、兵力の實際を理解する蔣介石はその無謀を説いて之に反對した。陳は意見衝突の早晚齎すべき結果を豫測し、急

虎と狼に
挟まる

ぎ南京を去りて同志の孫科と共に安全地帯の上海共同租界に身を移した。兩派の再對抗は内亂再發の兆候をも呈した。蔣は曩に一時下野したが、爾後多少勢力を盛返へすと共に、麾下の顧祝同の率ゆる警衛第一師を以て十九路軍に代らしめんとした。けれども廣東派を親分とする十九路軍は、南京派の勢域たる上海背面の要地を固く擁して動かない。動けば陳、孫、その他廣東派の没落となるのは知れたことであるのみならず、實入りの頗る多い上海を扼するは則ち金權政權の元締めを扼する所以で、依然南京を制する地位を保ち得る譯であるから、挺でも棒でも斷じて動かない。それがため、或は蔣の手兵と十九路軍との間に衝突が起りはせぬかとも見られた。十九路軍は前には日本、後へには蔣介石といふ虎と狼の間に挟まつた。

そこで彼等の親分は打算した、寧ろ日本を激せしめて戰端を開かしめ、その結果一面には蔣を對日共同戦線に誘ひ、戰運萬一不利となつた曉には責任を蔣に轉嫁して彼を失脚せしめる、又他の一面には、日本の上海侵略なるものを滿洲問題に不可分的に結付けて列國干涉の誘導の具に利用する、これが廣東派及び十九路軍を活かす最巧の道である、と彼等は斯く打算し、一條の畏路を日本の前に設けた。幸か不幸が我國は、若くは一月二十日以後數日間の在上海居留邦人及び文武官憲は、忌憚なく申さば、知らず識らずこの畏路に向つて突進した姿である。

一條の畏路を日本の前に設

危険の空氣日増しに漲る

斯くして一方に於ては、十九路軍は上海附近の要地を固め、土囊を積上げ、鐵條網を張り、機關銃迫撃砲等を据付けて防禦工事を進め、又他方にありては、陳、孫、その他廣東派の面々は市民の間に對日開戦氣分を煽動するので、危険の空氣は日に増し漲つた。斯かる間に一月二十七日、帝國總領事は去二十一日提出の我が要求に對する支那側の明確なる回答を二十八日午後六時までには接到するやう送致ありたしと上海市長に照會した。この照會の背後には強硬なる何ものか潜在すとも見たものか、市長は抗日團體解散に決意したらしく、即ち同二十七日午後五時、市政府公安局長（警察部長）に對し二十八日午後八時までに抗日團體を解散せしむること、五ヶ所の倉庫に保藏しある抑留日貨を社會局の管理に移さしむること、各種公會をして抗日運動を停止せしめ、その旨各新聞に公告せしむること、の三項を命令し、同夜七時、彼は更に『上海銀行、錢業公會、各業公會、その他各種團體は抗日會の違法行爲及び一般庶民の營業を妨害する事實を陳述し、之が解散を要求せり。抗日會の組織は元來法律上の正當なる手續を履みしものに非ずして、日貨の抑留沒收等の不法行爲を恣にし、庶民を苦むること實に大なるものあり。故に公安局に命じ即時抗日會を解散せしむることにせり』との聲明を發表したとある。

彼れ我が

市長吳鐵城は翌二十八日午後三時十五分、秘書長の俞鴻鈞を帝國總領事館に遣はし、要求四ヶ

上海市長の抗日團體を解散するを發令す

要求全部

を承諾す

條を全部承諾する旨の回答を總領事に手交せしめた。市長のこの回答文は事變の始末を冷靜に批判すべき史料として大切なもので、即ち支那字新聞紙の所報では左の如くであつた。

その回答

『逕復者。案准一月二十日大函略開。日本僧侶天崎、水上、信徒後藤、黒岩、藤村等五名、於本月十八日下午、在馬玉山路附近被毆傷、提出條件四項、請求接受等因。准此。查本案發生、殊屬不幸。本市長深表歉仄。當時據報後、以案關傷害、法有明文、當即嚴令公安局、限期緝兇歸案法辦。所有被害人等醫藥及撫慰金、本市長亦可酌爲給予、以示體恤。至來函所提、關於取締抗日運動一項、現查本市各界抗日救國委員會、有越軌違法行爲、業經令行主管局、將該會取締、以維法紀。關於類此之越軌違法行爲、本市長仍當本法治精神、令行取締。至其他各抗日團體、并已令局、予以取締。相應函達、請煩查照爲荷。……』

支那文は語に含蓄が多く、意義を正確に言表はすに不充分の嫌もあるから、今上海の英字新聞に現はれたるその英譯に照し合はせ、左の如くに意譯する。

『馬玉山路附近に於ける日本僧侶五名襲撃事件に關聯し要求條件四項を提示せられたる一月二十日付貴翰に對する回答として、予は該事件の甚だ不幸なる一事件なりしことを申述ぶるの光榮を有し、その發生に對し予は茲に陳謝の意を表す。予は當日該事件の報告に接するや、事は

我國法律の明文に觸るゝものたるを視、直ちに公安局に命するに時を限る犯人の逮捕及び處罰方を以てせり。予は惻隱の表情として被害者に治療費及び慰藉料を欣然支拂はんと欲す。

『排日運動の取締に關する要求に就ては、上海聯合抗日排貨協會の行爲の不當且違法なりしことと今認められたるを以て、予はその解散を實行せしむべく關係局に命令を下せり。予は類似の不當且違法の行動に關しても、法治政治の精神を恪守し、その抑壓方を發令すべし。尙ほ予は他の一切の排日團體の解散方をも該關係局に命じたり。』

而して吳市長の發せる抗日救國會解散令は、同じく英文新聞に依れば左の如きものであつた。

『國難に鑑みたる本市市民の熱烈なる愛國心に由り抗日排貨協會は組織せられたるが、不幸にして同協會の活動はその軌を逸し、ために各方面より批評及び苦情を招くに至り、他方諸團體よりも亦本市政府に對し救濟方を請願する所あり。予は熟慮の末、報國の精神に鑑みて今該協會を抑壓せざるを得ず。仍て予は茲に公安局に對し、社會局と協同して該協會の即時の解散を實行せしめ、その結果を本市政府に報告すべきことを命ず。』

この解散令の寫が帝國總領事館に通牒せられたか、又事實同令が公安局に發せられたか、發せられたにしても誠意を以て發せられたか否か、そは詳でない。

帝國總領
事滿足の
意を表す

帝國總領事は上海市長の我が要求四項を悉く承諾せる回答を見て満足を表したとある。如何なる言辭を以て使者の尙秘書に應酬したかは詳でないが、兎に角満足の意を彼に向つて表示したのは、當時の諸報道に對し何等打消しが無いから、蓋し事實であらう。尤も鹽澤第一遣外艦隊司令官の二十九日上海發海軍省への報告として翌三十日の都下諸新聞紙に掲げられたるものに依れば、その中に

『二十八日午後三時十五分上海市長は漸く要求全部を容るゝに至れるが、總領事より吳市長に對し附帶條件として不慮の衝突を避くるため日本軍附近の支那軍の撤退を要求し、第一遣外艦隊に於ては承認條件の實行及び一般形勢の推移を靜觀中なりし所：：工部局は二十八日午後四時戒嚴を布き、午後五時各國軍隊は協定の配備に就く。第一遣外艦隊司令官は午後八時三十分各國軍と協同、多數邦人の居住する閘北一帶の治安維持のため兵力を配備、之に付右方面の支那軍隊の敵對施設の撤去を希望するの聲明を發し、支那側に對して之を遺憾なく傳達することを促すの手段を執り、在泊各艦の陸戰隊を上陸せしめ、上海特別陸戰隊に協力を命じたり。』

その附帶
條件

とあるに徴し、即ち總領事は滿足の意を表する附帶條件として支那軍の撤退を要求し、艦隊司令官は一般形勢の推移と共に右附帶條件の實行如何を靜觀するに至つたものと讀める。故に局面は

二十八日午後三時十五分を以て一段落とし、抗日會解散問題は既に終局を告げ、問題は新に支那軍撤退要求といふ別箇の案件に移つたこと知るべきである。然るに、この重要な點を支那側の文書に照して見れば、吳市長が二十八日夜半の兩兵衝突を見、翌朝急遽帝國總領事に送つて怪訝の感と抗議の意を披陳したる書翰（日付は二十八日）には、

『逕啓者。查關於本市最近中日交渉、本市長爲求和平解決計、對於貴總領事所提條件四項、業經接受、並於今日（二十八日）下午一時四十五分函復送達在案。當時貴總領事、並經表示滿意。詎料今晚十一時二十五分、市公安局接到貴總領事信封一件、內附日本第一遣外艦隊司令官、致本市長及市公安局長公告各一件。略稱。帝國海軍、鑑於多數邦人、住居閘北一帶、爲維持治安計、欲以兵力配備該處、以負保安之責。本司令希望中國方面、應將閘北方面、所有中國軍隊及其敵對設施、從速撤退等語。即晚十二時、市公安局接到閘北報告、日本海軍陸戰隊、在該處開始自由軍事行動、向華界進攻。查貴總領事、對於本市長之答復、既經認爲滿意。而貴國海軍、突然有此軍事行動。殊堪詫異。所有破壞和平、及本市安甯所發生之一切責任、應由貴方負之。本市長相應提出嚴重抗議。即煩查照、轉致貴國海軍方面、迅予停止軍事行動、以免事態再行擴大、並希見復爲荷。』

之を英字新聞から平易に邦文に重譯すると左の意味である。

『當市に於ける最近の中日交渉に關し、予は左のことを開陳するの光榮を有す。即ち予は平和的且友好的の解決方に鑑み、曩に貴下の提せる要求四項を受諾し、右拙答を本日午後一時四十分五分を以て貴下に致したるに、貴下はこの拙答に對し満足の意を表せられたり。然るに今夕十一時廿五分、本市公安局は日本總領事館と署せる一封書に接したるを以て、之を披見するに、中に日本第一遣外艦隊司令官の一は拙者に、一は公安局長に宛てたる二通の通告文あり。要は、日本帝國海軍は多數の日本臣民が閩北に居住すると平和の維持とに鑑み、同地に軍隊を派し、依つて以て秩序を維持するの責任を履行せんと欲すること、且日本海軍指揮官は在閩北支那軍隊の即時撤退し且一切の軍事的準備を撤去するを希望することを記せるものなり。而して午後十二時公安局の閩北より接したる報告に依れば、日本海兵は既に軍事行動を開始し、支那の地域を攻撃せりとあり。

『既に貴下に於て前記拙答に對して満足の意を表せられたるが故に、日本海軍の軍事行動は甚大の驚愕を惹起せざる能はず。隨つて本市の平和及び秩序の破壊より生ずる何等結果に對する責任は、一に貴方に於て負はざる可らず。予は茲に嚴たる抗議を貴下に申納れ、併せて時局を

要求事項
の一轉化

この上に擴大せしむる勿らしめんがため、軍事行動の即時の停止方を貴下より貴國海軍官憲に通告せられんことを希望す。幸に之に對する貴答を得ば幸なり。』

吳市長のこの照會に依れば、支那兵撤退の要求は總領事が市長の日本要求全部承認に對し満足の意を表する附帶條件として提出したるのではなく、遣外艦隊司令官自身が總領事館の封筒を藉りて敵對施設の撤去と共に之を直接に市長及び公安局長に要求したるもの、しかも午後十一時前後に行はれたものと解せられる。而してそれが司令官自身の要求であつたことは、後に述ぶる如く司令官の午後八時三十分を以て公にしたる聲明書に徴しても明白のやうである。この聲明書と翌二十九日發海軍省への報告の右の點に關する矛盾は今問ふを須むず、兎に角要點は、日支の争點が排日取締の要求から——而してそれを支那側に於て承諾したる結果として——新に閩北の支那兵の撤退の要求といふことに轉化したことになる。

然るに支那の群衆は、市長の日本要求全部承諾のことを聞いて大に不平を抱き、市政府附近に集合してその不實行を叫び、且動もすれば不穩の舉に出でんとするの風もあり、邦人の居住營業者の少なからざる北四川路及び附近地よりは支那警吏殆んど擧げて逃亡し、治安の責に當る者なく、邦人の生命財産は甚しき脅威の下に立つた。

支那群衆
市長の日本
要求全部承
諾に不平

共同租界
の戒嚴令
宣言

共同租界當局者は事態の急迫を慮り、一月二十八日の午後四時を以て租界に戒嚴令を宣布した。國際聯盟上海事件調査委員會（これは一月三十日の聯盟理事會の決議にて上海に出來た日支以外の理事國代表者にて構成されたる委員會で、米國總領事もオブザーヴァーとして參加した）の二月五日付第一回報告（二月十一日新聞紙上に公表）には『一月二十八日午前七時三十分、日本海軍司令官は他の各國警備軍指揮官に對し、何等満足なる回答が支那側より來らざる場合には翌朝を以て行動を開始するの意なりとこのことを通告した。租界工部局にては二十八日午前會議を開き、同日午後四時より戒嚴令を宣することに一決した。この決定は工部局自身の責任に於て爲されたものである。戒嚴令の宣言は要するに各國軍司令官に向つてその擔當區域の警備に就かるべきことを期待すとの通告を意味する』とある。租界の謂ゆる戒嚴令の意義及び性質は別に租界の中立性を論ずる所に於て詳述すべきが、要は内にありては租界の義勇隊及び警察吏を總動員して緩急に備へ、外に向つては右にあるが如く、各國軍司令官に於て各自擔當警備區域に就くの用意を促すの意味に外ならない。兎に角上海市長が我方の要求四項を全部承諾し、帝國總領事の之に對して満足を表したることに依り時局は平和的に解決するが如くに見えたるに拘らず、工部局が戒嚴令を宣布したる所以は、畢竟支那側は日本要求承諾の約束を實行するの意思なくして日本攻撃の

準備を爲しつゝありとの情報も傳はり、又市長の右承諾に對する抗日會その他支那民衆の反對運動も起りかけたので、工部局は事態尙ほ穩ならずと見、萬一の急迫に備ふるに利ありと認めたと、果に外ならない。

各國兵の
警備區域
の割當

是より先き前年の六月、上海駐屯の各國軍隊指揮官は相會し、緩急の際に於ける租界共同防備協定なるを審議作製した。（租界共同防備と云つても、租界の特定の同一地域を共同的に防備するのではなく、特定の割當地域を各別的に防備するの意味である。この意味を明かにして置かないと、共同防備なる語に誤解を生ずる）。元來上海の共同租界は各國租界を並列的に連結したものでなく、單一の共同租界として混成的に存在するものであるが、しかも中にありて例へば本邦人が虹口方面及び租界北部の延長道路區域に自然密集する如く、各國人共自然夫々或方面に集團する風は無論ある。然しながら租界の性質としては、各國人はその全區域の何れの方面にも居住し得る制で、又現に各方面に洽く散布され、隨つて各國人の利害が互に錯又するは免れない。この遠心的と求心的の兩關係を調和せしめ、各國駐屯兵の徒らに分散して能率の損失を來すことを能ふ限り避けしむるには、一面に於ては各國駐屯兵の相互間及びその工部局部隊との間の協力を努めて維持すると同時に、他面に於て各國兵の警備擔當區域を劃定して之に當るのが方法に於て便利

であり、結果に於て最も有效的であること勿論である。擔當區域を劃定したからとて、他の區域のことは我れ不相關焉といふ譯ではなく、必要に應じて相互共助するのは無論なるも、擔當區域を各相別つてその責任を明かにして置く方が萬事につけ便利であり有效的であるに相違ない。嘗に共同租界の各區域間に於てのみならず、共同租界と佛國租界との關係に於ても亦同様で、必要に應じ臨機援助を相互に供與すべきと共に、警備の本體は各その分界を立て、相侵さざることにしてある。

日本兵の
警備區域

斯の如くにして上海共同租界に駐屯する各國軍隊の指揮官の間に於ては、前述の如く前年の六月に各自の警備區域に就て協定が出來た。各國の警備區域は大體に於て英國兵は彼南路以西の共同租界西部一帯、米國兵は彼南路以東蘇州河に沿ふ麥根路に亘る一帯、伊國兵は我が豊田紡績工場附近一帯、共同租界義勇隊は租界の中心區域、佛國兵は佛租界全部、而して我が日本兵の警備擔當區域となつた所は、蘇州河口より西行して北河南路に進み、租界の境界に沿ひ東折し、北河南路と北四川路の中間に位する北江西路より北上して吳淞鐵道線路に到り、同線路に沿ひ更に北上し、虹口公園（新公園）の北角を直廻し、園の北面に沿ふて北東角に達し、その角より租界の北線上の哈爾濱路へ一線を引けるその以西の一帯の區域である。故に日本の警備擔當區域は、晉

租界外の
若干地域
にも及ぶ

に租界の虹口一帯及び租界北部の延長道路區域のみならず、その延長道路區域を中心とする東西の租界外の若干區域を包含したるものなること知るべきで、これは上海防備委員會に於て爾く了解したるものなること前述の國際聯盟委囑の上海事件調査委員會の第一回報告にも明記せられてある。この租界外の特定地域が我兵の警備區域となつてあつた一事は特に留意を要する。なぜならば、二十八日の夜半に日支兵間に衝突の起つた吳淞線以東の虬江路、廣東街、三義里の各方面は、延長道路區域外ではあるが日本に割當てられた警備區域で、陸戰隊の當然巡邏屯營するの權利ある所である。その權利ある我が警備區域に於て陸戰隊が部署に就かんとするに當り、支那の正規兵は正面の土壘より、又便衣隊は側面の屋壁より我兵を狙撃したので、我兵之を反撃し、遂に衝突を見るに至つた次第で、隨つて曲の支那側にあることは屢々の辯を須ゐずして明々白々といふことになる。兎に角右の警備區域割當は元と工部局の希望に發したるものなるも、その協定は一に各國軍指揮官の間に成り、即ち協定の内容には工部局は何等の交渉を有しない。

我が艦隊
司令官の
布告

共同租界工部局が戒嚴令を發するや、恰もその前日、各國軍司令官は相會し、非常の際には前述の共同防備協定に基き、當該擔任區域の指揮官に於て適當と認むる警備方法をその區域内に實施するといふ話合が出來たので、之に依り英米佛の駐屯軍は工部局の戒嚴令に伴ひ、夫々配備に

就いた。之と共に我が第一遣外艦隊司令官鹽澤少將は左の布告を發した。

『我海軍ハ工部局ノ發セル戒嚴令ニ依リ、警備擔任區域内ノ直接治安ニ任ズルコト、ナレリ。戒嚴中擔任區域内ニ於テ時勢ニ妨害アリト認ムル集會ヲ停止スル外、戒嚴施行上必要ト認ムル諸件ヲ執行スルコトヲ布告ス。』

之に關する一二の疑惑

鹽澤司令官の右布告は、冷靜なる法律眼から視れば、一二の疑惑を挾むべき餘地がある。工部局の戒嚴令は、警備擔任區域の各司令官に當該區域の直接治安に任ぜしむるといふ排他的行政權までを與ふる性質のものであるか。租界内の集會停止の權は工部局が行ふものであり、又現に工部局が二月一日の緊急布告を以て同日以降に行つた所である。それを司令官は如何なる權限に依りて代行し得たるものか。戒嚴施行上必要と認むる諸件とは、具體的に如何なることを指す意味であつたか。一言にして云へば、工部局の謂ゆる戒嚴とは如何なる意義性質のものかと司令官に於て解したか。疑へば疑ふの餘地もかなりあるが、今之を溯究するも何等實益なきことであるから措くとし、右布告に次で同二十八日の午後八時三十分、鹽澤司令官は左の聲明を公にした。

同司令官の支那軍隊撤退の

『目下上海ハ租界内外ヲ問ハズ人心動搖シ、形勢不穩ニシテ刻々惡化シ、工部局ハ戒嚴ヲ令シ、各國軍モ亦警戒ヲ嚴ニシツ、アリ。帝國海軍ハ多數邦人ノ居住スル閘北一帶ノ治安維持ニ關シ

要望

不安ト認ムルヲ以テ、兵力ヲ配備シ之ガ保安ニ任ゼントス。本職ハ閘北方面ニ配備セル支那軍隊及其ノ敵對施設ヲ速ニ撤退センコトヲ要望ス。』

その法律的批判

この聲明には注意すべき點が二つある。第一は、帝國海軍が兵力を配備して保安に任ぜんと云へるその地域である。聲明文を軽く讀み下すと、その地域は多數邦人の居住すと稱する閘北一帯の地を意味するが如くに讀める。現に上海の外字諸新聞紙に現はれたる右聲明の該部分は、孰れも
 “The Imperial Navy, feeling extreme anxiety about the situation in Chapei, where Japanese nationals reside in great number, have decided to send out troops to this section for the enforcement of law and order in the area.” となつてゐる。けれども先づ以て、多數邦人の居住するのは主として北四川路及び同路以東の租界延長道路區域で、閘北一帯ではない。次に帝國の兵力を配備し得るのは、豫てその警備區域として割當てられたる虹口方面及び北部延長道路區域内竝に滬淞鐵道線路以東で、閘北一帯ではない。閘北一帯は、權利としては支那がその軍隊を駐屯せしめ得る所たること勿論である。その駐屯を我方が軍事上面白からずと認め、撤退を要求することは勿論妨げない。妨げないのみならず必要であつた。けれども我方代つて我兵をば未だ我軍の占領地ともならざる閘北一帯に配備し、之が保安に任ぜんとすと云へるは、國際法上から視れば穩でない。『閘北

「一帶」の文字は『北部一帶』の誤りであると解したい。

第二は『開北方面ニ配備セル支那軍隊及其ノ敵對施設ヲ速ニ撤退センコト』の要望の通告時である。支那側の事變始末に關する幾多の記事に依れば、孰れもこの要望を含める右聲明は二十八日午後十一時二十五分に鹽澤司令官より上海市政府の公安局に到達したとある。而して支那側にては、右は帝國總領事の曩の要求條項以外に屬する新規の要求と解し、如何に之を考慮せざる可らざるかの場合に面したるに、その之を考慮するの違なく交戦が始まつたとある。そこで上海市長は總領事に電話にて事態を問合せたるに、總領事は出來事を一向承知せず、篤と取調ぶべしと答へたとある。然るに鹽澤司令官の右の要求は現に日本帝國總領事館の封筒にて送致せられたるに於て、支那側にては總領事の態度をば不信の甚しきものとして非難したものである。

けれども當時支那側には、我が總領事の要求四項を全部承諾して飽くまで平和的に時局を解決せんとするの誠意があつたとは到底思へない。その一端は、過去數日來の支那側に於ける戰鬪用意の諸施設に徴するも判かる。當時上海の背面にて専ら開北に據れる支那兵は十九路軍の第七十八師で、兵員約八千、それに一月二十三日新に到來したる一旅、その兵員約五千を加へ、大約一萬三千といふのが略々實際に近い兵力であつた。その中の一半は天通庵路（商務印書館及び湖州

支那側
平和的
解決の
誠意
なし

會館の北に位する大街路)を中心として開北一帶に備へ、滬涇鐵道線路に沿ふて土囊を積上げ、鐵條網を張り、塹壕を築き、堅牢なる陣地を作り、沿く機關銃を備へ、何時にても我軍に向つて攻撃を爲し得る配置が遺憾なく出來てあつた。殊に二十八日の夕刻、北四川路の西部即ち支那公安局の當然治安維持に任すべき區域には、巡捕等全部逃亡して跡を留めず、無節制なる支那兵及び私民の掠奪放火の測り難きは勿論、便衣隊のその間に出沒して何時我兵及び居留民に狙撃を加ふるあるやも知れず、故に我兵の速に警備配置に就て居留民保護の任に當ることの刻下の緊急に屬したることは論を俟たない。

斯く當時支那兵は我が居留民の多數居住する北四川路を西に扼して鐵道線路以西に岬を負ひ、日兵何かあらんと意氣込み、便衣隊は同線路以東に出沒する際であるから、我兵にして豫定の如く警備配置に就かんとすれば、そこに必然的に衝突の起るべきは豫想するに難からざる所であつた。故に鹽澤司令官が先づ支那軍隊及びその敵對施設の撤退を支那側に向つて要望したることには、勿論能きない相談ではあるが、蓋し至當の措置であつたに相違ない。殊に上海市長は既に我が要求項目全部を承諾したといふものゝ、果して之を實行するの誠意があるか、將た能力あるかは、從來の實驗に徴して甚だ疑はしい。況して彼の承諾に對し抗日會その他の排日諸團體は大不



滿を抱き、大抗議を爲し、彼をして之を實行せしめざるに就て大運動を起し始めたるに於てをやだ。故に責任ある司令官としては、必要な兵力を配備して警戒を弛むるなきことは、事固より當然の措置であつたのである。

陸戦隊の
警備部署
配着

我が陸戦隊は、二十八日午後九時前後に上陸したる分を合し大約二千名。同隊指揮官鮫島大佐は同夜十一時二十分、警備部署配着の命を下した。指揮官が之を下すに當り、支那側より發砲せざる限り我方より決して發砲すべからずと特に訓示したとある。これは鹽澤司令官の二十九日發報告中にも『二十九日午前零時、敵若し攻撃に出でざる時は我は進んで攻撃行動を執るべからざる命令の下に配備開始せる所云々』とあるに徴し誤りなかるべく、用意周到の訓示として稱すべきである。二千名の陸戦隊は五箇大隊に分れ、若干の後方警備を除く大部隊は北停車場附近の虬江路筋を左翼とし、新公園方面の六三園附近を右翼とし、一哩有餘に亘り夫々部署に着くことゝなつた。

遂に衝突

然るに我が陸戦隊の諸部隊が進んで右の各部署に着かんとするや、その途上に於て附近の屋壁内より盛に便衣隊の狙撃を受けた。殊に左翼の虬江路、中央の廣東路（中州路ともいふ）及び寶興路に於て最も激烈であつた。虬江路にありては、兩側の屋内よりする便衣隊の狙撃は勿論、鐵

道踏切附近に於て北停車場構内の装甲列車よりも猛射を受け、又廣東路にありては、その川公路（普通に三義里と稱する）と交叉する鐵道踏切に壘積の土囊に蟠據する支那兵より、孰れも猛烈なる機關銃彈を浴せられ、忽ち我兵に死傷相次いで起つた。是に於てか我兵已むを得ず進んで敵を撃襲するの舉に出で、敵の猛射を冒し苦戦に苦戦を重ねつゝ二十九日の拂曉に至る間に於て、漸く敵の第一線を突破するを得た。上海戦の序幕は茲に開かれたのである。

明かに我
方の自衛
行爲

この序幕の日支兩兵衝突の一齣は、我方の關する限り明かに自衛行爲を以て説明することが能きる。殊に前掲の陸戦隊指揮官鮫島大佐の支那側より發砲せざる限り我方より決して發砲すべからずとの當夜の訓示は、之が立證に援引するを得べき有力の一資料で、若し我が政府當局者に於て事變の始末を内外に説明するに方り、この一事をヨリ強く紹介したりしならんには、事變の發端に關する外國人側の誤解の一半はヨリ容易に除去するを得たことであつたらう。

事變發生
に關する
世間の見
方

されど上海事變の發生の是非曲直に關しては、外國人側の批評は次項に譲るとし、我が國內に於ても種々の見方がある。而してその中には多少肯綮に中るものもあれば、甚しき誤想謬見もある。先づ以て、世には上海事變は陸軍の滿洲にて打つた大芝居の大當りに當つたのを見て、海軍が負けてはならじと向ふを張つて試みた一つの對抗劇であると云ふ者もある。これは誣妄も甚しい。

國防の重大使命を有する帝國海軍が斯かる兒戲的動機から瀆武的行動を演ずる筈の無いのは知れ切つた話で、敢て辯明の要も無い。

次には、陸戦隊は計畫的に支那兵に對し挑戦したのではないかとの説である。これも荒誕無稽の謬見であることは、彼我の對抗勢力を一考すれば直ぐ判ることである。事變發生に先だつ數日前より、開北に敵の少なくとも一萬二三千が蟠據するの情報は疾く我方に入つてあつた筈である。加ふるに敵は相櫛比する堅固の建物に據り、縱横のクリークに據るのである。斯く兵數に於ても地利に於ても彼我の間に霄壤の差あるを思ふとき、如何に陸戦には専門家でない海軍陸戦隊とて我方より挑戦するの無謀なことは解せざる筈なく、吾々門外漢も常識に訴へてその然らざる所以を知るに餘りある。尤も假に我方に於て敵の實勢力及び敵地の形状を爾く豫測せず、又は豫測するも我方に一種の自負自信ありて、二千足らずの寡兵を以てしても突喊猛進せば例の支那兵のこゝと、如何に敵は地利を得、又頭數多きも、忽ち戈を捨て、潰走すべきのみ、と高を括つて掛つたものとすれば別論である。けれども我が陸戦隊當局者に斯かる輕舉妄動あるべしとは著者の信するを欲せざる所である。

第三には、我が海軍は現地居留邦人の囂々たる支那膺懲論に引摺られ、不本意ながら、若くは相槌を打ちつゝ打たれつゝ、騎虎の勢遂に局面をあすこに持つて行かざるを得ざるに至つたのであらうとの説である。この説は出先の海軍司令當局を侮辱するの嫌はあるも、事實何程がその概ありしを否み得ない。由來デモクラシーは平和的解決を嫌ふ。民衆は強硬の態度とか、斷乎たる處置とか、徹底的解決とか、積極的方針とかの語を好み、穩健の中庸論を因循姑息と爲して排斥するのは、東西古今を通じ何れの場合にも例外あるを見ない。上海事變の直前に於ても、居留邦人の時局に關する要望は矢張りそれであつた。又それであつたことが民衆の聲としては當然であり、不可避的であつたのである。この際に於て出先の軍事外交當局官憲が穩健説を執らば、之に對し彼等は、よしんば表面公言せずとも、裏では意氣地なしなり弱蟲軍人なりの罵評を必然浴びせる。國家を代表する外交官領事官にして確たる識見を持し、毅然大局の利害を説いて邦民を納得せしむるだけの威望を有せば格別、徒らに居留民に阿諛迎合して後生大事に地位の安固をこれ計るが如き輩にありては、緩急に際し邦民の囂聲に引摺らるればこそ、進んで彼等を安全の彼岸に嚮導するなどは思ひも寄らない。軍人に至りては、居留邦民より卑怯なり腰抜けなりなど罵らるれば、單純なる性情は之を聞いて佛然色を作さしめ、憤恚と共に擔がるゝとは氣が附かずしていつの間にか擔がれて了ふ。殊に多年支那に在りて支那を解し、支那兵の内情に熟通すと稱する

謂ゆる支那通の人々が、萬や二萬の十九路軍何かあらん、公等にして決然起つとの勢威をだに示されんには、彼等即坐に尾を垂れ膝を屈して遁走するのは火を踏るよりも明けし、と僥々切々之を説くに於て、爾く説かるゝ現地の軍事官憲は冷靜氷の如き人に非ざる限り、不知不識の間に之に靡いて説者に引摺らるゝのは免れ難い。著者は必しも事變直前の我が文武官憲がさうであつたとは云はない。けれども彼等は、少なくとも自己の主觀的判斷よりも周囲の客觀的情勢の前にヨリ強く動いたといふ事實は否み得ないやうに思ふ。但し事變勃發の際に於ける日支兩兵の衝突始末は右のトレンドとは別で、これは明確に我兵の自衛行爲を以て説明し得るに餘りある。是れと彼れとは殊別して視るに非ずんば批判の正鵠を失する。

第三項 第三國は如何に視る

上海戰に關する第三國側の評判は、當初は謂ゆる認識不足のためでもあらんか、概して我國に極めて不利でありしを掩ひ得ない。同じ第三國人にしても、上海在留の外國人、殊に過去數年來均しく支那の新驕兒の狂逸的政策の下に不満を抱ける英國人中には、我國の態度を窃に痛快視し、豎子の迷夢を覺ますにはこの位の荒療治は必要なりと現に公言せる者もあつた。アボット教授は

一般に不
好評

五月十一日の *Christian Science Monitor* 誌に寄せたる一論文中に「在上海諸友人の消息に依れば、日本軍の上海攻撃に關し米國諸新聞紙及び若干の英國諸新聞紙は大に憤慨したるも、上海在住英米人は寧ろ日本軍が十九路軍に損害を與へたるを大に多とし、之に依り從來支那人が歐米の資本にて建設せられたる上海租界の回收を計らんとせる危険を排除し得たりと認め居る趣なり」と記せるが、實際爾く認めたる外人は上海に少なからずあつた。けれども本國にありては、一は支那側の宣傳を妄信するのと、一は事變の齎す影響を憂惧するの餘り、兎角我國に不利なる觀察を下すの風であつた。のみならず今日上海に於て最大の利害を有する外國人は、居留民の數に於ても關稅納入額の上に現はるゝ貿易に於ても、本邦人實に冠位を占むるのであるが、歐米人は現實の數字を深く究めずして漫然過去に囚へられ、歐米人に依りて建設せられたる上海は歐米人に依りて現に維持せられ、言はゞ歐米人の都會なりといふ直覺感が依然強い。嘗に租界のみに就て爾く信するのでなく、上海の地名そのものに彼等はその感想を持つのである。そこへ日本軍が砲火を開き爆彈を落すと簡単な新聞電報にて聞き知つたのであるから、彼等は恰も己れの領土に日本軍が侵入したかの如くに直感し、自然相率ゐて我國の行動を呪咀したものである。

しかも上海在留の外國人にして我國に同情を抱く者とても、上海市長が既に日本總領事の要求

全部を承諾し、總領事が之に對し満足の意を表したるにも拘らず、日本海軍陸戰隊が軍事行動に出で、閘北に向つて進攻せるは聊か急激に失せずやと、その觀察が誤れるにもせよ、兎に角爾く視る者が多かつた。上海の有力なる一記者ウードヘッドは、支那人に不利な論評を時々公にするので、往々排支黨を以て目せらるゝ人なるが、彼が一月二十九日の夕刊『上海イヴニングポスト』に掲げたる論文中の左の一節は、蓋し彼等の所見を代表したるものと見られる。曰く。

『日本總領事の上海市長に提出したる要求項目は、在留外國人の大多數の所見にては、必しも不合理のものではなかつた。日本僧侶の襲撃及び排日諸團體の不法なる活動は、日本の政府及び居留民の堪忍袋を切らしめた。日本が難關を切開いて救済に達し得る唯一の道は、己むなくんば武力を背景とする最後通牒を突付くるにあるべきかと一般に感じた位であつた。』

『上海市長及び支那地方官憲は、當初は日本總領事の最後通牒を輕視し、危機を招徠するに至らしめたる遁辭と遷延策を依然墨守するの風もあつたが、上海に於ける日本の海軍力が逐次増大となり、日本の決意が歴然たるを見るに及んで彼は漸くヨリ賢明の針路を執るに至り、遂に日本の最後通牒を無條件にて受諾し、日本總領事は之に對し満足の意を表した。租界工部局は尙ほ時局の緊張を慮り、昨日午後四時を以て戒嚴令を布告したるも、日支双方の聲明の結果と

して危機は昨日の午後疾く收まつたのである。

『然るに市長は、その回答が日本總領事に依りて受諾せられてから數時間を出でざるに、日本總領事館の封筒にて送られし鹽澤少將の二ヶ條の聲明に接した。一は同少將の閘北に日本軍隊を差向くるの意を通告し、他の一は同地域に於ける支那軍隊の即時の撤退を要求したものである。而して市長のこの聲明に接してより三十五分を出でざるに、日本軍隊は閘北に侵入し、同地を占領すべく交戦を行ふに至つたものである。』

『日本提督の行動は日本總領事を忍び難き位地に据ゑ、背信の責を彼に負はしめたものである。提督として執るべきの道は、少なくとも支那官憲が日本の唯一の要求に係りし排日團體の解散を實行するの効果を示すや否やを暫く驗視するにあつた。而して市長が現に排日團體の解散に向つて相當着手したるの事實は、少なくとも一見した所では市長の誠意を示すものであつた。鹽澤の爾後の行動は上海在留外國人の多數の同情を必然離去せしめ、最も不利なる感想を國外に湧起せしむるを免れない。日本は一は外務省に依り、他の一は軍部の無理押に依り、二重政策を依然踏襲しつゝあるに非ずやと人をして重ねて問はしめずんば措かない。』

これが事變の勃發當時に於ける一般外國人の、よしんば誤解なるにもせよ、蓋し偽りなき觀察で

あつた。多年上海にありて比較的事態を解する外人の間に於てすら尙ほ且然りであるから、その認識に殆んど若くは全然不足なる彼等の本國に於ける大多數の輩が、事變の真相に就て誤想に囚はれ、謬斷を下すあること怪むに足らない。現に事變發生當時の歐米のしかも國際問題に權威ある二三の大新聞に、日本が上海事件を捲起した眞意は、支那側の滿洲増兵を牽制すると共に列國の注意を滿洲から外らしめ、兼ねて滿洲問題を支那本部のそれから引離さしめんとするにある、との大なる誤想を前提として我軍の行動を論評したるものもあつたが如き、如何に彼等の事態の眞相を解するに認識不足であつたかの一端が判かる。

一月廿九日我が政府聲明

我が政府は事變發生の翌日、即ち一月二十九日、内外に向つて一の聲明を發し、事變の來歴を略記したる後、その末項に於て

『今次上海方面に於ける我海軍の行動は、既往に於て主要列國が同地方にて屢々執り來れる實力行動と均しく、全く居留邦人の生命財産其他我方權益の擁護を目的とする外他意なきと共に、今回の派兵は從來我方が英米佛等の上海駐屯軍に比し少數の陸戰隊を同地に駐め居りたるを事變に應じ増加せるに過ぎざる處、我方に於ては固より列國協調の方針を持し、現に出先帝國官憲は關係各國領事官、共同租界工部局、各國駐屯軍と密接なる聯絡を保ち居れる次第にし

て、我方に於て上海地方に對し何等政治的野心を有せざるは勿論、同地方に於ける列國の權利利益を侵害するが如き意圖なきことは多言を要せざる所なり。』

列國の論調依然緩和せず

と宣明する所あつた。けれども列國の對日本論調は依然緩和しない。二月一日の紐育タイムスは『日本軍部の對支行動は國家的行動として何れの點から見ても辯護の辭が無い。：：列國は九國條約に基いて嚴重に日本に抗議せよ』と叫び、翌二日の倫敦タイムスは『日本は出先陸海軍の行過ぎたる行動に依り、その今日まで受け來つた世界輿論の支持を失ひつゝあることに今や氣が附くであらう。國際輿論の離反は本事變の終局の解決に際して必然その影響を現はすであらう』と論じ、その他歐米の重なる新聞紙も、概して我が行動を深き猜疑を以て見るの風であつた。

三月二日の英米佛三國提案

關係各國政府も、我が政府の右の聲明には安心せざるものゝ如く、乃ち英國政府は二月二日在本邦同國大使を通じ、一の重要な提案を我が政府に致した。是より先き一月三十日、上海に於て關係國總領事相會し、支那代表者も之に參席し、その際日支兩軍の中間に第三國の軍隊を介在せしめ、日支兩軍共に一定距離まで後退し、之に依りて事態を緩和せしむべしとの案は英國總領事に依りて提出せられ、又同日次で開かれたる各國軍司令官會議に於ても先任英國指揮官より、事態を平靜に歸せしむる最善の方法として日本陸戰隊が現在の警備區域より全部撤退し、之に代

へて第三國の軍隊を配置することにすべしとの重大なる提案が出た。二月二日の在本邦英國大使の提案は之を練り直したもので、即ち左記事項を日本政府に於て直ちに受諾せんことを要請し、同時に之を支那政府へも提案する旨申添へた。

日支兩國は下記條件に依り双方共一切の強力行爲を中止すること。

第一 これ以上敵對行爲のためにする何等の動員又は準備を爲さざること。

第二 日支双方の交戦者を上海の地域内に於ける一切の接觸地點より撤退すること。

第三 交戦者の間を隔離すべき中立地帯を設くることに依り共同租界を保護すること。これ等地帯は中立國人に於て警備すべく、之が取極は領事官憲に於て定むること。

第四 上記諸條件が受諾せらるゝに於ては、不戰條約及び十二月九日の國際聯盟決議の精神に準據し、豫め要求又は留保を爲すことなく、且中立の監視者又は參加者の援助の下に、兩國間に現存する總ての紛争を解決するための交渉を促進すること。

これと略々内容を一にする要請は、同日在本邦米佛兩國大使よりも我が政府に提示せられた。

之に對する帝國政府の回答

我が政府にては之に就て慎重凝議の末、翌々四日を以て芳澤外相より該三國大使に對し右各項に付左の如く回答する所あつた。

第一 支那軍の挑戰竝に騷擾的行爲を即時且安全に停止せしむるを要す。右にして確保せらるるに於ては、帝國軍に於ても戰鬥行爲を中止す。

若し支那側（正規軍たると便衣隊たるを問はず）にして挑戰若くは騷擾的行動ある場合、帝國軍の取るべき行動に付ては完全に其の自由を留保す。

第二 支那側從來の不信なる行動竝に現在の重大なる形勢に鑑み、我方としては動員又は戰鬥の準備を爲さざることとは不可能なり。

第三 日支双方交戦者の離隔及び必要に應じ開北附近中立地帯の設定に關し、領事及び軍隊指揮官をして取極めの交渉に當らしむるに異存なし。

第四 所謂兩國間に現存する一切の紛争中には滿洲事件をも含むものと解せらるゝ所、同事件は上海事件とは全然別箇の問題なるのみならず、滿洲事件に就ては客年十二月十日の理事會決議も存し居り、且又同事件の解決に付第三國監視者又は參與者の援助を受諾し得ざるは帝國政府の既定方針なるを以て、旁々本項は我方の同意し得ざる所なり。

米國の太平洋問題調査會（俗に太平洋會議と稱せらるゝもの）の委員中には、米國の學界實業界等に於ける著名の士にして國論を左右するの實力を有する人々も少なからずある。その委員會

第三項 第三國は如何に視る

米國太平洋問題調査會の決議

は二月四日紐育にて年次會を催し、四十有餘名の委員列席の上(その中には不戰條約の發起者たりしシヨットウエル、チェムバーレン諸教授もあつた)、滿洲問題と共に上海事件を討議したる末に『本會は、太平洋諸國間に於ける困難なる諸問題は本會が從來執り來れるが如き調査及び研究の方法に基きたる方針に依りて解決せらるべきを信じ、國際聯盟の滿洲事情調査委員會が斯の如き方法を採用せんとするを歓迎し、右委員會が米國人の同情及び關心に依り支持せられんことを希望す』との決議を爲して之を内外に聲明した。文字聊か抽象的に過ぐるの嫌あるも、要するに上海事件に關する日本の武力的行動を非議するの意味は明かに讀める。

この間にありて、芳澤外相の私案と稱せらるゝ支那國際都市中立地帯設置案、即ち先づ上海租界の周圍二十哩乃至三十哩の地域に非武装の中立地帯を設け、その行政權は依然支那に在らしめ、治安維持は支那公安局(警察)をして之に當らしめ、必要に應じ國際軍隊を駐屯せしめ、支那軍隊は駐屯するを許さずといふ風にし、上海にして好成绩を示さば漸次之を天津、漢口、廣東等に及ぼさしめんといふ案が内外新聞紙上に現はれた。のみならず、芳澤外相は在歐米諸國帝國大使に對し右私案に就て任國政府の意向を探るべく既に訓令を發せり、と外部當局者が非公式的に語つたとのことが二月八日の都下二三の新聞紙に見えた。上海中立地帯案のことは別章に於て詳述す

芳澤外相
の上海中
立地帯設
置私案

列國に好
影響なし

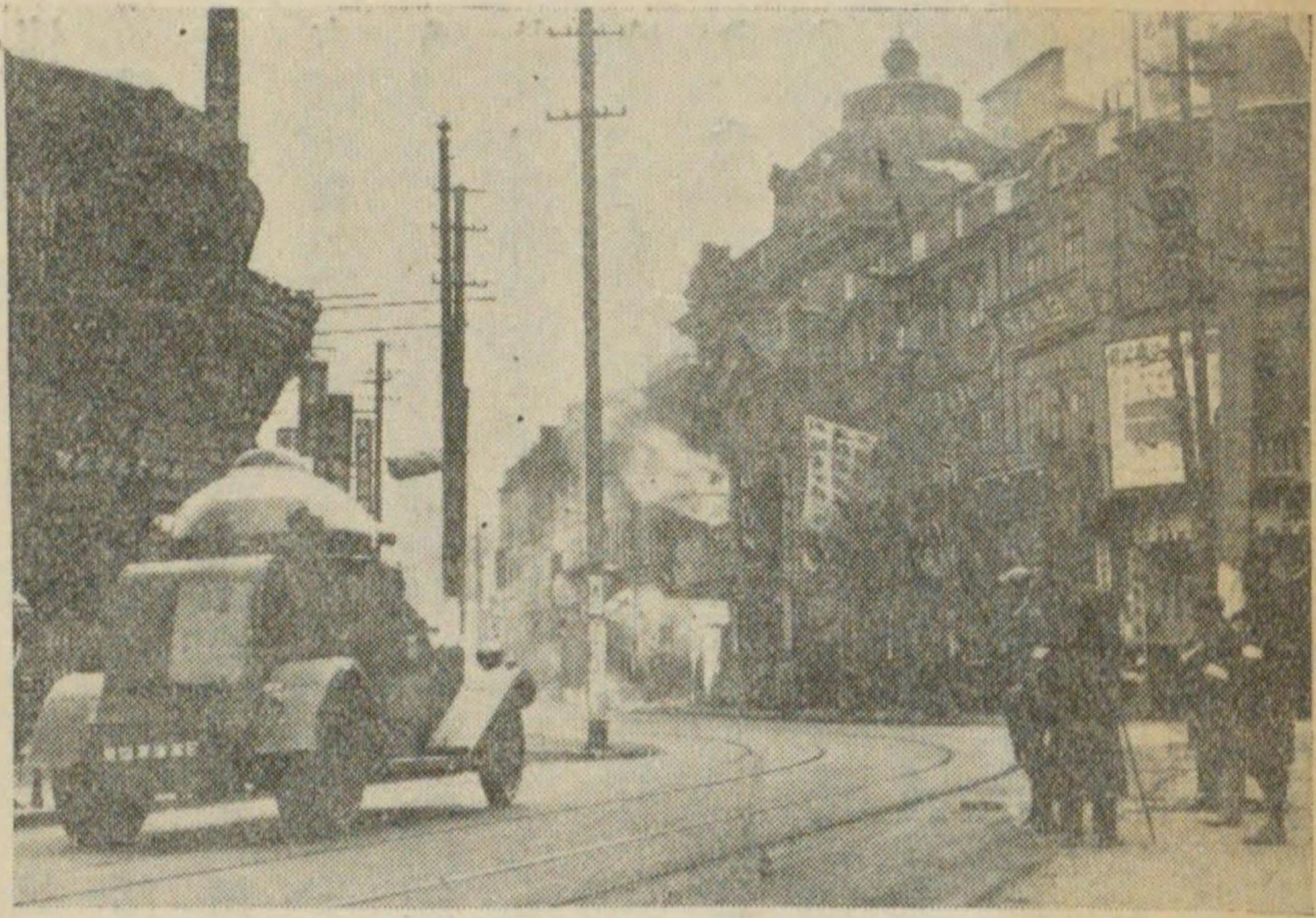
べきが、右芳澤外相の私案に對しても、日本の行動を兎角色眼鏡にて視つゝありし列國には格別好影響も無く、却つて例へば翌九日の紐育タイムスは『日本は意外の軍事行動に出づるかと思はば、譯の判らぬ辯解と考案を相次で提示する。∴日本當局者は上海事件を一時的事件と稱しなから、數日を出でざるに支那分割も同様なる手段を提議した。しかも之を一時的事件と云へるは海相で、今回の提議を出だせるは外相である。日本の意圖は何れに在るのか、これは總選舉後に於て一層權威ある當局者に質問せざるを得ない』と論じ、翌十日のウォル街ジャーナルには『日本は列國の各種提議を排斥し、別に支那五港中立案を提議して列國の賛同を求めんとする。世に傍若無人の振舞多しと雖も蓋し之に過ぐるものあるまい。列國にして一たび之に賛成せば、最早や日本の對滿洲政策に反對は全然能きなくなる。滿洲同様に支那全土の貿易をその手に收めんとするのが日本の肚である。米國としては斯かる支那貿易の門戸閉鎖案に斷じて賛成すべきでない』とある。猜疑曲解も是に至りて極まれりと謂ふべきであるが、事實當時我國の言動は概ね斯の如くに視られし事實は打消し得ない。

上海に於
ける内外
人間の幾
多の悶着

上海に於ける我國の行動が當時斯く列國の多數より誤解若くは曲解を以て迎へられたのは、必しも獨り我が政府の高等政策の是非からのみではなく、事變發生の當時に於て上海在留外國公私

人と我が警備關係者の間に時々送迎せる幾多の悶着に關し、種々の誤解や反感が誇張的に彼等の本國に傳へられ、それが先入主となりて我國に不利なる論調を醸したといふ關係もあらう。事變勃發當時に於ける内外人關係は極めてデリケートで、一步誤らば由々しき大事を彼我の間に惹起しさうな危険もあつた。何分にも我方は氣が立つて居る。砲火既に開く、毛唐であらうと何だ、といふ風に自然氣が荒くなつて居つた際であり、而して外人側にありては、事態の真相に對する認識尙ほ不充分で、日支兩兵の衝突は陸戰隊の挑發に由れるものと信ずる輩もかなり多く、隨つて支那に對し必しも敢て同情するには非ざるも、さりとして日本にも同情せず、寧ろ我方に對してはヨリ薄き同情を有する際なりしとて、如何なる誤解が如何なる椿事を彼我の間に生ぜずとも限らざる機微の形勢であつたのである。

殊に危険は、邦人有志者の自警團といふか郷軍人團といふか、それ等有志者團と外人との萬一の衝突の懸念にあつた。陸戰隊は責任ある指揮者の司令の下に規律ある動作を爲すものであるから、その懸念は比較的少ないけれども、有志者團の人々、腕章を纏へる便衣の本邦人中には、敢て悪意からでないのは勿論なるも、外人に對し知らず識らずの間に常軌を逸する動作に出でたものもありて、腕章の日本人は外人側より忌避せらるゝ姿となり、後には總領事館は軍部と協議



北四川路一角の我る有志者圖

し、腕章を撤去せしめて外より見えざる特定の徽章を上衣の裏に縫付け、以て僅に一般人と之を區別せしむるの制に改めた位であつた。

我が警備關係者と外人との間に起りし幾多の悶着中には、事實不快なものもあり滑稽なものもあつた。事變發生後、邦人の有志者團員は、新到着の陸戰隊員にして地理の不案内、言語の不通等にて種々の不便を感じる者に警備上の協力を供し、相共に立哨の任にも當つたが、彼等の間には、一は精神の興奮と一は外國人の身分に關する識別の足らざる所よりして、それに別して言語の不充分が加はり、無論悪意があつた譯では萬々ないが、時には應對その當を得ず、甚しきは勢に驅られて不法の行動に出で、ために外國人の感情を害し、苦

情を醸し、遂には當該官憲の公然たる抗議を招いたことも屢々あつた。言語の行違といへば、こんな滑稽な話もある。

上海には葡萄牙人が大分居住する。租界内だけで少なくとも千五百人から居る。中には北四川路方面の我が警備區域に在住する者もあるし、又特に用事を帯びてこの方面に出入する者もあらう。その出入を我が哨兵が誰何する。銃劍鐵兜の嚴めしい兵士が『待つてッ!』と大喝一聲する。處が、葡萄牙語では *Matar* は『殺す』を意味する。故に『待つてッ』は彼等には『殺すぞッ』と聞ゆる。『すわ大變!』とびつくり仰天して彼は駈出す。哨兵は『さては愈々怪しい奴メ』と見て取り、愈々『待つて々々』を連呼する。奴さん愈々以て全速力で逃げ去らんとする。遂には空銃の一發も後ろから放つといふ騒ぎ。言語の誤解も此に至りて吹出さざるを得ない。

外人との悶着の最も多いのは街路の交通上のことであつた。通行阻止事件が最も多かつた。その一事件に關し、或時は米國の總領事からひどく振ぢ込まれたことがある。

米國副領事
殿打事

我兵の警備區域である北四川路附近の一小路にカリフォルニア生れで米國の國籍を有するヤングといふ支那婦人がある。同地附近に兵變が波及し、彼女難を他に避けんとする折、七歳になる一少女を混雜紛れに見失つた。それを探し出さんとて、その翌日か翌々なりしか——たしか二月

十日——米國副領事リングワルトに伴はれ、自家の方向へと出掛けた。副領事はその際、己れの身分證明書の外、租界工部局の發給し日本陸戰隊指揮官の奥印せる通行券を帶有したものである。斯くして兩人が北四川路筋を北に數町入るや、私服の日本人二人の誰何を受けたが、身分披露の上通行を許され、その二名の日本人の護衛の下に尙ほ歩を進めて目的地の白保羅路（こゝは三義里の戦線に近接する小路である）に近づくや、又々六七名の日本人に誰何され、今度は手荒き訊問を受け、殊に誰何者は彼女の米國の國籍を有するものたることを容易に承認せず、遂には之を突倒さんとしたので、副領事は之を遮り止めんとした所、彼も亦毆打され、足にて蹴られ、重大なる侮辱を受けた、といふのが事件の概要である。

この報告に接したる米國總領事は、翌日書を裁して帝國總領事へ嚴重に抗議した。村井總領事は直ちに館員を米國總領事館に派して深く遺憾の意を表せしめ、暴行者を法に従つて處罰すべき旨を約束した。二月十七日華府發電報に依れば、米國國務長官は日本總領事の遺憾の表意を以て足れりとせず、日本官憲に於て暴行者の逮捕處罰を實行するに非ざる限り本件を未解決と看做すと言明したとある。その後如何に解決せられたか聞洩した。

第三艦隊
の着滬

是より先き一月下旬、我が海軍當局は上海の事態漸く急調を呈し來れると共に、聯合艦隊及び

鎮守府所屬艦船部隊を逐次上海方面に増派して一部は第一遣外艦隊に編入し、一部は之と協力して警備の任に當らしめたるが、事變發生後これ等多數の艦艇を統一的指揮下に置くの要を認め、二月二日新に第三艦隊を編成し、野村中將(吉三郎氏)は司令長官に、島田少將(繁太郎氏)は參謀長に補命せられた。新編成の同艦隊司令部は二月八日上海に着し、而して陸戦隊は改めて同司令長官の指揮下に置かれた。

第三艦隊の上海に着任した當時は、同地に於ける我が海軍の立場、殊に碇泊警備の外國艦隊及び共同租界との國際的關係は極めてデリケートの際であつた。正直の處、事變勃發直後の一週間内外は、我が海軍行動の在留歐米人間に於ける評判は餘り香しい方ではなかつた。如何なる點で香しくなかつたかと想像するに、要は三點にあつたやうである。一は事變勃發に先だち上海市長は帝國總領事の要求四項目を悉く承諾し、帝國總領事は之に對し満足の意を表したるに拘らず、日本海軍陸戦隊が同夜半に軍事行動を開始したのは甚だ以て不穩當であるといふこと、二は、日本海軍の軍事行動は豫め計畫した所のもので、名を自衛に藉り實は侵略の意圖に發したものであると誤想せること、三は、便衣隊の搜索逮捕が必要の程度を超え、無辜の男女老弱を夥しく殺戮するの蠻行を演じたといふこと、これが主たる非難の點で、その誤解なるにもせよ、曲解なるに

外交的見
地に於け
る重要使
命

もせよ、上海の外國人の多數は確に爾く認めたのである。敢て必しも同情を支那側に寄せた譯ではなく、却つて支那の排日行爲に對してはその不都合を詰るに躊躇せざりしにもせよ、同時に日本海軍の軍事行動に對し好感を有せざりし事實は否み得なかつた。事變の勃發と共に米國はその亞細亞艦隊を殆んど總動員の姿で上海方面に急行せしめたが、發令に際し海軍作戰部長プラット提督は「我が艦隊は萬一の場合直ちに米國人を安全に撤退させ且之を保護するの用意あり、之がためには如何なる手段をも執るべし」と鬪言し、客の「日支兩國又はその孰れかゞ反對する場合でも然るか」と問へるに、「勿論なり、それが米國海軍の目的なるが故に」と答へ、「日本が特に反對する場合に於ても亦然るか」と再問せるに、「答ふる迄もなく然り、誰が反對しようとその對手を擇ばず、若し反對する者あらば、その人こそお氣の毒だ」と傲語せるやに報ぜられた(紐育一月三十日發「朝日」特電)。米國艦隊の上海急行には、事實かなり戦争氣分が漲つて居つたやうである。その際に於て新編成の第三艦隊の上海急行となつた。それを米國の一新聞紙が評し

「上海に於ける日本海軍の行動の脱線的なることは明白である。日本は曩に齊々哈爾及び錦州を不法に占領し、今又上海事件を捲起した。これ一に軍閥の輩が日本の高等政治を支配するが故で、國家の危機に際し過失之より大なるはない。殷鑑遠からず曩の獨逸にある。犬養内閣が

米國にて好人氣なりし野村中將を今回上海に派遣せんとするのは、これ則ち鹽澤少將の行動の非認を意味し、蓋し軍閥抑制の第一着歩なるべし。〔*Christian Science Monitor*, February 4〕と云ひ、乃ち米國にありても、野村中將の新任命を以て日本の政策の一轉換と——その見方が誤まれるにせよ正しきにもせよ——見るものもありて、彼等は多大の期待を之に繋いだのである。周圍の狀勢斯の如き際であつたのであるから、一面に於ては在上海歐米人の誤解を一掃せしめて局面を有利に疏通すると同時に、外國殊に米英兩艦隊の司令當局と能く接觸を保ち、意思を十二分に疏通せしめ、萬一にも不慮の行違を避けしむるに就て最慎重の針路を執り、依つて以て帝國海軍の聲譽を完うすることは、事極めて緊要に屬したのである。

帝國海軍の軍事的外交の最も慎重の運用を要するこの時機に於て、第三艦隊は上海に着した。而してその司令長官に右の點に於て政治家的識見手腕を有する野村中將を有し、之を補佐するに思慮周密で且調和の才に富める島田參謀長を以てしたので、爾後租界關係及び對各國艦隊關係が百事極めて圓滑に進行し、我が軍事行動の上に格別の支障を來さざりしのみならず、帝國海軍の外國人間に於ける評判は一轉して頗る良好となつたことは、後の上海事變史を修する者の看却すべからざる重要な頁である。

適處に適材

國際聯盟の滿洲問題の取扱の休止

他方デユネーヴにありては、昨年十二月十日の國際聯盟理事會決議に由り支那調査委員會設置のこと定まり、本年一月十四日その顔振が決定した。随つて現下の日支紛争案件たる滿洲問題に關しては、聯盟に於ては該調査委員會の報告——本年九月の豫定——あるまで、特別の事態發生せざる限り當分休止となつた。是れと前後し一月三日我軍の錦州入城のことあり、同一月二十五日より開會の聯盟理事會に於てこの一事は當然論題となつたが、結局理事會に於ては、斯かる例外的事件の一日も速に終結せんことを希望す、といへる輕い注文を日支双方に表したに止まり、日支紛争の推移に對しては依然暫く靜觀の態度を持續するの風であつたものである。

上海事變の忽ち休眠を破る支那の規第十五條の適用を要求

然るに上海事變の勃發と共に、聯盟の日支紛争案件に對する當坐の休眠は忽ち破られた。時は恰も聯盟理事會の開期繼續中であつたので、支那代表顏惠慶は忽ち上海事變を捉へて聯盟に對つて警鐘を亂打した。乃ち彼は、事變發生の翌一月二十九日、聯盟事務總長に向つて上海事件に對し聯盟規約第十五條の適用方を要求した。第十五條には十項あるも、その最大眼目は第一項の「聯盟國間ニ國交斷絶ニ至ルノ虞アル紛争發生シ、第十三條ニ依ル仲裁裁判又ハ司法的解決ニ付セラレザルトキハ、聯盟國ハ當該事件ヲ聯盟理事會ニ付託スベキコトヲ約ス。何レノ紛争當事國モ紛争ノ存在ヲ事務總長ニ通告シ、以テ前記ノ付託ヲ爲スコトヲ得。事務總長ハ之ガ充分ナル取調及

第三項 第三國は如何に視る

審理ニ必要ナル一切ノ準備ヲ爲スモノトス』の規定である。乃ち支那代表は(一)日本は支那の領土的及び行政的保全竝に政治的獨立を侵害したることに依り二聯盟國間に紛争存在すること、(二)この紛争は仲裁裁判又は司法的解決に附せられてないこと、(三)この紛争は日支兩國の國交斷絶の虞ある段階に今や達しつゝあること、(四)支那は規約第十一條に依る機能に基き聯盟が既に執り又は執らんとしつゝある措置を棄つるに非ずして之に追加し、規約第十條及び第十五條の双方をこの紛争に適用すべきことを要求し、本件を正式に聯盟理事會に附議し、前記兩條の下に理事會の適切且必要なる行動を求むるものなること等を右第十五條第一項に依り通告したものである。

聯盟理事會に於ては同二十九日の會議に支那の右要求を上程した。議長ボンクールは先づ支那は規約第十五條に依りて新に右要求を提出したるが、一九二七年の理事會決議に依れば第十五條を適用するも第十一條に依る行動を休止するものに非ざること、紛争當事國の一方が規約第十五條に依りて提訴すれば、理事會は直ちに相當手續を執らざる可らざるは規約上明白なること等を述べ、終つて支那代表に發言を許した。顔代表は上記通告の理由を詳細説明した。次で我が代表(在白佐藤尙武大使)は起つて之を駁し、日本の行動は既に幾多の先例がある、又支那が直接交

渉に依りて解決を試みんとせずして直ちに本件を以て國交斷絶に至るの虞ある紛争と爲し、規約第十五條の適用を要求するは當を得ず、且理事會は今日まで日支紛争を規約第十一條に依り處理し來りたるに、右第十五條の適用にて審理の基礎を變ゆることに對してはその是非を疑はざるを得ずと論じ、支那の提訴の受理すべからざる所以を縷述した。議長は、規約第十五條に依る提訴は紛争當事國の一方が紛争の存在を事務總長に通告すれば足りるので、この場合に理事會はその要請の正當なるや否やを決定するの權能なきことは、日本代表と同國人たる現國際司法裁判所長の有名なる法律家安達博士を委員長とせる一九二三年の専門委員會に於て決定せられたる所なりと説明し、日本を除く他の代表悉くこの説明に賛意を表した。

翌三十日の理事會に於ては、愈々本件審査に關する事務總長よりの提案を討議するの段となつた。その際事務總長は、紛争當事國以外の理事國にして上海に代表者を有する國の政府より各自の代表者に命じて委員會を上海に設けしめ、事件の原因經過等に關し理事會の審議に附すべき報告を事務總長に提出せしむること、といふ案を提出したるに、各國代表之に賛し、孰れも各自政府より在上海代表者に訓令して聯盟に協力せしむべき旨を確言した。即ち之に依り在上海英佛伊獨西諾の六國總領事は上海事件調査委員會を構成すべく、尙ほ米國總領事も之に参加協力するこ

となつた。(同委員會は二月六日第一回報告書を提出したのを始めとし、同十二日に第二回、同二十日に第三回、三月四日に最終の第四回の報告を提出してその任務を了へた。)

その後在デユネーヴ支那代表團は、連日種々の誇張的、捏造的、堅白同異的の詭辯を弄して列國の同情を固むるに汲々たりしが、同代表團患慶は二月十二日國際聯盟事務總長に向つて聯盟規約第十五條第九項に依り臨時聯盟總會の招集方を要求した。第十五條第九項とは「聯盟理事會ハ本條ニ依ル一切ノ場合ニ於テ紛争ヲ聯盟理事會ニ移スコトヲ得。紛争當事國一方ノ請求アリタルトキハ亦之ヲ聯盟總會ニ移スベシ。但シ右請求ハ聯盟理事會ニ付託シタル後十四日以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス」といふのである。同日聯盟理事會に於ては日支兩國代表を除いて右要求の對策を討議し、その際大國側は、斯かる總會の開催はこの複雑なる問題の解決を促進する所以に非ざるべしとて反對し、結局理事會としては本項前段の「本條ニ依ル一切ノ場合ニ於テ紛争ヲ聯盟理事會ニ移スコトヲ得」るの權能を自發的に行使するのを見合すことに申合せた。然る上は、理事會は自發的でなくして支那の請求に依りて總會を開催すべきことになる。たゞ第十五條には總會の開催期に關し何等規定が無いから、總會の開催が支那の請求に依りて理事會の義務となるにしても、その開催期は理事會の裁量にて自由に決定するを得べく、隨つて若し事態が良好に推移する

次で臨時聯盟總會の招集の要求

見込立たば、理事會は總會の開催を無期限に延期するを得るのである。理事會の苦境も察すべきだ。然るに同月十四日デユネーヴにて公表せられたる前述の在上海委員會の十二日付第二回報告は、聯盟方面の對日本印象を悪化せしめたのみならず、上海の形勢の依然たる險惡は支那の要求を曖昧に取扱ふを許さず、理事會は寧ろ速に總會招集の義務を果すの要を認むるに至つた。

二月十六日、日支兩國代表を除く理事會は開かれた。紛争が總會に移れば自然理事會はそれを機會に紛争から手を引くこととなるので、理事會は總會招集期日決定前に理事會としての決意を示すといふ意味にて、日本に對し一の勸告——原語に従へば「アッピル訴望——を爲すべしとの英國外相サイモンの發議が可決せられ、乃ち理事會の訴望を載せたるの長文の通牒が同十六日我が政府に送致せられた。要點はその中の

聯盟理事會の對日本勸告

「日支兩國を除く各國理事は日本國政府に對し、現下の紛争に於てその聯盟國たり且常任理事國たるの名が日本に課する特殊の責任と節制の義務とを同政府に於て認めらるゝやう緊急なる要請を爲すの義務あり。……十二國理事は、日本が聯盟規約に約定せられたる平和的解決方法に無留保に服することを不可能なりと思考せられざりしことを遺憾とせざるを得ず。彼等は國際紛争の解決は決して平和的手段以外に依り求めらるべからざる旨の巴里條約の嚴密なる約束

に關し日本に對し今一應注意を喚起す。……

『日本は世界輿論に對しその對支關係に於て態度の正當且穩健なることを示すべき絶大なる責任を有し居れり。日本は既に一九二二年、締約國が明白に支那の主權、獨立、竝にその領土的及び行政的保全を尊重すべき旨相約せる九國條約に署名せることに依り、上記責任を最嚴肅なる條文に依り承認せり。各國理事は日本に對しその崇高なる名譽の觀念に訴へ、その特殊の地位竝に世界各國が平和の組織及び維持に參與せる一員として同國に與へたる信任に伴ひ、その負ふべき義務を認めんことを求む。』の一節にある。

之に對し芳澤外相は二月二十三日、聯盟理事會議長宛に我が政府の回答と之に關聯する聲明を發送した。回答の最重點は『貴通牒は必要なき方面に向つて爲されたる嫌あり、蓋し現下の武力的抗爭を中止するの道は一に支那側指導者の手中に在る次第にして、日本は抗爭の開始を欲せざりしは勿論、現在に於ても最も之を嫌しつゝあり』と云へるにあるべく、外に理事會の近時の會議手續を非難する激調の文字もある。而して聲明書は、日支兩國以外の十二國理事に傳達方を依頼せるもので、頗る長文ではあるが、帝國政府の立場を闡明せる重要な文書であるから、その

我が政府
の回答及
び聲明

全譯文を左に録する。

(一) 十二國理事が日本に對し申入れを爲したるは、恰も日本が隱忍さへすれば上海の危急なる事態を直ちに終熄せしめ得べしと爲すが如き寓意を含むものにして、帝國政府の諒解し得ざる所なり。攻撃を爲しつゝあるは支那側なるを以て、之に對して申入れを爲してこそ有效なるべし。少くとも日本に對してのみ斯かる處置に出づるは謂れなきことなり。日本水兵が攻撃を受け、之に抵抗したることを以て非とする趣旨に非ざる限り、何故我方に向つて抵抗を止めよと爲すや。

(二) 十二國理事の申入れにして例へば上海附近に安全地帯を設定し、日支兩軍の離隔を圖るとか、又は衝突を防ぐに足るの保障を提議するとか、何等積極的提議を含むものならんには、その意のある所を諒解し得べけんも、そのことなくして單に日本軍に對し武器を捨つるか或は引揚げんことを期待するは、必然的に共同租界を支那兵の占領に委せんとするものにして、支那側に於て斯かる暴舉に出づることなかるべしといふものあらんも、過去に於て既に一再ならず支那側は之を敢てしたる事實あり。しかも支那政府は上海の奪取を以て無責任なる軍兵の所爲なりとの遁辭を弄するなるべし。

(三) 申入れ中支那は終始紛争を平和的に解決するの用意あるに拘らず日本は然らずと爲せるは、最も不當なる點なり。支那は平和的方法以外には訴へずと宣言すべけんも、事實は言葉よりも雄辯なり。支那側の攻撃的措置は平和的聲明あるの故を以て之を許し、日本の防禦的措置は戰鬪的なりとて之を排斥する

が如きは、毫も理由なきことなり。日本が支那軍の攻撃に由り日々生命財産の損失を受けつゝある時に當り、支那は平和的方法にて一切の紛争を解決するの用意ありといふが如きは、誠に驚き入るの外なし。十二國理事の日本は國際聯盟規約に規定する平和的解決方法を無條件に採用することを肯ぜざりし云々の一節は、帝國政府の諒解し得ざる所にして、日本は右の如き紛争解決方法に無條件に参加し來れるにあらざるもの非ず。日本は平和的解決方法に依るがため單に理事會多數の決定に基き規約條項にも規定し居らざる異例を受諾するの義務なし。平和的解決に關する如何なる條約も正當なる自衛の權利を毫も妨ぐるものに非ざることは一般に認められたる公理なり。十二國理事が内實遺憾とする點は、日本が無條件に問題の解決を彼等の手中に委ねざりしといふに在るものゝ如き所、右は日本に於て拒絶するの法律上並に道義上の權利あり。日本は問題の解決を彼等の手中に委ねることを嘗て約束したることもなく、又十二國理事の判斷好意には滿腔の信頼を置くものなるが、日本は自國が遠隔の何れの國よりも當然且必然に遙に良く事實を諒解し得る地位に在るを信ずるを以てなり。

(四) 今回の申入れは聯盟規約第十條を引用し居れる所、日本の措置は嚴に防衛的なるを以て、何等同條規定に觸るゝものに非ず。この點は五年前列國が上海防備のため強大なる増援軍を派遣したるときに於ても、英米軍が南京を砲撃したるときに於ても、その他幾多類似の場合に於ても、何れの國よりも本規約

條項に付問題が提起せられたることなきに徴するも明白なり。同條は極めて妥當なる規定なるも、國家自衛權を排除するものには非ず。又この規定あるがために、支那に對し他國を攻撃するの自由を有するも他國はその攻撃を排除し得ずといふが如き特權を付與するものに非ざること言ふまでもなし。

(五) 各國の對支出兵に於ける如く日本の出兵に際しても、日本は聯盟の一員たる支那の領土保全又は獨立を侵害せんとするものに非ざるは勿論なり。従つて十二國申入れ中に於て規約第十條に反し爲されたる所は之を有效と認むるを得ずといひ居れるも、帝國政府はその何を意味するや全然解するを得ず。然れどもこの機會に於て再び帝國政府は支那に於て何等領土的又は政治的意圖を有せざることを強調せんとするものなり。

(六) 帝國政府は、支那に對し正義寛容を示す義務が九國條約當然の結果として生ずとの論を容るゝを得ず。一切の國に對して正義寛容を示すべき義務あることは條約を俟つ迄もなきことにして、日本は欣然この義務を受諾するも、同時に他國も亦日本に正義寛容を示さるれば欣幸なり。日本は固より九國條約上の一切の義務を遵守する用意あるも、同條約調印國以外の國をも交へて、又調印國の或るものを含まずして、その規定に付論議するは不便且不適當なりと思考す。

(七) 最後に、帝國政府は支那を以て聯盟規約に所謂『組織ある國家』と思考せず、又思考し得ざることを強調せんとするものなり。過去に於て支那は各國の約束に依り恰も組織ある國家なるかの如き取扱を

受け來れるは事實なり。然しながら、凡そ擬制は永續するものに非ず、又擬制を認むるがため實際上重大なる危険が醸さるゝ場合には最早や之を許容することを得ず。今や必然的に擬制を棄て、現實に直面すべき時期到來したり。從來一般に支那の幸福、繁榮、統一を欲するの餘り、世界は現實に反して支那を遇するに統一國家を以てしたり。然れどもその人民は部分的には結合あるも、全體として組織せられ居らず。若し日本にして支那に何等利害關係なきものとせば、同地が『組織ある國民』に依り占據せられざるものとする擬制を尊重し行くことを得べけんも、日本は同地に巨多の利害關係を有するを以て、この上支那に於ける混沌たる状態を以て秩序ある状態なりとして取扱ふこと不可能なり。支那各地方に存在する權力はその地方地方に於て實際上の力を行使し居るの事實のみにその基礎を有するものにして、該地域を越えて支配を行ふの資格なし。この不正規なる状態は、支那問題に對し聯盟規約を適用するに當り最も深く考慮せざる可らず。支那に於ては單一なる統一國家の代りに諸種の粗策なる組織體存す。日本政府は素よりこの現實の事態を直視することに依り生ずる各般の推論及び結果を整理調和することの極めて困難なるを認む。右は困難なるも必要事なり。吾人は眞實に直面せざるべからず。而して支那に何等統制ある政府なく、又全支に對し完全なる支配を主張し得る權力なきことが根本的事實なり。

(八) 以上帝國政府は十二國理事の人道に基く高潔なる申入れに對し簡單にその所見を述べたる次第にして、之を要約再言すれば、十二國が日本に訴へたるは恰も既に開かれゐる扉を無理にこぢ開けんと努む

るに等しく、該申入れは寧ろ攻撃を加へつゝある支那軍に對して爲さるべきものなること、斯かる申入れが眞に有益且實際的ならんがためには、安全地帯設置といふが如き具體的提案を包含せざる可らざること、日本は支那と異り平和的方法に依り問題解決の意思なしとする點の謬れること、而して最後に、支那の問題は事實及び現實の基礎に於てのみ考察せらるべきものなること、而して事實支那は統一ある國家を構成し居らざること等を述べたる心算なり。更に帝國政府は關係國をしてこの異常なる措置に出でしめたる崇高なる目的と人道的努力とを深く諒とするものなることを繰返さんとす。帝國政府はこれ等關係諸國が更に考慮を費すに於ては、叙上帝國政府の述べたる所と所見を一にするに至らんことを信ずるものにして、帝國政府は關係諸國に於て支那側をして過去五ヶ月間の戰鬥行爲を惹起せるが如き挑發的行爲を止めしむるため、その極度の努力を怠めざらんことを深く希望す。一部世上に於ては、日本に對し戰爭を奨励し且之を希望するものなるかの如き惡評を負はんとするものもあるも、日本は之を強く斥くるものにして、日本國民は戰爭及び之に伴ふ避け難き慘禍を厭ふことに於て何國にも劣らざるものなり。若し十二國の努力に依り支那側をして平和的態度を執らしむるに至らば、何國よりも先づ最も之を欣ぶは日本國民ならん。

我が政府の右聲明八項は列國に異常の衝動を與へたるものゝ如く、翌二十四日倫敦發電報に依れば、英國の勞働黨諸派は共同聲明を發して國際聯盟及び不戰條約の加入各國の在東京大使公使の總引揚方を主張し、それにても尙ほ以て日本の軍事行動を遮止するに效なくば、國際聯盟は宜

英國勞働
黨諸派の
反日的聲
明

しく日本に向つて速に經濟絶交を斷行すべしと強調した。米國にありてはその反響一層甚しく、反日感情は之がため一層昂進した模様である。乃ち我が聲明のヂュネーヴへの發送、次でその公表ありたる翌二月二十四日、米國國務長官スチムソンは上院外交委員長ボラーの是より先き同長官に對して爲せる支那の現状と九國條約適用の關係如何、その改訂方に關し米國政府の所見如何等の質問に對し、返信の形式に於て米國政府の態度を闡明した。その要に曰く。

『門戶開放政策が唱へられてから後二十年間、同政策は諸國の爲したる非公式の公約の上に基礎を置いたが、然し太平洋に利害關係を有する總ての主要國の参加せる一九二一—二二年の華府會議に於て同政策は始めて結晶して九國條約となり、同條約は門戶開放政策の基礎となり來れる主義に定義と明確を與へた。斯の如く九國條約は注意深く發達圓熟させられたる國際的政策を表現したもので、一方には總ての締約國の支那に於ける又は支那に關する權利を保障し、他方には支那人民に對し何等の邪魔も爲されず、その主權及び獨立を發達せしむべく最も完全なる機會を保障したものである。……九國條約は支那の發達を阻害する傾向ある侵略的政策は如何なるものでも拋棄する點に於て調印諸強國間の克己自制的誓約であつた。而して門戶開放政策發達の歴史は斯かる協定の保護の下に斯かる過程に依りてのみ、支那のみならず支那と交渉を持つ總ての國家の完全なる利益が最も善く保全されるとの信念を現はすものである。……』

『九國條約は華府會議に於て採擇されたる數條約中の一で、その數條約は相關聯し、一體として出來揚つ

た條約の集りとして成就され、效力を發するやう計畫されたものなることを記憶せねばならぬ。華府會議は本質的には實に海軍軍備競争の中止に依りてのみならず、世界殊に極東の平和を脅かす他の多くの面倒な問題を解決することに依りて平和の可能性を増進するを目的とする軍縮會議であつた。而してこれ等の問題は總て相關聯したものである。米國政府は九國條約の自制誓約の外に米國がその主力艦建造の壓倒的優勢を拋棄し、ゲラム及び比律賓にこれ以上の要塞工事を爲さざるの意思あることを豫言した。九國條約は世界の諸國に東洋貿易に於る機會均等の保障のみならず、他の如何なる國も支那の犠牲に於て軍事的強大を獲得することを許さぬとの保障を與へたものである。何れの國も九國條約諸條項が相關聯する他の誓約を同時に考慮することなしに九國條約を修正又は廢止する可能性を論議するを得ざるものである。

『又不戰條約は紛争解決方法の漸進的發達の一過程である。支那を外部の侵略から保護する計畫は、上述の發達の缺くべからざる一部分である。支那人民の平和的發展は、全世界の平和幸福に必要不可欠のものである。支那に起つた最近の事件、特に滿洲に端を發せる日支紛争は遂に上海にまで波及したが、之を以て我々が論議しつゝある諸條約に修正を加へることが適當であることを示すものとは云ひ得ない。否、寧ろ極東に利害關係を有する諸國に對し以上の條約に於ける誓約の遵守を爲すことの必要性を強調するものである。我々は今紛争の原因を搜索し、或は兩當事國間に責任を割當てんとするが如き必要はない。蓋し紛争の原因とか責任を別問題とし、事態は兩條約の義務又は誓約が儼として存しながら緩和し能はざる程

度に進展したことを、若し兩條約が忠實に遵守されしならんには斯かる事態は發生しなかつたであらうといふことは疑もなく明白である。九國條約及び不戰條約の調印國にして紛争の局外に在る國は、兩條約の規定に修正を加ふべき何等の理由を認めぬであらう。何となれば、これ等諸國は自國民が上海に於て曝されたる危険又は損害に依りて兩條約の忠實なる遵守の必要乃至は價値を痛切に感じ居るからである。米國政府の見解は以上の如くで、随つて我々は兩條約中に具現されたる光輝ある理想を拋棄すべき理由を認めない。我々はこれ等の誓約が忠實に履行されたならば、斯かる事態の發生を回避し得たと信ずる。しかも我々はこれ等の條約に對する當然の服従がその調印國及びその國民の支那に於ける合法的權益の充分の保護を妨ぐるものなりといふ證據を見ない。去一月七日米國政府は大統領フーヴァー氏の命令に基き「米國政府は同政府及びその市民の權益に利害關係を有する九國條約及び不戰條約の誓約に違反して日支兩國政府間に取極めらるゝ如何なる事態、條約、乃至は協定をも承認せず」との通牒を正式に日支兩國政府に發した。若し他國政府が米國と同様の決意を爲し、同様の立場を取りて以上の如き行爲に對し警告を發するならば、壓迫又は條約違反に依りて獲得せんとする如何なる權益の合法性をも今後有效に防止し得べしと我々は信ずる。而して斯かる警告は過去の歴史の示す如く、支那が略奪されたかも知れざる權益を遂には支那に取戻す結果に導くであらう。……支那の進歩が遅々として進まず、又責任ある政府を樹立せんとする支那の企てが頗る不安定の状態にあることは、過去に於て我が國務長官たりしヘー氏やヒュース氏その

他に依り既に豫見された。而して門戶開放主義の樹立は實にこの事態の障害に對應すべく企圖されたものであつた。華府會議に列席したる列國の代表者は、支那にその進歩を遂ぐるまでに必要な時を貸さねばならぬことを決定したが、我々は全くこれ等各國政治家と同一意見であり、我々は將來に於ても右の趣旨を以て我々の政策と爲さんとするものである。』

翌二十五日の紐育タイムスは之を評し、「國務長官のボラー氏宛書翰は、事實上日本及び他の九國條約調印國に宛てたものである。國務長官は勢力範圍とか特殊利益とかの舊式思想を一掃し、強く支那の國內統一を促進することを以て九國條約の精神なりと爲し、更に華府諸條約の總て相關聯するものなることを力説した。この點は日本側の或分子の所見に副ふまい」と論じた。勿論副はない。のみならず米國國務長官の右の九國條約觀中には、我國の極東政策を根本的に誤解し、累を日米關係の上に及ぼすの嫌ある點が所々に露出する。されば我が外務省にありては、内外新聞紙を藉り左の三點を指摘して非公式的に之を反駁する所あつた。

『第一 スチムソン氏は支那の門戶開放政策の歴史を述べたる後、對支九國條約が支那の主權及び獨立を發達せしむべく最も完全なる機會を保障したるものなることを指摘したるが、華府會議當時より十年以上を経たる今日に至り支那は依然たる無政府状態を繼續し、嚴格なる意義

我が外務省の反駁

に於ける國家の體型を具備しない。九國條約の豫定した點は、支那をして完全且組織ある國家たらしむべく支那の主權に統制を與へ、右統制の發達を待つて九國條約に規定せられた諸條項を履行するといふに在つた。然るに支那は自己崩壞の歴史を繰返し、在支關係國公私の生命財産及び一切の權利利益を保護するの能力と資格なきことを暴露した。九國條約の存在そのものが支那が近代的國家に非ざることを實證する。カリフォルニアに於ける邦人保護に關する限り日本政府は未だ曾て自國の兵力を以て之に當らんと企圖したことはない。言ふまでもなく、これは米國の完全なる主權に信賴するからである。支那に關しては、不幸にして此種の信賴を置くに足るべき統一された主權が存し得ないため、已むなく上海事件の如き兵力派遣を餘儀なくされたのである。關係列國と雖も支那の主權行使に絶對的信賴を置くとすれば、日本と同じく支那所要地に軍隊を駐屯せしむる必要がない筈ではないか。スチムソン氏は上海事件を機會に日本政府が何等か九國條約の修正若くは改訂を用意し居るかの如き誤解を抱くやうであるが、日本政府は今日九國條約そのものに何等の修正を施さんとするものでなく、九國條約に規定されたる諸條項の精神を一層明確且有効に實施し得るが如き建設的手段を考慮するに過ぎない。九國條約の精神を有効適切に具現するためには、在來の如き不干涉主義的自由政策のみを以て

しては到底所期の結論に達し得ないから、その手段方法に新工夫を凝らすべきであるとの斷定に達したまでである。

『第二』 スチムソン氏は例に依り日本が支那に對して侵略的行爲を犯しつゝあるものとの前提の下に論旨を進めたが、これ又日本政府を誣告するの甚だしきものである。近代的組織を整備せる國家に對して日本政府が毫も實力的行動を執る必要の無いことは曩に述べた。如何なる條約、協定、その他の約定と雖も、國家自衛權の行使を否認し得るものでない。條約、協定、その他の一切の約定を適用するを得ない支那に對して自衛權の行使を認めずとするは、恰も帝國の在支權益を一切拋棄せよといふに等しく、日本政府は斯の如き自衛權の否認は國家生存權の消長に影響する所至大なるを以て、如何なる犠牲を拂ふも之を容認し得るものでない。

『第三』 スチムソン氏は聲明の中段に於て九國條約と海軍條約とを相關關係に置き、米國政府が當時九國條約の成立したる代償として比律賓及びグアムの防備制限を承認したのだといふ驚くべき誤つた史實を強調した。比律賓及びグアムの防備制限協定は、日本全權が對米六割といふ異常の讓歩を甘受したる代償として支拂はれたものである。海軍條約が成立したる後に九國條約が調整されたのは、九國條約の成立を豫知して居たとすれば、日本政府は當時對米六割と

いふやうな協定を無條件に承認しなかつたかも知れない。斯様に明白に華府會議の議事録が裏書する點をスチムソン氏は故さら本末を顛倒して日本攻撃の材料に使用するのは、これ又日本を誣ふる非友誼的言辭と斷ぜざるを得ない。』

臨時聯盟
總會召集
決議

是より先き二月十八日、別章に述ぶる植田師團長の十九路軍司令への同軍撤退に關する要求出づるに及び、支那代表は聯盟理事會の緊急開會のことを要請したるがため、翌十九日その開會あり。日支兩國代表の長時間に亘る各辯難の外、他の各國代表も順次意見を述べたる末、曩に述べたる臨時總會召集方に關し議長より決議案の提出ありて、その可決を得、開會期も三月三日と定まり、乃ち事務總長は直ちに聯盟加入の五十五ヶ國に向けその旨通知に及んだ。その後の經過は後章に於て叙する。

第二章 上海戰の性質

捨名取實
主義の戰
闘

今春の上海附近に於ける日支兩軍の戰闘は、昨秋の滿洲に於けるそれと均しく、若くはそれにも勝り、頗る大規模の戰闘であつた。古來戰なくして闘あり、又は戰ありて闘なかりし例は史上に澤山ある。けれども上海のあのやうな大規模の敵對行動が、戰爭の名を否定しつゝ、彼我兩軍の間に行はれたるが如き例は、よしんば絶無ではないとしても、蓋し稀有のことに屬する。否々、將來は却つて斯かる捨名取實主義の戰闘が多分に行はるゝことあるべきを想像し得るのである。之を譬ふれば、恰も民法に於て假に離婚手續を極めて煩雜にし、若くは離婚を絶対に禁止するに於ては、單に別居の名に於て事實的の離婚が依然行はるべきと均しく、國際聯盟規約に於て開戰の手續を煩雜にし、不戰條約に於て戰爭を非認すること現に今日の如くなるに於ては、開戰の方式に依らざる敵對行動、非公式的であり事實的である一種の戰爭が依然若くは益々頻々とは行はるべきを想像するに難くない。

將來益々
多かるべ
き可能性

不宣戰の
戰

上海戰を支那側では、よく日本の Undeclared war と稱して違法の戰爭遂行なりと非難する。



宣戦手續に關する海牙條約の規定

成程上海戦は不宣戦の戦には相違ない。凡そ戦争は「理由ヲ附シタル開戦宣言ノ形式又ハ條件附開戦宣言ヲ含ム最後通牒ノ形式ヲ有スル明瞭且事前ノ通告」なくして開始すべからざることは、開戦に關する一九〇七年の海牙條約の明規する所である。(該條約の官譯文には「開戦」の語が用ひられてあるも、原文には *l'ouverture des hostilités; opening of hostilities* であるから、「敵對行爲ノ開始」と譯するのが正しい。けれども意味は開戦のことに解すべきである)。以前には、敵對行爲を何等の豫告を與へずして不意に開始すること稀でなく、又それが違法ともしてなかつた。

宣戦の要否に關する學說

由來英國の學者には開戦に宣戦の方式を要せずとの説を爲す者が多く、假に之を要すとしても、それは單に形式のみ、外交斷絶は概して開戦の前驅たること何人も豫想する所で、現代交通機關の發達は奇想天外的の突如たる開戦あるべきを想像し得ないから、宣戦の方式などは實は贅事に過ぎぬ、戦争は宣戦の方式を履ますとも適法に成立するのだから、その方式は必しも要しない、既に必しも要しないから、乃ち全然不必要と云へる、といふのが英國の多數學者の意見の歸結である。然るに歐大陸の學者は、概して宣戦必要論者で、中には英國の學者の宣戦不必要論を評し「英國は世界の電信線を殆んど擧げてその手に握り、且世界到る處に自國の艦艇を配備し居るが故

に、開戦の瞬間に於て、或は對手の未だ外交斷絶となりしを知らざる間に於て、咄嗟商船を拿捕し、敵の通商に一撃を加へ得る地位にある、隨つて宣戦なくして開戦するの慣行は英國として甚大の利益とする所である」と見る者もある(J. M. Spaight, *War Rights on Land*, p. 22 参照)。これは聊か僻目の評なるべく、要は各國古來の慣例に即して自然宣戦不必要論が築かれたものと云へば足りる。之に對する歐大陸殊に佛國の學者間に於ける宣戦必要論の代表的論旨は、蓋しボンフィスの説ける「宣戦に先だつ敵抗行動は、それが果して眞個の戦であるか將た官許なき襲撃たるに止まるかの性質に就て疑惑を挾ましめる。何等の警告に接することなしに突然境域の襲撃を受くるに至つた國は、敵の陸海兵をば侵略行爲の匪賊若くは海賊と認め、交戦法規の代りに國內法の盜賊取締法を之に適用するに妨げず」(*Ibid.*, cited from, p. 22) の一節に徴し得られる。

斯の如く開戦に宣戦の布告を要するや否やは古來國際法學者の間に定解を缺き、又その先例も區々であつたが、明治三十七年二月、我國が古來の一慣行に則り、宣戦に先だち旅順の露國艦隊に攻撃を加へた處、これは勿論違法ではなかつたけれども、不意打は自今止めにした方が善からうとの議が歐洲の斯學者間に起り、萬國國際法協會にては一九〇六年のゲントの會議に於て右の趣旨を決議し、翌〇七年の海牙會議にては新に條約を以て、前述の如く凡そ開戦には先づ以て宣

海牙條約加入國は宣戦の手續を要す

戦又は最後通牒を爲すを要する規定を立つるに至つたものである。随つて該條約加入國間にありては、凡そ開戦を爲すには必ずこの手續を履むべきを要し、之を履まないでやつた開戦は手續違反の開戦といふことになるのである。

海牙條約
規定の實
際的効果

尤もこの規定ありとても、實際に臨んで何程の効果も無いと云へば無いのである。條約上の規定は右の如くになつてあるも、實際に於ては必しも常に規定の目的通りに行はるべしとは限らない。何となれば、開戦の宣言又は最後通牒の通告と實際の敵對行動の開始との間に一定の期間を置くことが定められてないからである。前述の一九〇六年の萬國國際法協會セント會議にては之に關し、凡そ敵對行動は明確なる豫告を以てする相當期間の満了前には之を開始するを得ざること、といふ決議があつた。而して翌一九〇七年の海牙會議に於て同條約案討議の際、宣戦と敵對行動の開始との間に少なくとも二十四時間の期間を設くべしとの案が和蘭全權に依りて提出せられたが、佛國全權は軍機の實際が之を許さずとの論據で之に反對し、採決に臨んで和蘭案は十四對二十一の少數にて敗れ、遂に期間を設けざる現行規定を見るに至つたのである。故に現行法規の下にありては、開戦の宣言を爲すと殆んど同時に、又は最後通牒に記する回答期間を極めて短時間限り、對手國が未だ應戰の覺悟を爲すに追なき間に、突如敵對行動を爲し得るの餘地は緯々

として存する。つまり國家は常に緩急に備へて隣時も警戒を忽せにせざるもの、といふを前提としたものであらう。且又右の條約に依り、開戦には之に先だち右様の豫告を爲すべき規定が行はるゝとしても、それは海牙條約の調印國の間に限ること、調印國と非調印國との間にありては、右の規定に拘束せらるゝことなく、不意に敵對行動に出づることも絶無とは云へず、又それを違法とは稱し難いのである。又海牙條約の調印國間にありても、必しも宣戦の手續を履まないで、自然の間に戰爭状態に入るものもある。大正四年の我國と奥匈國との開戦は即ちその一例である。當年の日奥戦争は、青島碇泊の奥匈國の一軍艦が我方に向つて敵對行動に出でたることに由り、自然に兩國間に交戦状態が成立したのである。けれども斯かるは例外で、原則としては、海牙條約調印國間にありては開戦は必ず宣戦又は最後通牒の形式を履むべきことになつてある。

けれども右の開戦手續は、必しもこの手續を履まないで成立したる戰爭をば國際法上戰爭に非ずと否定せしむるものではない。手續違反の開戦國は違反の咎責を受けるけれども、他面その開始したる戰爭を續行せんとすれば爲し得るので、随つて交戦状態はその儘成立且進行し、中立國との間には中立上の權利義務關係が必然生ずる。故に開戦の手續には違法の點があつても、その開始せられたる戰爭そのものを國際法上の戰爭に非ずとは云ひ得ないのである。國際法上戰爭と

開戦手續
を履まざるも戰爭
は成立す

戦争とは
何ぞ

稱するに必要な要件は別にありて、開戦宣言といふ形式の有無にはない。

抑も戦争とは何であるか。古來戦争の定義を下したる學者世に數知れない。最も人口に膾炙する泰西殊に英國の稍々代表的の二三を擧ぐれば、ホールは『國家間の爭議が双方武力に訴ふる點に達し、若くは一方が強力行爲に出で、而して他方が認めて以て平和の破れと爲すに於ては、茲に交戦關係が成立す』と説き、ローレンスは『戦争は國家間に、若くは一方は國家、他の一方は交戦に關し國家の權利を有する所の團體の間に、公力に依り行はるゝ争鬭なり』と爲し、オッペンハイムは『戦争は二國若くは數國間に於て、互に他を壓し、勝者がその欲する講和條件を課するの目的にて、武力を以て行ふ所の争鬭なり』と解する。我が斯學の重鎮たる立博士は『一國家が對手國の抵抗力を挫き、自己の主張を貫く爲めに、對手國に對して平時に於て許されざる加害手段を行ひ得べきことを認められ、且平時に異なる國際法上の關係即ち戰時國際法規上の權利義務の關係を生ずることを認めらるゝ所の二國又は其以上の國家の間に存する状態』と定義する（昭和六年發行『戰時國際法論』第三頁）。その他内外學者の解説する所孰れも大同小異で、差は末節の二三文字に過ぎない。

國際法上

戦争は行爲なるか状態なるかは國際法教科書に譲りて今觸れず、要するに戦争を以て國家間の

の戦争は
國家間の
みに見る
か
國家とは
何である
か
支那は國
家として
如何に見
るべき

争鬭なりと爲すの點に於ては通じて一で（謂ゆる交戦團體も交戦資格を有するが、今は之に觸れないことにする）、これは國際法上の戦争を構成する要件として不可欠のものに屬する。國家とは何であるか。これも學者に依り定義は千差萬別であるが、著者は國家をば『統一的主權の下に法を基礎として共存共榮を企圖する組織ある民族の有機的一團體』と説く。然るにこの定義から推すと、支那はそれ等の各要件に殆んど一も合格しない。去二月十九日の國際聯盟理事會に於て我が佐藤代表が支那は聯盟規約の前文にある『組織アル人民』に非ず、隨つて聯盟國たるの資格なし、聯盟規約の嚴格なる適用及び解釋は斯かる異常の國に對しては不可能なりと論ずるや、支那代表顏惠慶は憤然起つて之を駁した。曰く。

『支那は歐洲ほどの大さであり四億の人口を有する大國であることを御記憶願ひたい。斯かる大國に完全なる平和と秩序は如何にして望み得るか。且支那は專制君主國より急に共和國に變つたものたることをも忘れてはならぬ。その調整の過程に於て若干の不安と混亂のあるは當然である。支那を崩壊と無政府状態にありと爲すは事實を誣ゆる誹謗である。

『日本代表はよく組織ある國家といふことを云はるゝが、政府の統制を破りつゝある所の陸海軍を有する日本の如き國は果して組織ある國家と云ひ得べきか。日本の外交官が聯盟理事會に

出席し、誠實に種々の約束を爲し、しかも翌日はその約束が守られない。それにも拘らず日本代表は能く組織せられたる政府を代表する者と云ひ得るであらうか。日本は二三の大國に對し錦州を侵略せずと明かに約束したるにも拘らず、數日ならずして錦州に侵入した。それでも能く組織せられてある政府と云ふことが能きであらうか。日本の關東大震災の際、幾百の支那人は東京にて鑿殺され、又昨年は朝鮮に於て百名以上の無辜の支那商人が殺された。それでも組織せられたる政府であるか。予を以て之を見れば、日本代表の言には何處かに矛盾があるやうに思ふ。一方に於ては支那は組織せられたる政府を有せずと云ひながら、他方に於てはその政府と交渉することを主張しつゝある。若し支那が無組織の政府ならば、何故日本は斯かるものと直接交渉を爲さんと主張せらるゝか。何故に聯盟に依りて問題の解決を計らんとせられぬか。誠に理解に苦しまざるを得ない。

『假に支那に無秩序と内亂がありとすれば、非難の多くは日本が負ふべきである。何となれば、日本は従來年として孰れかの軍閥を援助せざるはないからである。支那の過去二十年の歴史を知る者は、日本が孰れかの軍閥に對し軍資金、武器、乃至は兵隊の形に於て援助を與へたことを明かに證據立てることが能き。これ即ち日本が支那の強國となり、統一されたる政府とな

ることを欲しないからである。此に日本の政策と歐米諸國のそれとの間に著しき相違あることが認められる。予はグレイ卿が英國の議會に於て英國は支那の強大と統一とを欲する旨を述べられたことを記憶するが、日本は丁度その反對のことを祈りつゝある。

『如何なる國も革命期間を経過せざるはない。歐米の大國も同一の徑路を経て今日に及んだ。支那は後れてそれを通してつゝある。然るに日本は支那のこの艱難の秋を利用し、支那の統一を妨げた。例へば袁世凱や蔣介石等の大人物の下に統一の機會が到る毎に、日本は來りてその成功を妨げた。無秩序と混亂が支那に存在するならば、そは多く日本の陰謀に由るのである。』

顔君の右辯明は、支那代表としては蓋し至れり盡せりで、或は列坐の歐洲理事國代表の若干をして成程と頷かしめたかも知れない。然しながら如何に辯明して見ても、現に支那に統一的主權の無いのは争はれない。支那では現に政治は法を基礎とせず、朋黨相排し相擠しつゝ分存分榮をこれ事とし、民人雜然として幾多の無機的團體を支那といふ地圖上の綜合的一邦土の上に散漫的に建立したるもの、これ彼等民人の號し中華民國と稱するものである。この事實は、如何に最負眼に見ても掩ひ得ない。若し戦争を以て國家間の争鬭なりと定義せば、現代の支那を對手とするところあるべき國際法上の戦争なるものは、如何なる場合に於ても成立ちやうが無いことになる。た

何をか中
華民國と
いふ

とひ宣戦又は最後通牒の方式を履むとしても、對手が國家に似て國家に非ざる木猴冠的の支那であつて見れば、右の定義に當嵌るべき戦争あるを想像し得られない。

國際法學上の國家

けれども右は國際政治學上の國家の定義に支那を當嵌めて見たる論である。之を國際法學上から見れば、見地は自ら別である。國際法學上の國家なるものは、要は一定の領土に一定の民人が主權を戴いてその統治の下に立ち、國際團構成の一單位として立つものであらば、それで足りるのである。國際團構成云々は従前國際法學者の國家の定義に於て説及せざる所なるも、著者は國際團を構成する國家にして始めて國際法上の國家たるべしとの見地から、之を特にその一要素として高調するものである。

國際法眼に映ずる支那國

支那は國際政治上の國家としては明かに不合格者であるけれども、國際法上の國家としては列國疾く既に之を國際團の一員に承認し、多年國交を訂立し、遇するに一の主權國を以てし來りたるに於て、國際法上の國家を今日之に非認するは論理の許さざる所である。故に支那との間に行ふことあるべき國際法上の戦争は、支那の統治機關を代表するに非ざる一部の執權者、一部の軍閥、一部の朋黨を私的に對手とするに非ずして、形式的ながらも支那國そのものを一完體として之を公的に對手とするに於て始めて成立すべき觀念である。上海戦が國際法上の戦争を以て論ず

法的戦争と事實的戦争

べきや否やは、それが宣戦の方式を履んで始まつたか否かには在らずして、對手が支那の國家であるか將た國家を代表するに非ざる一の軍權的朋黨に止まるか否かに存する。

然しながら戦争は必しも國際法上の戦争のみとは限らない。對手が國家そのものでなくして一部の軍權的朋黨であつても、それが我方の國家機關に向つて武力的敵對行爲に出で、我方之を撃攘するに武力を以てするに至れば、茲に事實的且地方的の交戦が成立する。事實的且地方的の戦争はそれ自身で收局することもあり、將たそれより延いて外交斷絶となり、宣戦となり、遂に法的戦争即ち國際法上の戦争となることもあり、將た或は事實的戦争を経ないで法的戦争が直ちに發生することもあり、環境の千差萬別は豫め一定の型に限局するを許さない。たゞ一たび交戦状態發生すれば、それが事實的戦争なるにもせよ、法的戦争なるにもせよ、交戦者は逐一交戦法規を恪守して行動すべきで、それが戦時公法のレイゾン・デートルである。

地方的の敵抗行動

上海戦は國交斷絶の末に成立つた法的戦争ではないが、地方的の敵抗行動であり、事實的戦争であつた。地方的の敵抗行動といふ語には二様の意味がある。一は交戦状態が法的に成立するも交戦國の一方が自發的に若くは中立國との協定にて特定の地域を作戦地帯と爲さるることとし、その以外の地域に限りて交戦を行ふといふもので、これは法的戦争の成立を前提とした上のもの

である。他の一は、法的の交戦状態は成立せざるも、對手國內の特定の團體が特定地域に據れるのを特定の事情に基いて撃攘するといふ場合で、今次の上海戦はまさに之に該當する。この後者は或は不完全戦争 (imperfect war)、或は制限戦争 (limited war) と稱せられ、且之をば以て戦争と爲すべからずと説く學者もあれど、既に不完全ながら若くは制限ながら戦争と爲す以上、之を戦争と爲すべからずといふは、命題それ自身に矛盾がある。暫く言葉尻を離れて論ずるも、地方的にもせよその地域に既に交戦が行はるゝ以上は、事實的戦争の成立を非認するは事實の許さざる所である。要するに事實的戦争を以て、その法的戦争に非ざるが故に戦争に非ずといふは、恰も既に人間となつて生れた以上、その嫡出兒に非ずして私生兒たるの故を以て人間に非ずといふのと擇ばない。

事實的戦争は國交を破れずして成立す

上海戦は素と公定の我が警備区域内に於て陸戦隊がその警備の部署に着かんとするに對し、支那の兵團の一部が之を妨礙したるに由り、之を反撃せんとしたことが彼我衝突の直因を作し、而して彼れ益々兵を増し、堅壘に據りて我方を攻撃するが故に、我方之に應戦して敵兵を勦攘したといふ迄である。我國は中華民國そのものに向つて開戦するの意思なく、民國政府も亦、國民の一部には對日斷交とか開戦とかを喋々した者はあつたけれども、政府としては開戦の意思なかり

しものと推斷するに理由もあつた。上海戦の進行中にありても 支那は依然我が友國で敵國ではなかつた。既に敵國でないのだから、法的の戦争は日支兩國間に當初より成立しなかつた。反對に、事實的戦争は外交關係を破らずして成立する。上海戦に於て我軍の専ら對手としたる十九路軍が果して支那國と離れたる獨立の軍として行動するものと明確に認むべきものなるやは一の疑問である。十九路軍の我軍に對する敵抗は、全然支那國民政府の與かり知る所に非ずと果して云ひ切るを得るや疑問である。二月十八日、植田第九師團長より十九路軍司令蔡廷鍇に宛て支那軍の二十軒を距る地域外への撤退外數項の要求通牒を送るや、蔡は之に對する回答中に於て『予の麾下にある軍隊は中華民國の國民政府の軍隊の一構成分子にして、その行動は一に同政府の指揮に屬す』と申明した。十九路軍は即ち支那國の正規軍隊であり、隨つて十九路軍を對手に戦ふのは支那國軍隊と戦ふ所以で、たとひ支那國との間に正式の戦争は成立せず、支那との國交は破れざりに拘らず、事實的の戦争は地方的に成立したことを否定するを得ない。

『戦争抛棄ニ關スル條約』即ち俗にいふ不戦條約の第一條には『締約國ハ國際紛争解決ノ爲戦争ニ訴フルコトヲ非トシ且其ノ相互關係ニ於テ國家ノ政策トシテノ戦争ヲ抛棄ス：：』又その第二條には、一切の紛争は『其ノ性質又ハ起因ノ如何ヲ問ハズ平和的手段ニ依ルノ外之ガ處理又ハ

不戦條約に謂ふ所の戦争

解決ヲ求メザルコトヲ約ス』と規定した。第一條にいふ戦争とは、國際法上にいふ本式の戦争で、戦争の名に於て爲すに非ざる敵對行爲をも含むものでないことは、同條約の文字及び精神からして疑を容れない。然らば第二條にいふ平和的手段とは、といふよりは寧ろ反對に、非平和的手段とは、如何なる限界のものまでを指すか。

不戰條約
は強制的
手段を妨
げず

謂ふ所の平和的手段は、原文に *pacific means* とある。パンフヒックなる語は、同じ平和的の意味を言ひ表すに用ひらるゝ *amicable* よりも廣く、開戦に至らざる迄の一切を含み、即ち管に *amicable* のみならず *non amicable* 即ち *forcible* の手段、例へば不當報復 (*retorsion*)、不法報復 (*reprisal*)、船舶抑留 (*embargo*)、その他平時封鎖 (*pacific blockade*) 等、平時適法のものとして認められてある強制的手段——時には軽い程度の武力を用ひ若くはそれを少なくも背景とする所の——は之に包含せられてあると解したい。随つて不戰條約の締約國は、國際法上の戦争を國家の政策として行ふことは互に禁止したるも、國際紛争の解決をこれ等の強制的手段に訴へることに關しては、何等拘束の下に立たざるものと解すべきである。(何をか「國家ノ政策トシテノ戦争」と爲すかに就ては拙著『滿蒙特殊權益論』第五〇四頁以下の参照を乞ふ)。若しこれ等の強制的手段も亦一の戦争で、即ち不戰條約の均しく禁止する所なりといふならば、不戰條約の趣旨は

第一條のみにて達する譯で、第二條は全然贅句であると思はるを得ない。第二條にいふ平和的手段とは、その精神に於ては主として仲裁裁判とか調停とかを指すの意なるべく、且強制的手段の如きも能ふ限り之に訴ふることなきやうに國際社會を導くことが、これ即ち不戰條約の前文にある『平和的ニシテ秩序アル手續ノ結果』(the result of a peaceful and orderly process)を實現せしむる所以であるに相違ないが、しかし條文の解釋として平和的手段とは戦争に非ざる平時の且適法の強制的手段も非として排除するものと爲さば、第一條の意味を第二條にて更に繰返へすに過ぎぬことになるから、條文として體を成さぬことになる。故に強制的手段と戦争とは之を別種に視ることが不戰條約の解釋上却つて無理でないと思ふ。

或は強制的手段の行使を是認すれば、戦争の名を用ひないで事實的に戦争を開始するの弊を是認することになるから不都合なりとの論もあらう。然り、これは確に一の弊たるに相違ない。さりながら、之を譬ふれば、前にも云へる如く法律にて離婚を禁ぜば、離婚の名を避けたる事實的の離婚を他の名に於て相行ふの餘地を擴むることゝなると均しく、特定の禁止の規定に伴ふ避け難き一の弊で、社會の實情より一步進んで出來た法律なり條約なりの下にありては、兎角避けんと欲して避け能はざる現象と見ねばならぬ。

故に上海戦は、假にそれが特定の日支紛争を解決するため、即ち支那の不當若くは不法の行爲——極度の排日行動——に對し我方の要求を貫徹せしむるための報復手段としても、不戦條約の上から敢て違法を以て論ぜらるべき限りのものではない。或は報復は均等の種類若くは程度のものたるを要する、然るに支那の排日行動は概して武力を以てせしに非ざるに、我方武力を以て報復するのは復報の意義に反す、との説もあらう。この論は報復の均等性の文字に餘りに拘泥し過ぎた論である。それ苟も報復を行ふ、その種類若くは程度は決して天秤にかけて均等を秤量し得るものでない。舊約全書の『眼を以て眼に報い、齒を以て齒に報い』は、モーゼス時代には之を恪守するに難からぬ掟則であつたであらう。又今日の報復なるものは、往昔のこの *lex talionis* から發達したる遺想であるに相違ない。けれども斯かる掟則は、今日の複雑なる國際社會には期して望み得べきでなく、強て之に拘泥せば、九百九十九圓の排日貨に對しては九百九十九圓の排支貨を以て報い、暴行之に伴ふて兇漢我が指一本を斷たば我れ亦彼の同じく指一本を斷つべく、その暴行に彼れ弓矢を用ひば我れ亦弓矢を以て之に報いざる可からず、とまで論ずるに非ずんば均等論は徹底しない。報復なるものは國際法上決してそんな窮屈の性質のものではなく、要は些少の不當又は不法行爲に對して巨大の報復を爲すを戒むと解せば足りる。

けれども上海戦は、必しも報復を以て論すべきものではない。上海戦は、普通に報復を行ふ所の事由に見るが如き特定要求の貫徹のためではなかつた。事變の基因を作したる抗日會の解散外三項目を掲記したる帝國總領事の一月二十一日の要求は、上海市長の一月二十八日の全部承諾の回答にて兎も角も一應は解決した形である。故に特定要求貫徹のためとして報復を行ふべきその事由は、形式的ではあらんが、支那當局者のこの全部承諾に依りて既に消滅したのである。然るにも拘らず、我が陸戦隊が邦人の生命財産の保護のため各國軍司令官間の協定に由る所定の部署に着かんとするに方り——これは當面の紛争が一應解決しても、それに依り直ちに秩序が回復し治安が保たるゝかは支那のことゝ甚だ疑問であるから、當然の措置と肯定せねばならぬ——十九路軍及び便衣隊に依りて襲撃を受けたから、自衛上敵を反撃するのは勿論適法の措置である。報復は對手の不當若くは不法行爲に對し我方同じく不當若くは不法行爲を以て之に報ゆるのが本趣なるも、我方の措置が不法でなく適法のものであつて見れば、そは報復を以て論すべき筋合のものではない。先方の襲撃に對し我方の適法に之を反撃することが基となつて假に本式の開戦とならば、これは不戦條約の承認する所の謂ゆる自衛戦であるから、明かに適法の戦争と云へるのである。上海戦は自衛權に基因して適法の戦争として肯定せらるべき法的戦争に導かれ得る所のである。

過渡的の事實的戦争と云ふべきものであつたのである。

或點に於て今次の上海戦に酷似する地方的且事實的の戦争、例へば租界隣接地に支那兵の駐屯することに依りて租界在住外國人の生命財産が脅威を受け、その駐屯兵の撤退を最後通牒的に要求し、肯ぜざるが故に武力を以て之を特定區域外に撃攘したとか、將た本式の戦争とは公稱せずして事實上の地方戦を相當期間に互りて行つたといふが如きことは、敢て他に類例を求むるを須らず、東洋殊に支那に於ても既往幾たびか見た所である。その顯著なる二三の例を擧ぐれば、

太平賊の亂

第一は今よりまさしく八十年前なる一八五三年の太平賊の亂の際である。

太平賊の亂なるものは、西曆にして一八五〇年より同六四年の滿十四ヶ年に互れるものであつたが、一八五三年九月、叛徒の『小刀團』は城内及び南市を攻陥して之に據り、而して官兵は之を奪回せんがため、租界の當年の西境即ち今の西藏路に近き蘇州河濱に主力を置き、叛徒の討伐に寧日なく、交戦年餘に及んだ。その間無規律の官兵は租界に出入し、掠奪を行ひ、且時に流丸が租界に飛込み、在留外國人の生命財産が痛く脅かさるゝので、時の英國領事アルコックは翌一八五四年四月四日、江蘇巡撫にして官軍司令官たる吉爾杭阿に最後通牒的の一書を裁し、租界より相當距離の地點への撤退方を要求し、同日午後四時までに撤退を實行せざんば外國軍隊は武力

を以て之を撃攘すべしと申送つた。彼れ之に應ずる様子もない。そこで英米兩國軍艦より海兵を上陸せしめ、之に前年新編成の租界義勇隊を加へ、總員三百八十名。乃ち隊伍を整へ、旌旗を翻し、陣太鼓を敲き、勢威を示しつゝ南京路と浙江路の交叉點——今日先施公司（支那第一の百貨店）のある所——まで繰出した。蓋し斯くすれば、官兵は避易して曩の要求に應ずるならんと見たからである。處が、二萬有餘の大兵を擁する支那官軍は、却々以て避易する色もなく、却つて外國軍の方にその色が見え出した。

けれども今は已むなし、愈々前進に取掛かるとし、隊を二つに別け、米軍は正面より、英軍は側面より、孰れも攻撃に當ることとなり、兩隊孰れも二百乃至三百米突の距離にその運べる各二門の砲を据ゑ、午後正四時、一齊に砲火を開いた。この時、遙に之を望み見たる支那叛徒は、續々馳せ來りて英米軍に参加を申出でた。米軍は勢を得、直ちに突撃に移りたるに、圖らずも一條のクリークにぶつかつた。巾二十呎、深さ五呎乃至十五呎。敵は之に沿へる高さ六七呎の胸壁に據りて猛射を加へ、一步も進むを許さず、米軍をして遂に退却するの已むなきに至らしめた。このクリークは爾後七年を経たる一八六一年、太平賊の再び上海を荒すの虞ありし時、租界側にて亂徒の租界侵入を喰止むる壕池たらしめんとて、更に深く之を掘り、爾來 Defence Creek の名あ

『泥低地の役』

つたが、後年埋立てられて西藏路の一部と化した。英軍もこのクリークにて一時は苦戦したが、轉じて下流の一橋を渡り、來援の叛徒軍と共に敵の陣營に肉薄するに及んで官兵遂に潰走し、斯くして英米軍は遂に官兵を掃蕩することに於て成功した。これが史上『泥低地の役』(Battle of Muddy Flat)と稱せらるゝものである。(Muddy Flatは大體今の競馬場の東、即ち西藏、南京、浙江、廣東の四路にて圍まるゝ一帯の地を稱したもので、當年は沼地であつたのであらう)。この役英米軍の死者四名、負傷者十三名、支那官兵側死傷約五十名とある。

この戦は兵員の多寡、戦場の大小、交戦期間の長短等に於て今次の上海戦と勿論比較にならないが、その性質に於ては兩者頗る相似たるものであつた。

因みに記す。當時佛國は支那官兵に同情を寄せ、同國陸戦隊は陰然應援を官兵に與へ、城内の外に封鎖を施し、叛徒はために糧道を絶たれ、間もなく城内より撤退した。而して代つて侵入せる官兵は三日間の掠奪を公許せられ、大荒しに荒した上、市の大半を焼拂ひ、大殺戮を行つたものである。

幕末の四國聯合艦隊對長州藩の交戦

次に、對手國の國家を敵とするのでなくして、その國家を構成する部分的の政權及びその擁有する所の兵力を敵として地方的戦争を行へる點に於て、これ亦今次の上海戦に類似するものは、

元治元年八月(一八六四年九月)の英佛米蘭四國艦隊の長州藩との交戦である。この事件の始末は邦人周知のことであるから、敢て叙するの要もあるまい。この交戦は同月五日(陽曆九月五日)から四日間で、聯合艦隊は下ノ關の諸砲臺を毀ち、武庫及び火藥庫を焼拂ひ、聯合陸戦隊二千は茶臼山を占領し、長藩遂に屈して和を請ひ、談判は江戸に移り、翌九月二十二日(陽曆十月二十二日)幕府は三百萬弗の償金を仕拂ふこととなりて事は終局したものである。

一八八四年の佛清戦

第三に、これも本式の戦争と稱せずして事實上の地方的戦争、しかも相應に大規模の交戦の支那領土に於て行はれた顯著の一例としては、一八八四―五年の佛清戦がそれである。殊に當年の佛國は、平時の不法報復(リプライザルは普通に復仇と譯され、又はレトルシオンを報復と譯するに對し之を報償と譯するものもあるが、著者は種々の見地から考へてレトルシオンを不當報復、リプライザルを不法報復と稱したい)の名に於て戦時の敵對行動を執り、しかもそれが九ヶ月の久しきに亘りて行はれたる點に於て、非公式的戦争としては近代史上に於ける稀なる類例に推せる。今次の上海戦を報復を以て論ずるの當を得ないことは前に述べたが、佛國の當年の對清戦は安南の河内府の東に位する諒山(ラオン)に於て佛國兵の支那兵との交闘に由りて受けたる損害の賠償要求に發したるに於て、一種の報復手段と云へば云へぬでもない。

當年の佛清戦は、事實的且地方的の戦争の一先例として多少面白い點もあるから、その始末の極めて概略を叙して見たい。

當時佛國は、豫て安南の一州より東京を貫流する紅河に沿うて交趾支那より雲南に至る貿易の通路を開かんと欲し、之を安南に要求したが、支那は安南を以て自國の屬邦なりと稱し、安南を使喚して佛國の右要求を拒絶せしめ、それが基で佛清間の悶着となりたるも、一八八四年の五月妥協成り、同月十一日天津にて修好善隣假協約の調印を見、之に依り佛國は事實に於て東京を掌中に收め、安南を保護領とし（同年五月六日、保護權設定の條約は佛國安南間に調印せられた）、支那をして之を認めしめたる外、支那安南間の通商の自由をも支那は佛國に向つて認めたるに於て、乃ち佛清の葛藤は茲に解決した譯である。

然るに佛國は、右の佛清天津條約の第二條に『支那は東京駐屯の支那兵を國境以内に撤收すべきことを約す』とあるを楯に、その即時の撤收を迫り、河内府駐屯の佛軍司令官ミヨは武力を以て支那兵を撃攘せんとし、六月十五日中佐デュヂェンは命を承け、一隊の兵を率ひて諒山府を發し、二十三日昌江を渡るや、大部隊の支那兵に會ひ、遂に兩軍の衝突となり、佛軍は百名近くの死傷者を出して大敗し、僅に全滅を免るゝの不首尾となつた。

在北京佛國公使は支那海碇泊の艦隊司令官クルベー提督その他軍部の強硬論に引摺られ、本國政府に向つて談判は無用なり、速に最後通牒を送りたしとの意見を具申した。佛國外相フェーリーは之に動かされ、在北京公使に訓令し、同八四年七月十二日を以て總理衙門に向つて最後通牒を突付けしめ、中に於て昌江の衝突を以て支那側の挑發に出づと爲し、天津條約違反、遠征軍駐屯費、死傷者救恤費等に係る賠償として二億五千萬フランの仕拂方を要求し、限るに一週間を以てした。支那政府は佛國の主張の事實に反する所以を辯疏し、殊に天津條約の第五條に『兩國政府は本條約調印後直ちに委員を任命し、三ヶ月以内に前各條定むる所の基礎に依り確定的に商議を遂ぐるの目的を以て會同せしむべし』とある所から、撤兵は確定條約調印の上のことに屬すと稱して即時の撤兵を肯じない。その間に在北京米國公使の居中調停に依り、佛國は右の最後通牒記載期限を延ばして七月二十日より起算し十五日間とし、又賠償要求額も二億フランの三ヶ年仕拂に讓歩し、その承諾方を迫つたが、北京政府は東京撤兵の件は承諾するも、昌江衝突事件は斷じて支那の責任に非ずと抗辯し、佛國の要求を峻拒した。

是に於てか、豫て本國海相より全艦隊を率ひて福州及び基隆に進み、支那政府にしに右要求を拒絶せば直ちに之に砲撃を加へて占領すべきこと、兵器彈藥等を搭載する支那船は容赦なく之を

拿捕し、支那の作戦計畫を未然に挫推すべきこと等の訓令を受け居れるクールベール提督は、麾下のレスペ少將をして軍艦三隻を率ひて基隆に前往せしめ、八月五日之に砲撃を加へ、その要塞を破壊せしめた。斯くて艦隊からは陸戦隊が上陸し、占領に取掛からんとするや、督辦臺灣軍務の劉銘傳は手兵を麾いて邀撃し、佛兵利あらず、死傷百餘名を出して各艦へ退却した。次で同八月二十三日、クールベールは全艦隊を率ひて福州を砲撃し、支那の福建艦隊を殆んど全滅せしめ、更に閩江を溯りて船政局、船渠、その他附近の砲壘を悉く破壊した。

是に至りて佛清兩國間には事實上交戦状態が成立するに至つたのであるが、兩國共に宣戦はせず、佛國は努めて戦争の名を避け、之を以て單一のリプライザルに過ぎずと爲し、いつにても交渉談判に應ずるの用意ありと聲明した。けれども佛國は、その作戦手段に於て本式の戦争と何等區別する所なく之を行つた。尤も佛國はその間にありても、北京政府に對し曩に要求したる賠償額を八千萬フランに減額したるものを以て最後通牒として八月十九日之を送致し、限るに四十八時間を以てしたが、清廷尙ほ之に應じなかつたので、同八月二十一日、在北京佛國公使館にては國旗を引卸した。けれども、これは右の行懸りから已むなくやつたことで、之に依りて敢て外交關係を斷絶したといふ譯でもなく、公使は依然北京上海の間にありて、任國たる支那を引揚ぐ

るには至らず、領事官も依然各任地に駐在したものである。

佛國艦隊は基隆福州等に砲撃を加へ、多少の損害を與へたが、恰も象の脚に蜂が刺した位で、大局に於て格別の効果も無かつた。そこで佛國側にては、北支那侵撃の必要論が高唱せられた。けれども當時旅順及び威海衛は防備が漸く固まり、之を突破して直隸灣頭に進むには更に少なくも軍艦三十隻と兵員七千を本國より迴來せしめねばならぬが、之を議會が容易に承知しない。且又冬期近づいて北支那の戦闘は不便にもなる。その間に上海の英米獨の各商業會議所は歩調を一にして停戦の勧告を佛清兩國に爲すありしのみならず、國外の同情は概して佛國よりも支那側にある。殊に厄介なのは、支那の兵員や軍器彈藥が英國船にて支那殊に臺灣に輸送せらるゝことである。佛國艦隊はこの事實に鑑み、同年十月二十日を以て臺灣に平時封鎖を行つた。而して之と共に、封鎖を侵犯する第三國殊に英國の船舶をも拿捕せんとし、英國との間に悶着の起つた次第は別に説く所の如くである。

之に前後し佛國艦隊は寧波の封鎖、澎湖島の占領等をも行つたが、さしたる効果なく、雲南方面に於ては佛軍各所に敗績し、大體に於て戦況は日に佛國に不利となつた。それと共に政府の對支政策は次第に輿論の攻撃を受くるに至り、議會の極左黨の如きは、政府の支那に事を構ふるの

をば議會の同意を経ざる開戦、随つて憲法違反なりとまで急呼した。外相フェーリーは最早や如何にかして時局を彌縫的にても拾收せしめねばならぬ破目に陥つた。そこで彼は窃に總務稅司ロバート ハートの股肱の部下で支那海關の代表として倫敦に駐在するカムベル (J. D. Campbell) の當時巴里に在りしを機とし、彼の力を藉りて和平回復の道を講じた。ハートは豫てより佛清葛籐を平和的に解決せしめんとて、一再盡力する所ありて、窃に旨をカムベルに傳へてその要をフェーリーに説かしめた次第でもあつた。そこでフェーリーは在北京公使バトノートルを差遣き、専らカムベルに依りて清廷との間に窃に交渉を開き、多少の通商的利益と鐵道敷設權を獲る以外に償金要求のことなど拋棄して迅速に議を進めしめ、三月末に至り協定が出来た。佛國政府の當初兵力を以て支那に當るに至りし根本の要求事項は悉く抜け去り、僅に(一)支那は前年五月の天津條約を確認すること、佛國は同條約の完全なる實施を希望する以外に何等の意圖なきこと、(二)佛清兩軍は能ふ限り速に停戦し、且佛國は直ちに臺灣の封鎖を解除すること、(三)佛國は細項を商定せしむるため使節を北京又は天津に差遣すべく、兩國はその際撤兵の時期を確定すること、以上の三ヶ條を妥結したに過ぎない。

この協定は三月三十日を以て双方之に調印する筈であつたが、是より先き數日前、即ち三月二

十五日、ネグリエー將軍の率ゆる東京遠征軍が支那兵のために大敗を受けたる悲報巴里に達するに及び、議會は沸騰し、フェーリー攻撃の聲は全都に沸いた。彼はこの形勢に處し、一旦支那と妥結したる屈辱的協定に調印するを躊躇したが、ハートは遲滞なく調印するの要を切々フェーリーに急電したので、彼も遂に意を決し、四月四日巴里に於てカムベルと外務省政務局長ビヨールは各清佛政府を代表して之に調印した。而して翌々六月九日、修好通商の本條約が更に天津に於て調印を了した。

その月即ち六月十一日、クールベール提督は澎湖島に碇泊の旗艦バイヤール内にて病死した。而して同月二十一日、佛軍は征臺中に戦死せる將校二十一名、士卒五百名の墓塚を残して全部臺灣より撤退した。

斯の如くにして佛國が既往九ヶ月に亘り報復の名に於て支那に對して行ひたる非公式の、しかも事實的には紛らうなき戦争たりしその戦争は、佛國としては甚しく龍頭蛇尾に終つた。この役支那側の戦費一億兩と稱するが、佛國のそれは遙にその上であつたに相違ない。而して佛國の收穫如何と云へば右の如くで、更に要約すれば、僅に前年五月の簡單なる天津條約を確認せしめたといふことに過ぎず、聊か引合はぬ戦争であつたのである。

第四には、明治三十三年の義和團事件を挙げ得られる。この事件の込入つた原因は今記せず、要するに同年初夏、北清に拳匪蜂起し、官兵之に加はり、京津間の連絡を絶ち、北京の外交團及び居留各國官民ために重圍に陥るに及び、列國は協同兵を進め、七月十五日天津を抜き、八月十日北京を陥れ、清帝及び西太后は西安に蒙塵し、十月二十六日、是より先き講和全權委員に任命せられたる李鴻章、劉坤一、張之洞等は列國使臣と相會して講和會議に入り、爾來數十回の會商を経、翌三十四年九月七日平和議定書成りてその局を結んだもので、各國聯合軍の六月十七日太沽砲臺砲撃に着手してより北京陥落まで交戦約二ヶ月に亘つた。この間列國と支那の外交關係は依然持續し、戦局も専ら京津方面に限られ、即ち法的戦争にてはなかりしも、事實的戦争は地方的に成立したもので、原因は異なるも性質に於ては大體今次の上海戦と似たものであつた。

一九二三年（大正十二年）のゴルフ事件も、これ亦一の事實的戦争の序幕であつた。而して序幕だけで打出しとなつた。即ち同年八月、アルバニア境界判定委員長たる伊太利の一將軍が希臘の境上にて匪徒のために殺害せられたのが基となり、伊太利は希臘に損害賠償その他二三の要求を提し、希臘の辯疏に耳を傾けず、突如艦隊を派してゴルフ島を砲撃且占領せしめた事件である。當年の伊國の武力的行動が果して適法であるや否やに關し、國際聯盟理事會は有力なる法律家十

名に調査を委囑したるに、その調査會に於て全會一致にて到達したる結論は

『戦争行爲を構成するの意圖に非ざる武力手段は聯盟規約第十二條乃至第十五條と兩立することもあり、せざることもある。而して當該紛争が理事會に附議せられたる場合に、理事會としては當該事件の一切の事情及び紛争國の訴へたる所の武力手段の性質を充分覈査し、その手段の維持又は排斥を懲憑すべきことを直ちに決定すべきものとす。』

といふにあつた。然るに聯盟理事會は、自身右の如き決定を試むることを避け、本件を大使會議に移した。當時若し聯盟理事會に於て本件を取上げ、且伊國の行動を以て聯盟規約第十二條乃至第十五條に牴觸すとしても決定したならば、伊國の自負心と衝突するは必然の勢であつたので、之を大使會議に移したのは狡くもあり、悻口な遣口であつたのもあらう。而して大使會議に於ては、伊國の自負心を傷けざらんがため極めて大事を取り、當り觸りの少ない白耳義をして婉曲に伊國に向つて平和的解決方を懲憑せしめ、その結果事は無事に收まつた次第で、隨つて伊國のゴルフ砲撃の一條が果して法的に見て戦争と目すべきものか、又隨つて聯盟規約第十二條乃至第十五條に牴觸するものであるかの問題は、學者の見解以外には未解決に残された姿である。

最後に、一九二九年秋の北滿に於ける露支衝突も亦一の事實的且地方的戦争であつた。その始

年の露支
衝突
聯盟規約
上の缺陷

第二章 上海戦の性質

一〇四

末は尙ほ讀者の記憶に新しいから、今絮説するを須むない。

想ふに現行聯盟規約の上に於ては、開戦を豫防するに就て、更に適切に云へば、開戦を實行するに先だちて紛争國の必須的に執らざる可らざる順序方法に就て、かなり綿密な規定は設けられてある。けれども紛争國が開戦といふ方式に依らないで武力手段に訴ふることに對しては、何等制限的規定が設けられてない。聯盟を作つた根本の精神から云へば、これは規約上の一の缺陷と云ふべきであらう。然しながら聯盟規約に於て武力手段の範圍性質を限定することは頗る六ヶしく、抑も武力とは何ぞや、國際法の容認する平時の強制的手段(不當又は不法行為に對する報復、平時封鎖等を含む)と武力の關係如何等もかなりの難問題であるから、缺陷とは知りつゝも補正の案は易々とは立たない。

事實的戰
争も交戦
法規の格
守を要す

されど或交戦が果して法的戦争であるか將た事實的戦争に止まるかは、實際的見地に於ては、たいした問題でない。問題はその孰れなるにもせよ、即ちたとひ交戦が事實的且地方的のそれに止まりて法的戦争に非ざるにもせよ、既に交戦である以上は、作戦動作宜しく常に戦時公法の掟則に遵つて悖らざるべく、その法的戦争に非ざるの故を以て之を無視すべきでないといふ點にある。この一事は特に重ねて強調したいと思ふ。同じ支那に於ける事實的戦争たりし一八五四年の

『泥低地の戦』、一八八四年の佛清戦争、明治三十三年の義和團事件等の諸役に於て、當年の交戦者双方が如何に當年の交戦法規(寧ろ交戦慣例)を恪守したかは、資料不足で之を詳にするを得ないが、今次の上海戦に於ては、少なくとも著者がその帷幄に參與したる海軍の行動に於ては、終始一貫交戦法規の規矩準繩を離るゝ所なかつた。事變發生の経緯に就ては人々或はその所見を一にしまし。著者にも亦自ら一の私見はある。けれども既に敵と砲火の間に相見ゆるに至りたる以上は、軍の行動は一に交戦法規の命する所に遵つて違ふことなきを要する。オッペンハイムが宣戦の方式を履ますして交戦状態の成立する場合の幾多の事例を擧げ、『これ等總ての場合に於ても、交戦の諸法規は總て適用せらるゝものと見ざる可からず、何となれば、凡そ戦争は、たとひそれが違法に開始せられ、又は戦争行為とは意圖せざりし所の武力行為より自動的に發生したるものにしても、國際法の眼から見れば等しくこれ戦争なればなり』(Openheim, *International Law*, II, § 96)と云へるは、決定的の見解と視て可い。要するに本式の法的戦争に非ずとの故を以て交戦法規を遵守せざりしとの非難と、法的戦争に非ざるに拘らずそれを遵守したとの非難——それが若し非難といふに値せば——とは、同じ非難でもその輕重に月鼈の差がある。艦隊及び陸戦隊の行動としては、たとひ嚴正には適用すべからざる、若くは適用するに及ばざる、交戦法規

第二章 上海戦の性質

一〇五

を適用することに依りて僭越の好評を招くありとするも、之を無視せりとの悪評を受くることは一層避けねばならぬ。上海戦は我が自衛に發したるが故に、而して對手は公法無視の常習犯なるが故に、我方敢て逐一交戦法規に囚はるゝを須ゐず、といふが如き謬見が假にもあつたとしたならば——事實斯かる謬見を一再耳にしたことがある——それは交戦法規に忠實なる帝國海軍の斷じて與みせざる所なりしならんと推察する。事實第三艦隊の上海着後に於ける帝國海軍の陸海兩面の行動に對しては、國際法上殆んど一點の非難をだに外人側より聽ける所なく、會々租界若くは外國領事館より苦情ありし二三の問題も、艦隊當局者の事理ある説明にて彼等孰れも納得したやうである。

帝國海軍は能く之を格守した

第三章 敵の兵種及び兵器

第一項 十九路軍

彼我の交戦者

上海戦に於て我方の交戦者たりしものは、若干の艦艇を外にし専ら海軍陸戦隊數箇大隊と、戦局の進展に伴ふて特に派遣せられたる陸軍即ち第九、第十一、及び第十四の諸師團竝に混成第二十四旅團の諸部隊で、義勇兵その他不正規兵の全然交戦に参加するなかりしは勿論である。之に對する支那側の交戦者は、正規兵たる十九路軍及び蒋介石麾下の京衛軍、竝に交戦法規上全然交戦者たるの資格なき不正規の便衣隊であつた。敵方のこれ等交戦者は、兵として抑も如何なる種類性質のものであつたか。先づ十九路軍から一瞥を下して見る。

十九路軍の來歴

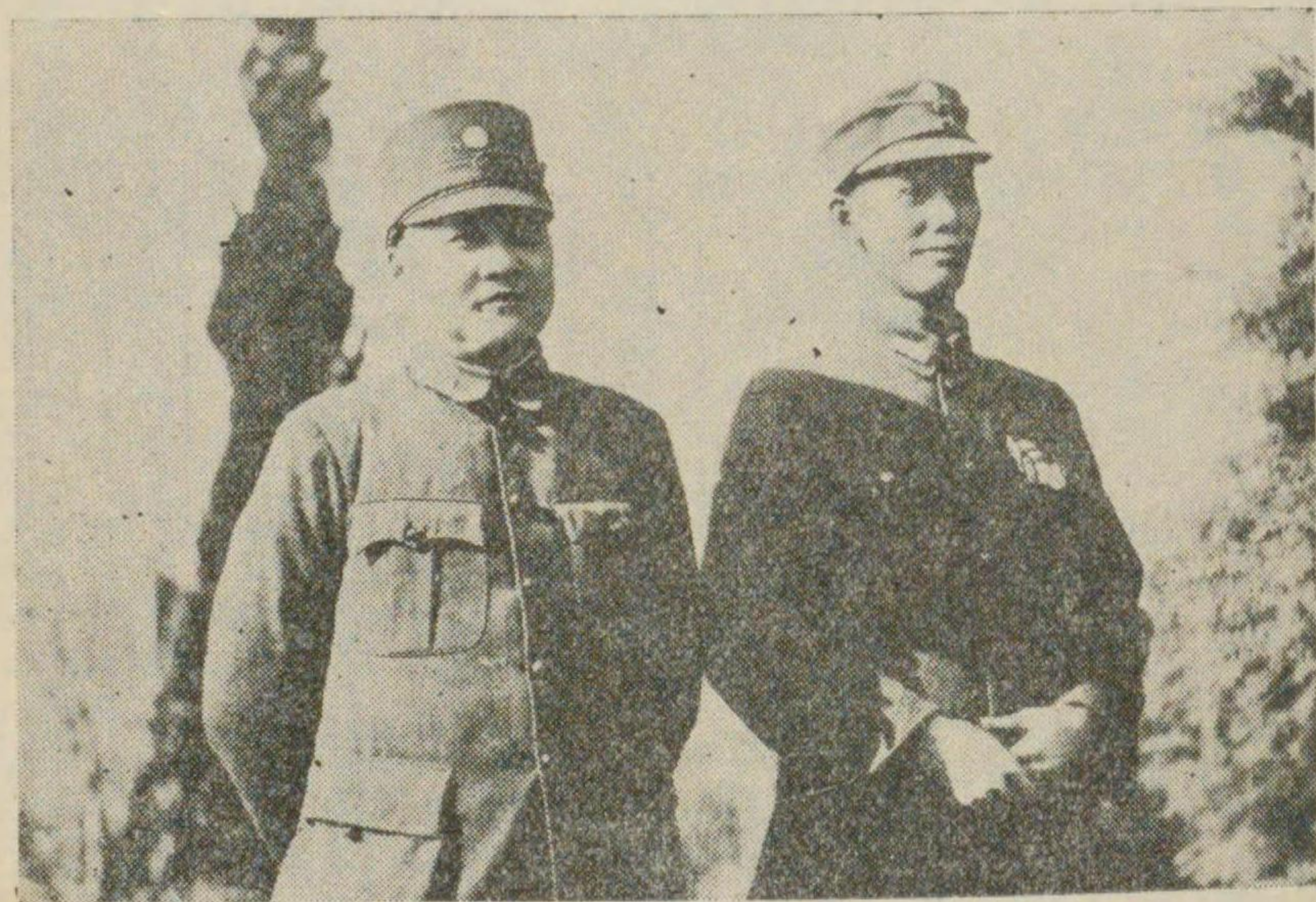
十九路軍の路とは方面といふのと略々相同じく、即ち第十九方面の鎮臺である。十九路軍は元は廣東の第二旅といつたもので、後に第十師となり、更に第六十師、第六十一師、第十一路軍の稱を經、最近に第十九路軍となつたものである。今より十有一年前なる民國十年（大正十年）、廣東政府の大元帥孫文が第一次北伐に着手せる頃、彼は有力の手兵を編成すべくその一股肱たる陳

銘樞を廣東軍第一師の第四團長に任じた。(團は聯隊である)。その第四團の營長(大隊長)若くは連長(中隊長)であつた者が、當時尙ほ三十歳に満たぬ青年將校の蔣光鼎、蔡廷鍇、陳濟棠、戴戟などである。程なく陳炯明及び梁宓が廣東の政府を顛覆せんとて汕頭より廣東に進軍し、廣東側では之を邀撃せんとして效なく、叛徒はやがて廣東の城下に迫つた折、その驀進し來れる叛徒を一手に引受け、遂に之を撃退せしめたものが、これ等青年將校の率ひし壯年隊の第四團である。

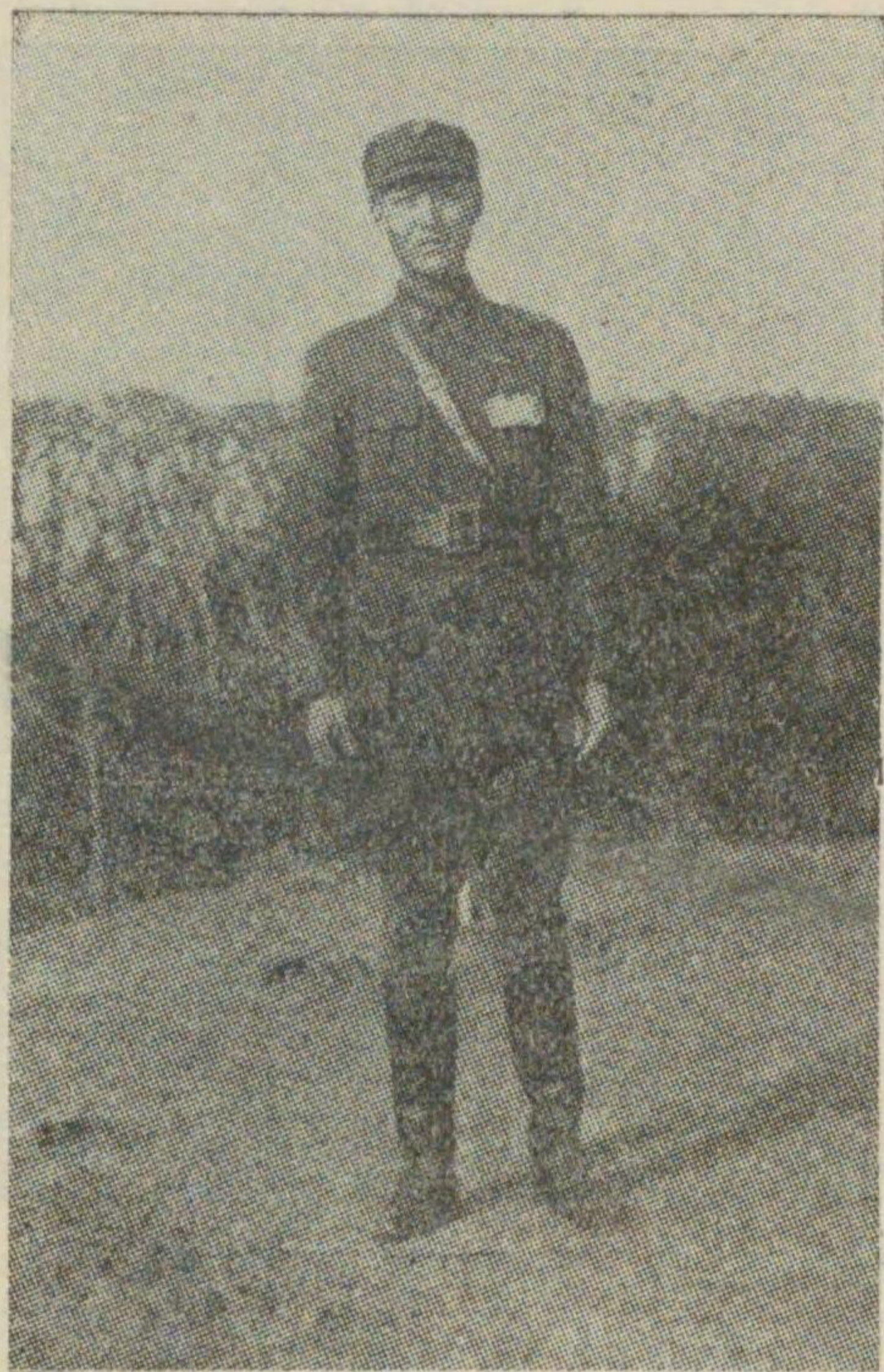
廣東政府では戰勝後、この第四團を基幹として第十四師を編成し、陳銘樞は同師長、蔣光鼎はその參謀長、蔡廷鍇は同師の第二旅長となつた。その後團は旅に進んで第一師の第二旅となり、蔣介石が兵馬の大權を握るに至ると共に、之を師に陞格せしめて國民革命軍第十師と稱し、民國十五年、彼が總司令となりて北伐の軍を起すや、同師は燎原の勢を以て武漢に進出し、『鐵軍』の名で嶄然頭角を抽んでた。蔣は南京遷都後、その功を嘉みして之を國民革命軍第十一路軍とし、陳銘樞を軍長に、蔣光鼎を副軍長兼第十師長に、戴戟を第二十四師長に、蔡廷鍇を同副師長に夫々任じた。第十一路軍は孫傳芳と戦ひ、忽ちにして南昌を攻陥し、孫を最後の根據地より驅逐して大に驍名を博した。その後程なく、蔡蔣の兩將は廣東に蜂起せる共產軍彈壓のため一時歸廣し



第十路軍總司令蔣光鼎



向つて右は第十路軍長蔡廷鍇
左は松滬警備司令戴戟



年壽區長師八十七

第九十路軍總指揮部用箋	第九十路軍司令部用箋
血洗國恥	誓死抗日
區壽年	蔡廷鍇

たが、次で江蘇廣東に内訌生じ、戦亂起るに及び、蔡は第六十師長、蔣は第六十一師長として出動し、後謂ゆる北方聯合政府に對する蒋介石軍に参加すべく北上し、間もなく民國十九年の初夏、右の第十一路軍は第十九路軍と改稱せられた。十九の起算點は何にあるか詳でない。或は民國十九年の十九に取つたものではあるまいか。兎に角これが十九路軍なるものゝ出來た由來である。この改稱と共に蔣光鼎は十九路軍の軍長に、蔡廷鍇は麾下の第六十師長に、戴戟は第六十一師長に補せられ、後に蔣光鼎の十九路軍の總司令に陞ると共に、蔡はその軍長となつた。軍長の上に軍總司令のあること聊か屋上屋を架するの觀あるが、要するに人事の遺繰上、そんな職名を別々に附したものであらう。戴戟は蔡廷鍇よりも先輩であるので、蔡の右陞任と同時に戴は松滬警備司令として吳淞の砲臺守備の任に就くに至つた。

その編成

上海戰の勃發前後に於ける十九路軍は第六十師（師長沈光漢）、第六十一師（師長毛維壽）、第七十八師（師長區壽年）の三師の編成で、之を統帥するに總司令の蔣光鼎、軍長の蔡廷鍇、參謀長の黃強を以てし、別に戴戟が松滬警備司令として吳淞の砲臺を扼したること前述の如くである。蔣光鼎は事變勃發の當時偶々病牀にあり、隨つて蔡廷鍇が名實共に十九路軍の總大將であつた譯である。間もなく十九路軍には、蒋介石麾下の京衛軍たる第八十七師、第八十八師、第八十九師

蒋介石の京衛軍加はる

第一項 十九路軍

の三師が加はつた。蒋介石は、十九路軍の優勢となるは則ち廣東派を有力化せしむる所以であるから、その優勢となるを欲せず、肚の中では實は日本軍に依りて十九路軍の挫滅せらるゝのを希ふて居つたに相違あるまいが、形勢の急となるに連れて高見の見物も能きまいから、澁々麾下の京衛軍三師を之に馳せ加へたものであつたのであらう。

敵軍の實
勢力

この合計六師の兵數は如何と見るに、支那の一師は表面大約二萬五千であるが、事實は多きは三分の二、少なきは半分以下で、隨つて十九路軍の三師は各一萬、京衛軍の三師は各二萬、合して約九萬、外に別働隊として義勇軍なるもの約一萬あつたから、我軍に對する敵軍は大約十萬内外であつたかと思はれる。一月二十八日夜半の衝突より三月二日の敵軍大潰走に至る間に於て、一方には累次の交戦毎に敵軍に夥しき死傷もあつたと同時に、後方からの補充も陸續行はれたから、交戦期五週間を通じて概略敵軍を右の勢力に見て甚しき誤算もあるまい。

敵ながら
天晴れ

十九路軍は過去の戦歴に於けるが如く、今次の上海戦に於ても相應に勇名を馳せた。彼等は他の支那軍隊に比すれば兵の素質は比較的によく、規律は比較的嚴に、闘志も比較的旺盛で、隨つて自然支那軍隊中の白眉を以て自他共に許すものである。勿論總てが比較的話である。十九路軍の將校下士卒の支給は、他の支那軍隊のそれと同様に決して裕でない。その月俸額を聞くに

軍長二百元、師長百八十元、旅長百七十元、以下小尉に至つて四十二元、卒は上等兵十二元、一等兵十元、二等兵八元とある。されど例へば一等兵の十元も、その中から食費に一半を削られ、又國民黨費として若干を差引かるとあるから、手取り四五元にも足りない。しかも落價の銀である。それでは如何に生活程度の低い支那でも糊口が能きぬから、自然掠奪は默許若くは公許となる。然しながら兎に角彼等は今次の上海戦に於て、閩北より江灣鎮及び吳淞に互る十數哩の戦線に負隅して我軍に對抗し、以て能く月餘を支へ得たのは、敵ながら天晴れと稱すべきであらう。

第二項 便衣隊

うるさい
蒼蠅

上海戦の勃發に際し、我が陸戦隊の歩哨兵、通行兵、その他私人たる在留邦民に累次不測の危害を與へ又は與へんとしたうるさい蒼蠅は支那の便衣隊である。便衣とは平服といふに同じく、即ち一般市民と識別し難き服装にて本邦人の多數に居住する方面に潛入し、多くは民家に隠れて屋上又は窓戸より、稀には街道に於て、突如多くはピストルを放つて對手を狙撃するもので、彼等の中には學生あり、労働者あり、將た正規兵の變装せる者もあり、之を背後に操つる者の中には、青帮チンペンと稱する有力な團體もある。青帮とは上海に於ける右傾的の、寧ろゴロ的の一大團體で、

黄金榮、杜月笙、張蕭林などいふ俠客肌の親分その采配を取り、無頼者を麾下に包羅し、賭博場や阿片窟を繩張りとそのカスリを取りて大名生活をし、勞働者を頸で指揮して陰然上海の裏面に君臨する梁山泊の集團である。青幫に對し紅幫ホンペンといふのもあり、大體似たやうなものである。事變發生の一月二十八日の夜、支那軍側にて抗日會員その他青幫所屬の輩を便衣隊とし、ピストルの外に機關銃まで與へて市中に潜入せしめ、一舉に日本人を屠らしめんと計畫したるその總員一千二百名と稱された。

抑も便衣隊は、交戦法規の眼から見て如何なる性質のものであるか。

便衣隊は勿論交戦者たるの資格を有するものではない。現交戦法規の上に於て認めらるゝ交戦者は、第一には正規兵、第二には民兵 (Militia) 及び義勇兵團 (Volunteer Corps) にして(一)部下のために責任を負ふ者その頭に立ち、(二)遠方より認識し得べき固着の特殊徽章を有し、(三)公然兵器を携帯し、(四)その動作に付戦争の法規慣例を遵守するといふ四條件を具備するもの(正規兵もこれ等の條件を具備すべきは勿論である)、第三には、未占領地方の人民で敵の接近するに方り右の四條件の下に民兵なり義勇兵團なりを編成するの遑なく、さりとて侵入軍隊に抗敵せずには居られぬから、敢て之を編成するを俟たず、公然兵器を携帯し且戦争の法規慣例を遵守して

便衣隊の
交戦法規
上の性質
交戦者の
三種

抗敵行動に出づるといふ謂ゆる民衆軍即ち *Levé en masse* で、以上の三者が交戦者としての有資格者となつてある。

非戦闘員
の話

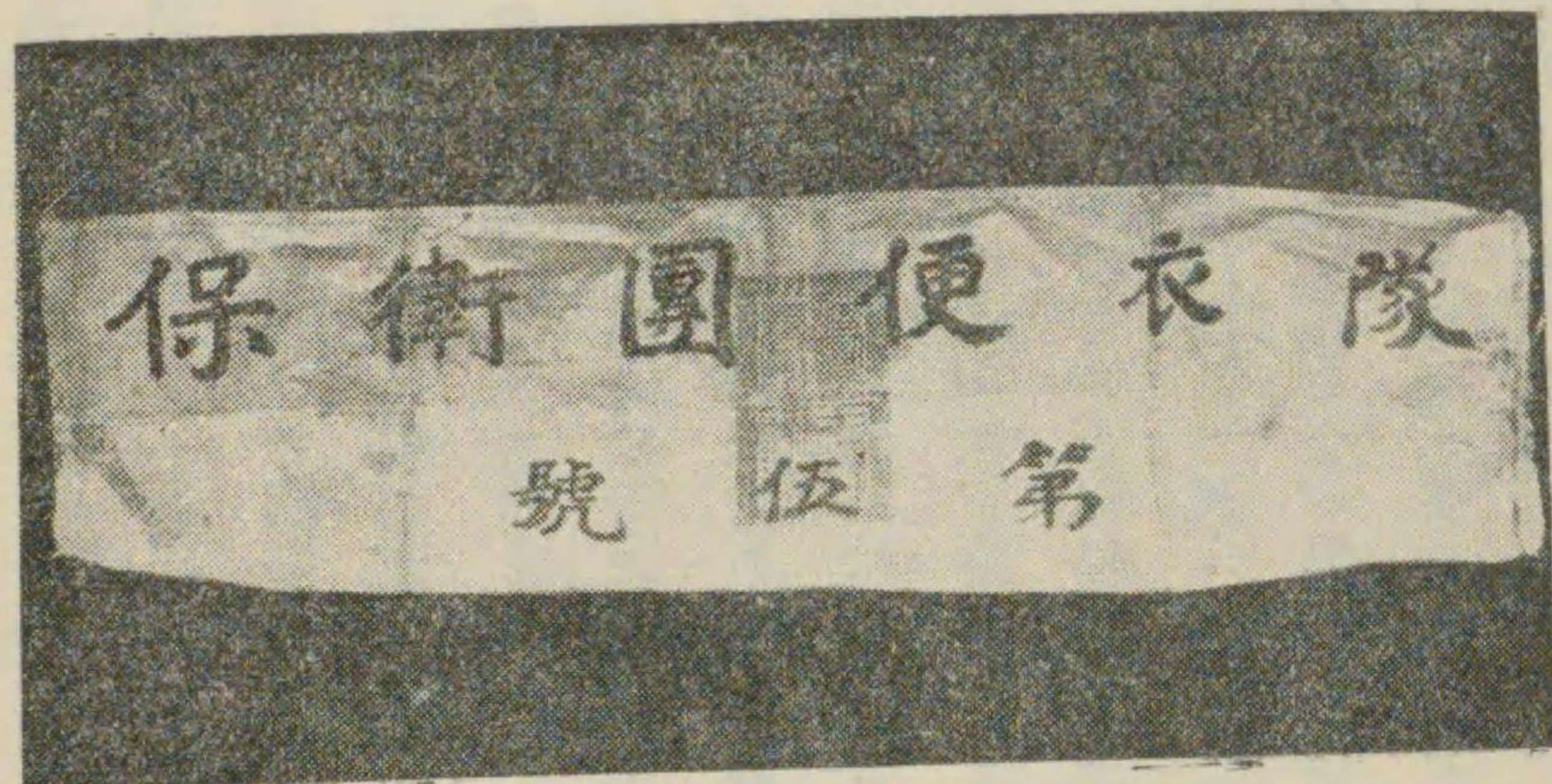
因みに記す。交戦者の中には非戦闘員即ち *non-combatants* もある。元來非戦闘員なる語には二様の遣方がある。一は軍人以外の私人で、即ち直接戦闘に與からざる一般の男女老弱である。他の一は、戦線に立つも干戈を手にして敵と闘ふに非ざる軍人軍屬、即ち軍醫官、主計官、法務官、通譯、軍隊附布教師等である。前者は古來今に至るまで世間普通の俗用語であり、且往昔に於ては公用語でもあつたが、『陸戦ノ法規慣例ニ關スル規則』(以下略して陸戦法規慣例規則と稱する)に於て『交戦當事者ノ兵力ハ戦闘員及非戦闘員ヲ以テ之ヲ編成スルコトヲ得』(第三條)と規定し、軍醫官主計官等を非戦闘員たる交戦者と爲すに至つた以來、一般私人の意味に於ける非戦闘員のことは非交戦者 (*non-belligerents*) と稱するのがヨリ正しき用語法となつたものである。私人を非戦闘員といふこと俗用としては勿論妨げないが、現行交戦法規の上では兩者を殊別して見るのでなければ意義に混雜を生ずる。

序でながら。我國に於て軍事的對外公文の上に正しくこの語を用ひた一例は、大正三年の日獨戦の際、青島攻城軍指揮官神尾陸軍中將及び青島封鎖艦隊司令官加藤海軍中將(定吉男)の連

署にてワルデック青島總督に送りし同地殘留非交戦者救助に關する聖旨傳達の同年十月十二日付書翰である。即ち「下名等ハ閣下ノ名譽アル守城ニ當リ現ニ青島ニ在ル交戦國ノ非交戦者(添附の英文には non-belligerents) 及中立國人ニシテ攻城ヨリ生ズル損害ヲ避ケント欲スル者ヲ救助セントスル日本皇帝陛下ノ至仁至慈ナル聖旨ヲ閣下ニ通告スルノ光榮ヲ有ス云々」とあつた。日露戦役に於て同じ目的に係る乃木旅順口攻圍軍司令官及び東郷遼東半島封鎖艦隊司令長官連署の在旅順露軍指揮官宛書翰(明治三十七年八月十六日附)には「謹デ一書ヲ呈シ、茲ニ日本皇帝陛下ノ至仁至大ナル聖旨ハ現ニ旅順口ニ在ル婦人、小兒、僧侶、中立國外交官、觀戰將校ニシテ砲撃及攻撃ノ危険ヲ避ケント欲スル者ヲ救助スルニ在ルコトヲ閣下ニ通報スルノ光榮ヲ有ス云々」とありて、非交戦者又は非戰鬥員の語は共に用ひてなかつた。

便衣隊は
交戦者の
條件を全
然缺く

便衣隊は前述の如く専ら民家に隠れ、倉庫に潜み、我が哨行兵や私人を目がけて短銃を放ち、放つや否や忽ち狐鼠々々と逃げて了ふ。現場には必しも之を指揮する頭目が居るのではなく、動作は概して個々である。随つて部下のために責任を負ふ者がその頭に在るのではない。次に十九路軍の命を受けたる彼等中には、その證として銅製の小釘——表は黒又は緑の地色に花模様を浮かせ、裏は黄色——と白地に己れの所屬を記する腕章を受領するが如く(例へば我が陸戦隊の實



或便衣隊の腕章



逮捕された便衣隊

山路攻撃の際同所の公安局即ち警察署で押収した彼等の腕章に淋滬警備司令部所屬の保衛團便衣隊と記せるものがあつた、それを彼等は懐中し、腕草は多く上衣の裏に吊し居るが如きも、勿論遠方より認識し得べき固着の徽章ではない。更に又、彼等は孰れも唯一の狙撃道具として短銃を携帯するも、これは懐中深く藏め隠すので、公然兵器を携帯するものとは云へない。而して最後に、彼等は兵でも私人でも苟も日本人と見れば之を狙撃し、その行動上に何等戦争の法規慣例を守る者でない。斯の如くにして彼等は、交戦法規が交戦者として要求する資格条件を一も具備する者でないから、目して以て交戦者とするを得ないこと論を俟たない。

不正規兵
に關する
國際立法
案

不正規兵の取締に關しては、一八七四年の交戦法規制定に關するブルッセル會議に於て討議に上りし若干の原案中に、之に觸れたる一二の條項を有するものがあつた。特に露國の提案は

第一 軍隊の外左の條件を具備する民兵及び義勇兵は交戦者たるの資格を有す。(一)責任を負ふ者その頭にあり且本營よりの指揮の下に立つこと、(二)遠方より認識し得べき明瞭なる或徽章を有すること、(三)公然武器を携帯すること、(四)交戦の法規、慣例、及び手續に従つて行動すること。以上の條件を具備せざる武装隊は交戦者たるの資格を有せざるものとし、之を正規の敵兵と認めず、捕へたる場合は裁判に依らずして處斷するを得。

第二 交戦國の軍隊は戦闘員及び非戦闘員にて編成す。前者は交戦に能動的且直接的に従事し、

後者は軍の一部を成すも、布教、醫務、經理、司法、その他の軍隊構成の各種部門に屬す。

非戦闘員は敵に依り捕へられたる場合には、戦闘員と均しく俘虜たるの權利を有し、且軍醫官、野戰病院補助員、及び布教師は中立人たるの權利を有す。

第三 敵に依り未だ占領せざる地方の住民にして自國の防護のため武器を執る者は交戦者と看做し、之を捕へたる場合には俘虜として取扱ふべし。

第四 既に敵國の權力の下に置かれたる地方の住民たる私人にして武器を執りて敵に對抗する者は司法官憲に引渡すべく、且俘虜として取扱ふべき限りにあらず。

第五 前記第一項及び第二項の條件を具備せざる私人にして或時には獨立して交戦に従事し、或時は平和的業務に服する者は交戦者たるの資格を有することなく、捕へられたる場合には軍律に依りて處斷せらるべし。

このブルッセル會議の露國案が換骨奪胎せられ、特に第一項の末段と第四項及び第五項、即ちまさしく便衣隊に該當する所の條項が削除せられて海牙議定の陸戦法規慣例規則の第一條乃至第三條となつたものである。

故に現行交戦法規の上に於ては、軍隊と離れて独立的に敵抗行爲を爲す所の私人の交戦上の資格如何は、尙ほ残されたる一の未決問題で、随つて斯かる私人即ち便衣隊の如きものに就ては、現行交戦法規の上に於ける交戦者資格限定の精神と既往の戦争に於ける先例とを按じてその性質及び擬律を判定するの外ないのである。然るに便衣隊は、陸戦法規慣例規則所定の交戦者の資格を有せざる者であることは、前述の如く當該條項の文字及び精神に照して何等疑を容れない。この點は問題でないとし、次に之を過去の先例に徴すればどうであるか。

便衣隊類
不正の
兵處分
例

普佛戦争

正規兵に非ざる一種の便衣隊を戦線の内外に使用することは、古來幾多の戦争に於て珍しからぬことであるが、近代に於て之を盛に利用したのは一八七〇年の普佛の役に於ける佛軍である。佛國側にてはメツの敗績後、新に『第二徵募の國防軍』(Garde-nationale de la Seconde Levée)と『自由狙撃隊』(Francs-tireurs)なるものを編成して獨兵狙撃の任に當らしめたが、その國防軍なるものは敢て制服を着するのではなく、普通の民服を装ひ、武器は匿して之を携へ、多くは森林に身を潜めて敵を狙撃する。故に之を捕へたる獨軍にては俘虜として遇するを拒み、悉く之を銃殺した。自由狙撃隊は制服着用者もあつたが、多數は便衣で、特定の徽章は帶ぶるも、遠方よりは認識し得ず、且自由に取外しの能きるものであつた。獨軍にては固より之を適法の敵兵と認む

るを肯んぜず、當時メツ駐屯第二軍司令長官は特に『正規の佛國軍隊に屬するに非ずして自由狙撃隊その他の稱呼の下に武器を携帯する敵の私人を發見したるときは叛逆罪を以て問ひ、他に拘致して審問するを須めず、之を捕へたる現場に於て銃殺又は絞殺に處分すべし』との布告を同地の城外に掲示し、尙ほ軍令を以て、獨軍に於て佛國の兵と認むべきものは固着の且射彈距離に於て認識するを得べき徽章を有する制服を着し、且佛國軍隊所屬のことを證明する書類携帯の者に限るべく、この條件を具備せずして獨軍に敵抗する者は十年の禁錮に、情状重き者は死刑に處すべく、而して自由狙撃隊にして獨兵を狙撃したる者は情状重き者と看做す、と律定したものである。獨軍にては之を勵行し、狙撃隊にして捕へられて銃刑に處せられたものは數知れず、剩さへ之と連累ありと認められたる都市村落にして巨額の贖金を課せられた所もあつた。

南阿の役

一八九九年開始の南阿の役に於ても、ボア側には便衣隊類似の者がかなり活躍した。英軍は軍律を以て、苟も組織ある隊伍に屬するに非ざる者にして敵抗行爲に出づる者は死刑に處すと規定し、この類の捕虜を之に依りて處斷し、中には懲罰として犯人の家宅田畑を破壊したなどもあつた。當年の役を叙せる一記事に『若し英軍にして、凡そ英國領土内にて捕虜となれる武装人にして南阿共和軍に屬することを標示すべき或常用的の且容易に認識し得べき制服なり徽章なりを有

せざる者たるに於ては、之を土匪として取扱ひ、何等手續を経るなく之を銃殺すべし、といふ聲明を當初に出すありしならんには、蓋し顯著の効果を奏したることなるべく、即ち陸戦の法規慣例に關する海牙條約に完全に遵守しつゝ、以て能く敵の侵入を鈍らし、又は喰止むるを得たりしならん』(The Times Historian of the War, II, p. 274)とSふのがあるが、これで見ると、便衣隊類似のボア人に英軍は大分悩まされたものと見える。

米西戦争

一八九八年の米西戦争に於ても、米軍のキュバ征討の折に西班牙側の土民便衣隊は高き樹木の上に身を潜め、行進中の米國兵を狙撃し、甚しきは軍醫官や擔架上の負傷兵などにも狙撃を加へたといふ話である。

日露戦役

我國は明治三十八年の日露戦役の末期に於て、一種の便衣隊を露兵の間に見出したことがある。即ち同年七月我軍が薩哈噠を占領したる所、ウラヂミロフカ邑には制服を纏はず指揮者もなく、普通の村民と識別し難き輩が村民の間に伍し、或は獵銃やピストルを放ちて我兵を狙撃し、或は鎗や斧を手にして山野に待伏せするなど、まさに露國式の應揚な便衣隊であつた。我軍の之を虜にせるもの百六十を算し、中にありて情狀の重きもの百二十名ほどは、交戦法規の容認せざる、即ち交戦者たるの資格なきに敢て交戦行動を執りて我軍に敵抗したとの理由の下に、軍事法

横川沖の
兩志士の
便衣隊

廷に於て之を銃殺の刑に處した。

しかも日露戦役の初期に於て露軍に捕へられて壯烈な最後を遂げたる我が横川沖の兩志士も、その性質に於ては矢張り便衣隊であつたのである。勿論兩志士の行動は憂國の至情赤誠に出でたもので、専ら金錢で働く日傭式の支那便衣隊とは發端に於て雲泥の差あること論を俟たぬが、法的性質に於ては均しくこれ便衣隊たるを失はない。露軍の兩志士を銃殺に處したのは間牒と認めたが故と記せるのもあるが、これは誤つた見方である。當時露軍にして果して爾く判断したものとせば、そは誤斷である。間牒の一條件——最も主要の條件——は情報蒐集、敵情偵察にある。然るに兩志士の目的は鐵道破壊にあつた。敵情をも偵察する考も或は有つたであらうが、そは副たる任務で、主たる使命ではなかつた。鐵道破壊は敵抗行爲の一種で、それを交戦者たる資格なき者が行へば便衣隊を以て論じ、戦時重罪犯を以て擬律し、概ね銃殺に處する。兩志士の忠烈義勇は別とし、その行動を法的に觀れば、やはり便衣隊たるに相違なきものであつたのである。

支那に便
衣隊は古
來珍しく
ない

便衣隊は支那に於ても決して近代の創作物ではあるまい。支那では古來軍に間牒を大に利用するの習であり、孫子は之を國間、内間、反間、死間、生間の五つに別つてその利用の必要を大に説いたものであるが、『用間』篇第十三、便衣隊は元と間牒に生れ、後に進化して狙撃及び後方

攪亂を任務とするに至れるものなること想像するに難くない。最近代にありては、第一次革命戦、次では奉直戦に際し、更に降りては蒋介石の國民革命軍を率ゐて北伐の軍を興し武漢を占領せる折、便衣隊の盛んに利用せられたること當時洽く世に報道せられた所である。

便衣隊の
所屬系統

支那の便衣隊は或は直接に軍の指揮を受け、或はその傍系に屬し、或は軍外の特定團體の使喚の下に行動するが如く、その系統は一様でない。上海戦の初期に於て活躍したる便衣隊中には(一)十九路軍の指揮の下に行動するもの、(二)之と離れ各種抗日團體に参加して隨時便衣隊の行動を執るもの、(三)抗日團體には關係なくして獨自に同志相寄り便衣隊を組織せるもの、(四)隊を組織しないで獨立獨歩の行動を爲すもの等種々あつた。又右の(一)の中にも、十九路軍幹部の直屬の者、特定部隊に分屬の者、軍所屬には非ざるも軍の區處は承くる一種の義勇兵的のもの(例へば左傾學生及び勞働者にて編成し便衣の儘正規軍中に混じて戦闘任務に服したる救國義勇軍と稱せるもの)如きで、これは殊に多く、實に七八千からありしと聞いた)、斯くその種類一様でない。中には、必しも抗日團體とは云ふべからざらんも、前にも述べた如き青帮チンペンその他類似の諸團體に屬する臨時雇の便衣隊もある。これ等臨時雇の給與は勿論一様でなく、日傭的の者にありては日當四五元のものもあり、或は銃の放射一發幾らといふ風に打殺の持參者にその數に

便衣隊の
處分

應じて若干額を支給するものもあつたと聞く。

陸戦法規に於て前に述べた三種に限れる交戦者は、非交戦者の有せざる特權を有する。例へば敵に捕へられたる場合に於て俘虜としての取扱を受け、戦時重罪犯(War crimes)として處罰せらるゝなきの特權の如きである。戦時重罪犯とは、敵國の交戦者若くは非交戦者に依りて行はれ我軍に有害なる結果を興ふる所の重罪性の犯行で、例へば交戦者にありては、陸戦法規慣例規則の第二十三條に於て特に禁止してある害敵諸手段、第二十五條の無防守の土地建物に對する砲撃、その他陸海の交戦諸法規の禁する諸事項の無視等、要するに戦時法規違反の行爲は勿論、或は間諜行爲の如き、將た間諜ならざるも變裝して我軍の作戦地、占領地、その他戦争關係地帯内に入り我軍に不利の行爲に出づるが如きを云ひ、又非交戦者の行爲としては、その資格なきに尙ほ且敵對行爲を敢てするが如き、孰れも戦時重罪犯の下に概して死刑、若くは死刑に近き重刑に處せらるゝのが戦時公法の認むる一般の慣例である。

便衣隊は間諜よりも性質が遙に悪い(勿論中には間諜兼業のものもある)。間諜は戦時公法の毫も禁するものではなく、その容認する所の適法行爲である。たゞ間諜は被探國の作戦上に有害の影響を興ふるものであるから、作戦上の利益の防衛手段として戦時重罪犯を以て之を論ずる權を逮捕

國に認めてあるといふに止まる。然るに便衣隊は交戦者たる資格なきものにして害敵手段を行ふのであるから、明かに交戦法規違反である。その現行犯者は突如危害を我に加ふる賊に擬し、正當防衛として直ちに之を殺害し、又は捕へて之を戦時重罪犯に問ふこと固より妨げない。

たゞ然しながら、彼等は暗中狙撃を事とし、事終るや闇から闇を傳つて逃去る者であるから、その現行犯を捕ふることが甚だ六ヶしく、會々捕へて見た者は犯人よりも嫌疑者であるといふ場合が多い。嫌疑者でも現に銃器彈藥類を携帯して居れば、嫌疑濃厚として之を引致拘禁するに理はあるが、漠然たる嫌疑位で之を行ひ、甚しきは確たる證據なきに重刑に處するなどは、形勢危殆に直面し激情昂奮の際たるに於て多少は已むなしとして斟酌すべきも、理に於ては穩當でないこと論を俟たない。

上海戦勃發の際に方り、我方の便衣隊捕縛には或は玉石混淆の嫌ひがあつたやうにも聞及んだ。その中には、或は全然無辜の徒にして我が陸戦隊又は有志者團に拉致せられ、誤つて制裁を加へられた者も無いでもあるまい。何分にも豫め戸籍調査や行跡査定を盡した上でやつたことではなく、事は咄嗟の間に起り、手當り次第に目前緊迫の危険を除くといふのであるから、多少は無理もあつたに相違あるまい。甚しきは、債務履行の督促を支那商に受けつゝありし我が一邦民

にして、苦し紛れに債權者たる支那商をば彼は便衣隊なりと我が軍衙に誣告し、銃劍の一撃の下に自然債務をも抹殺した者すらあつたとの風説——勿論風説に過ぎまい——をも耳にした。

或は斯ういふものを傳へ聞いた。

牧師蔣時
叙の拉去
事件

北四川路の北端に位し我が陸戦隊本部より程近き寶樂安路 (Darroch Road) にある中華基督教會 (Fitch Memorial Church of Christ in China) を監督し、斯界の間に相當の名ある牧師に蔣時叙といへるのがあつた。支那側の語る所では、一月二十九日の午後、彼は教會内にて信徒と共に聖書の繙讀及び祈禱に耽り居りしに、突如陸戦隊の闖入を受け、妻女等七名と共に毆打捕縛の上何れにか拉去せられ、杳としてその消息を聞く所なしといふことである。その始末は、之に關し同教會の理事四名が連署して二月十三日野村第三艦隊司令長官及び帝國總領事に送りし左の公開狀 (原文英文) に詳である。如何なる程度まで事實なるかは知らざるも、今翌日の上海各英字新聞に見えたるその全文を邦譯すれば左の如くである。

『中華基督教會は虹口寶樂安路に在りて、上海に於ける最大の教會の一に屬し、その會員中には最近全部破壊せられたる商務印書館の設立者及び理事、並に有力なる支那人の家族も少なからずあり。

「一月二十九日の午後、大部分婦女及び兒童より成る會員約三十名、教會に相接する牧師の家に避難のため集合せり。當日日本帝國陸戰隊の數箇分隊が教會附近にて小銃機銃を發射しつゝありし間に於て、彼等は靜に祈禱を捧げ、安息を爲しつゝあり。やがて午後四時頃、海兵約五十名、教會の鐵門を敲き、内に入らんことを求めたり。避難の人々自然恐怖を感じたるが、間もなく父母及び少妹と共に同じく避難中の一少年は進んで門を開きたり。すると彼は有無を云はず直ぐ手を背に縛せられ、何處にか拉去せられ、爾來杳としてその行衛を知らず。

「間もなく海兵は室に闖入し、隊長は避難者に向つて教會附屬の學校の教員生徒の所在を尋問し、學校の通學制にして且目下冬期休業中なるが故に各自孰れも家に歸りて在校せざる旨を答ふるや、重ねて建家の管理者の何人なるかを尋問したので、牧師蔣時叙は進み出で、自分は牧師であり管理者である旨を答へたり。海兵隊長は建家中に爆彈が隠匿しあるに相違なしと言張りたるを以て、牧師は此處は教會なり、斷じて爆彈その他何等の軍用品なし、御疑念とあらば何處を搜索せらるゝも可なりと述べ、隊長を案内せり。約三十名の避難者も悉く身體を檢查されたり。されど建家内にも、避難者の身にも、爆彈若くは武器は一として發見せられず。

「隊長は次で牧師とその妻子、甥、秘書、及び下僕二名を一括して別にし（但し何事をも知ら

ず庭園にて遊戯中なりし齡九歳の彼の一少女は免かれたり）、他の避難者二十二名には、必ず建家内に立籠りて一步も外出するを許さず、又窓外を見る可らずと嚴命し、轉じて海兵は牧師の面を打ち、その妻女をも腿をば銃尻にて突いて突倒し、次で七名を悉く高手籠手に縛して連れ行けり。その後吾等及び外人の朋友は彼等の何れに在るや、如何になりしやに關し日本領事館その他凡ゆる方面に就て取調ぶるも、何等得る所なくして二週有餘日の今日に及べり。

「蔣牧師は愛情に富める人にして、彼が最後の聖壇にて説教したる所のものは、貴國の不正を憎まずして恕すべく、恰も基督が教へ給へる如く恕して愛すべしと吾等に切々誠訓したることにてありき。四方に散在する吾等教會員は、一に我が敬愛する牧師の賢明なる指導と精神的援助とを渴望するや切なり。蔣牧師は胸中たゞ愛のみありて毫も憎惡の念なく、隨つて彼もその家族も、縛して拉去せらるべき何事をも爲したる者に非ず。彼を愛慕する我が教會の男女會員は、胸中深き悲哀に打たれて已まず。吾等教會理事者は茲に貴下に向つて一書を裁し、彼及び彼の家族を吾等及び教會の手に復歸せしめらるゝことを惻願せざる能はず。吾等は貴下の慈悲及び愛情に對し甚大の感謝を捧ぐるものなり。

中華基督教會理事四名連署」

之に對し野村艦隊司令長官が如何なる取計を爲したかは聞及ぶ所なかつたが、總領事館の井口領事の二月十九日付回答として同じく各英字新聞に掲げられたるものは要旨左の如くであつた。

『本月十三日付貴信照會の件に關し、當領事館は日本海軍官憲に問合せたるに、その回答に依れば、一月二十九日午後日本海軍陸戰隊約二十名一士官の引率の下に便衣隊搜索のため貴信記載の支那牧師の居所に入りしは事實なるも、貴信にあるが如き日本海兵が彼及び彼の家族を後手に縛して拉去せりとは全然無根にして、その搜索を行へる際には教會内に何人も居合せ居らざりしとのことなり。』

本件に就て爾後重ねて照覆があつたか、又その成行はどうであつたかは詳でない。聞く所では、事變勃發の當時、便衣隊は確に同教會堂に據りて我兵を盛に狙撃したる由で、甚しきは堂内の一隅に支那正規兵の制服百人分が隠匿しありしを後日發見したとも聞及んだ。その實否も亦詳でない。問題の牧師一家の失踪假に不明なりとしても、それが果して我軍に拉去せられ、果して我方の手にて不明となりしものか否か、確たる立證を得た上でなければ何とも裁斷は下し得ない。國際聯盟委囑の上海事件調査委員會の第二回報告（二月十六日上海各外字新聞所載）に便衣隊處分のことを記し、

我軍の便衣隊取扱
に關する
外人報告

『日本海兵に依る過度ニキセツスの例は幾多あり、中には一束的ケンブツリ殺戮エキセキユシヨウもあり、又何等公的資格を有せざる私服の輩が蓋し單に支那人の過去の排日運動に對する復讐の念よりして行つたのもある。その結果は虐殺の横行となり、日本人以外の者は全然虹口地方にその跡を見ざるに至つた。

『日本人に依り逮捕若くは殺害せられたりと思はれ、その踪跡不明となれる支那人頗る多數に上つたので、租界工部局は二月五日領事團に對し、日本官憲に就て調査せられたきの希望を通じた。日本總領事は感情の激昂せる混亂状態に際し日本人に過度の行動ありしことを肯定し、今や事態は大分改善せられたりと云ひ、且租界内に於て日本海軍官憲に依り嫌疑者として逮捕せられたる總ての人々は之を租界警察に引渡すべきことを約した。爾後引渡を受けたる者あるも、尙ほ行衛不明の者少なからず、租界警察の手に既に蒐集せられある件數約三百を算す。

『便衣隊の活動は今や著しく熄みしも、日本官憲の監視は依然嚴で、租界の警察その他の機關の職務執行は僅に遅々として回復に向ふに過ぎず、日本官憲は日本人に依りて行はれたる過度の行動に就て相應に關心を有し、不良分子の若干名は既に本國に送還せられた。』

蓋し帝國總領事も肯定したとあるが如く、事實事變勃發直後の數日間に於ける我が軍憲の便衣隊處分方に關しては、人氣も荒立てる渾沌状態の際とて、多少面白からざる遣口もあつたかも知れ

ない。けれども、假にそれがあつたにもせよ、何分當初豫期せざる狙撃を突如街上又は民屋内の彼等より受け、忿懣の情が極度に高まつて居つた際のほんの一兩日のことであつたに相違あるまい。且それは決して司令者の意圖でもなかつたであらう。陸戦隊指揮官は事變勃發後三日を経たる二月一日、各部隊長に對し左の訓示を出して居る。

陸戦隊指揮官の訓示

- 『本陸戦隊は警備区内の治安を維持し、人心を平靜ならしむる任務を有す。故に外部より侵入せんとする正規兵便衣隊の跳梁を鎮壓せざるべからず。然れ共虹口特殊の事情に鑑み、此が任務遂行の爲却つて人心を攪亂するが如き軍事行動は絶対に之を慎み、以て軍の威信を保持し、在住一般民をして安んじて業に服せしむる如くするを要す。之が爲め準備すべき事項を示せば凡そ左の如し。
- 一、正當防禦以外妄りに發射せざること。
 - 二、邦人住居周密なるに付銃の指向に注意すること。
 - 三、便衣隊は屋上又は二階窓等の高所より射撃するを例とするも、直に該家屋を搜索せざること。
 - 四、確實に我に敵意を有すと認めたる建築物は海軍の名を以て搜索封鎖す。

五、正規兵便衣隊其の他明かに我に敵意を有するもの、外、一般支那人に對しては特に丁重に取扱ひ、聊かも恐怖せしめず、皇軍を信頼せしむる如く導くこと。

六、外人に對しては努めて誰何等を爲さざること。

七、支那人の誰何検査は確實にし、明かに支那義勇軍に屬するもの、抗日會員、支那軍隊關係者、及武器携帯者なるときは之を逮捕す。

八、白布腕章を附する邦人と協力すること。

九、工部局警察署員並に義勇隊と協力すること。

この訓示で見ると、當時の情勢の下にありて陸戦隊指揮官は冷靜を失はず、大體に於て極めて適切の方針を示して愆りなかつたものと評すべきである。(但し第七中の或者の取扱上に關しては多少議論の餘地あるを免れまい。)

その後第三艦隊の上海到着(二月八日)後に於て同艦隊司令部にて調査したる所といふを聞くに、事變勃發直後の九日間に於て、我軍の現場にて收容したる便衣隊の死體數は百六個、捕縛したる數は一月二十九日に二百二十一名、三十日に九十七名、三十一日に六十六名、以下遞減して二月六日の十名に至るものを合計して九日間に四百九十七名、その中銃殺したる者は六十六名、

第三艦隊の調査したる數字

審問後釋放し又は共同租界工部局に引渡した者四百三十一名とある。この銃殺に關し同司令部の調査報告には、大要

「一月二十九日及び三十日の分計五十一名は、訊問調査のため陸戰隊本部及び各大隊本部に護送中、少數の監視兵に對し集團結束して抵抗したるを以て、監視兵が自衛的措施として已むを得ず拳銃小銃を以て射殺せるものなり。又一月三十一日の分十五名は、當日大隊本部（日本人俱樂部）に於て各方面より陸續引致せる多數の便衣隊の訊問調査を開始したる處、彼等は突如喊聲を擧げて抵抗し、その中多數の者は便衣の内に隠し持ちたる拳銃を取出し發砲攻撃したるを以て、少數の監視兵は已むを得ず武器を以て之に對抗し、居合せたる日本人の援助を求め、漸く之を制壓するを得たり。その結果十五名の便衣隊は射殺せられたり。

「尙ほ當時市内一般混亂状態にして、陸上に於てこれ等の死體を火葬に附する能はざりしを以て、日本海軍葬喪の例に倣ひ、默禱の禮を捧げたる後水葬に附したり。」

とある。當時他に如何なる風説ありしにもせよ、別に確たる反證の提擧せらるゝことなき限り、之をば決定的事實と認むるの外あるまい。想ふに事變勃發と共に便衣隊の急激たる潜航的活動、我が軍民の受けたる狙撃の不斷の報道に依り邦人一般の極度に興奮し居れる際、右様の急迫なる

事態に面しては、他に執るべきの道も無かるべく、乃ち正當防衛手段として之を適法視するに相當の理由もあらう。

支那の抗
議に理由
なし

斯の如く我が軍憲に於て便衣隊を射殺したのは、孰れも我が軍民に對する狙撃の現行犯の場合に非ずんば現行犯者又は嫌疑者の逮捕護送中、又はその檢束中、集團結束して抵抗し、少數の監視兵にて他に取るべきの道なき急迫の場合のみと承知する。而して他は審問の進むと共に、情狀の輕き者は將來を戒めて之を釋放し、相當處分を要すべきかと認めたるものは之を共同租界當局に引渡してその處分に任せたるもので、當面の措置としては大體に於て間然する所なかつたものと認められる。然るに支那政府は之を解せず、二月五日付を以て公文を帝國公使に寄せ、日本陸戰隊は共同租界の一部、租界外道路、閘北その他に於て民國市民を逮捕し、私刑を加へ又は殺戮し、現に監禁中の者數百人に達せりと上海市長の電報なるものを援引し、右は國際法を無視せるのみならず人道に反するものと爲し、強く抗議を提起する所あつた。謂ゆる民國市民とは便衣隊を意味したのであらうが、この抗議の理由なきことは上來述べたる所に依りて明白である。公使が如何なる回答を爲したかは承知せぬが、若し何等回答する所あつたとしたならば、趣意は蓋し以上の外に出でなかつたことかと察する。

戦闘終結
と共に嫌
疑者全部
釋放

第三章 敵の兵種及び兵器

一三六

その後三月三日を以て戦闘が事實的に終結となるや、當時便衣隊嫌疑者として尙ほ我が憲兵隊本部に抑留中の者五十四名あつたが、翌四日悉く之を釋放し、その中の租界外にて逮捕したる四十五名は支那官憲に、租界内にて逮捕したる餘の九名は之を租界警察に孰れも引渡した。殊に抑留中に病に罹れる者は我が福民病院にて相當治療を加へたので、彼等中には去るに臨んで厚く感謝した者もあつた由である。

第三項 第三國人の支那軍參與

外國將校
の十九路
軍參與の
風説

支那の十九路軍が意外に頑強で、且その射撃も意外に巧妙であり、殊に防禦陣地の構造の如き多くは最新式の型に則れることなど、到底他の支那兵の類でないといふ所から、十九路軍に外國將校が參與し居るに非ずやとの風説は當初より傳へられた。二月八日北平發聯合電報として都下諸新聞所載記事に『北平の確實なる筋の消息に依れば、從來南京及び上海に於て陸海軍隊並に天津陸軍大學校等に勤務する獨逸人顧問將校は大將一名、將官十數名、その他合計七十二名に達し、内今次上海方面の作戰に直接參加し第一線に活動しつゝある者三十名ありて、孰れも世界大戰當時の經驗を経たる老功の士である』といへるのがあつた。その他米國人にして支那航空隊に勤務

する者數名ありとか（米國の飛行將校シヨルトの支那機を操縦し、我方の射落す所となつたことは別に述ぶる如くである）、砲兵隊に約百名の露國人ありとかの風説もあり、中にはその俸給額までをも詳細に報じた新聞記事もあつた。

支那軍事
顧問の獨
逸將校

中にありて多くの人々が殆んど確定的に信じたのは、獨逸將校の參加である。歐洲大戰以來、失意の獨逸將校にして支那に來りて軍事の顧問又は準顧問となつた者はかなりあつたが、兩三年來は大分減じたとも聞く。それでも上海事變の直前に於て、支那國民政府の軍事顧問職にありし獨逸將校は、少なくとも左の十名を算した。

Oberst V. Kriebel

Oberst Schindler

Oberleutnant Moellenhof

Oberleutnant Neunzert

Major Kotz

Major Wangenheim

Major Wendt

第三項 第三國人の支那軍參與

一三七

Hauptmann Heesse

Hauptmann Lehrmann

Hauptmann Meyer

この外に塙太利人の將校で Techel 大尉といふのも居る。

これ等獨逸將校が上海戰の發生當時依然悉く國民政府の顧問職にありしか、ありしとして果してその全部又は大部分が直接間接十九路軍の作戰に參與したか、そは詳でない。二月十六日の *The North China Daily News* には、右にあるメーレンホッフ中佐の署名で左の寄書が載せてある。

『近時或は當地の新聞紙上に於て、或は租界各方面の茶話に於て、支那國民政府に於ける獨逸の軍事教官が第十九路軍、竝に第八十七師及び第八十八師（元と模範師と稱せられたもの）、その他日本帝國軍隊に對抗する上海附近の支那正規兵の戰鬪に參與せりとの説を盛に耳にするが、予は南京に従屬する獨逸の教官の大部分と密接なる關係にあるに顧み、これ等の風説を打消すを以て予の義務なりと信ずる。予の最も信據すべき筋より得たる情報に依れば、獨逸の教官は今回の戰鬪に於て一人たりとも、過去及び現在に於て顧問としても指揮者としても、之に參與したる者は無い。總ての獨逸教官は戰鬪開始の當初より、その教官の任務は軍隊が戰線に

立つに至りたるがため中斷せらるゝことゝなつた結果、悉く賜暇を得て離任するに至つた。

一九三二年二月十二日上海に於て

メーレンホッフ手署』

對獨平和
條約に由
る拘束

抑も獨逸はヴェルサイユ對獨平和條約第七十九條に於て、獨逸國民の『外國ニ於テ陸海若ハ空軍ノ訓練ヲ援助シ其ノ他其ノ教育ヲ爲スノ目的ヲ以テ外國ノ陸海若ハ空軍ニ附屬スル爲獨逸國領土ヲ離ル、モノヲ防止スベキ適當ノ措置ヲ執ルコト』を約し、又同盟及び聯合國は『其ノ陸海又ハ空軍ノ軍事教育ヲ援助セシムル目的ヲ以テ獨逸國民ヲ其ノ陸海又ハ空軍ニ編入シ又ハ附屬セシメ、其ノ他陸海又ハ空軍ノ教官トシテ獨逸國民ヲ雇入レザルコト』を約した。對獨平和條約には支那は調印國でなく、隨つて獨支兩國は直接この規定の拘束の下に立たぬが、少なくとも獨逸としては、間接には右條項の精神を尊重すべき道德上の義務がある。將た又支那の調印したる對獨平和條約には右と同様の條項があるから、塙太利將校に關しては獨支兩國共に法律的拘束の下に立つこと論を俟たない。

暫く條約上の規定を別にし、抑も中立國はその國民の或者が個々に、即ち軍隊を編成するのでなくして、任意に國を去りて交戰國の一方の勤務に服することをば禁止せねばならぬ義務は無い

第三項 第三國人の支那軍參與

一三九

第三國人
の交戰國
軍參與の
一般原則

(一九〇七年海牙議定の『陸戦ノ場合ニ於ケル中立國及中立人ノ權利義務ニ關スル條約』第六條參照、以下この條約を陸戦中立權利義務條約と略稱する)。勿論中立國はその臣民の交戦國の軍務に従事するのを禁止するの權能はあり、又その事例もある。現に一八九八年(明治三十一年)の米西戦争に際し、我が政府は勅令を以て帝國臣民の斯かる行爲を禁止した。英米では常時法令を以て之を禁止してある。殊に米國では、米國市民にして交戦國の軍務に參與する者には、その參與中米國市民たるの身分を停止すとなつてあるやに承知する。けれども、これ等は當該國の國內法上の特殊の便宜又は必要に由るもので、國際法上の要求ではない。たゞ中立國人が交戦國の一方の軍務に従事すれば、他の一方はその服務者に對し中立人たるの資格を認めず、之を敵人と認むるに妨げない迄である。尤も彼に對し敵國人に對する以上の嚴酷なる取扱は爲すを得ずとしてある。(同條約第十七條)。

けれども中立國は、開戦前より交戦國の軍務に従事し居れる自國の陸海軍現役將校あるときは、開戦と共に之を召還せねばならぬのが國際法上の要求である。一八九七年の希土戰役に先立ち、獨逸の現役將校にして土耳其の軍隊の教官として配屬中の者數名あつたが、希土開戦となるに及び、獨逸は彼等のその儘隊附として土軍に勤務するのを默許した。これは獨逸としては明かに中

立違反であつた。交戦國の軍務に従事すべく現役を辭さんと欲する陸海軍將校に就ては、その所屬國政府に於て之を承認すること相成らすとの學說もある。この説未だ中立法規の上に一の規定までなつてはないが、曾て一八七七年の土耳其と塞耳比との戰役に際し、露國の將校にして政府の承認の下に職を辭して塞耳比の義勇隊將校となりし者ありしに於て、露國政府は中立違反の非難を列國より受けた以來、有力の一説となつてあるやうである。但し軍醫官その他赤十字條約の保護の下に立つ非戰鬥員が交戦國の役務に服するは勿論妨げなしと認められてある。

假に十九路軍に外國將校の參加する者ありしとせば、その當否は右の一般原則より推して批評するに難からずで、要するに大體に於て任意且個々の參加は正面から故障を挟むべき筋合ではない。のみならず米國飛行將校シヨルトを除けば、他に外國將校の參與者のあつたといふ確たる證據も無いやうであるから、本件は畢竟風説に始まり風説に終つたものと云ふべきであらう。

第四項 支那軍のダムダム彈の使用

ダムダム彈とは、往昔英國が印度のダムダムといふ地にある兵廠で創めて造つた銃彈で、彈の外包が中心全部を蓋包せず、隨つて人體内に入りて展開し、又は扁平となり、それだけ苦痛を被

ダムダムの起源

害者に與へるといふ構造のものである。英國は一八九八年のオムドルマンの役（ナイル河を挟んでカールツムに相對する回教王の首都 Ondurman で、キツチナー將軍曾てマーヂー軍を同地に破り、その結果スーダンに併合せられ、英國の統治に歸したといふ記念の戰場である）に於て、當時英軍の使用せる銃彈は以て叛徒たる阿弗利加蕃兵の戰鬥力を挫くに不充分なるを實驗し、即ち右の蕃兵討伐のために特別の銃彈を造り出した。それがダムダム彈の由來である。

翌一八九九年（明治三十二年）の南阿の役には、英軍もボア軍も共にダムダム彈を或程度に使用した。現にこの役に出征したる英國の一兵士にして陣中に於て銃にて自殺したる者にダムダム彈を使用したのがあつたとある（Spaight, *War Rights on Land*, p. 80 参照）。英國はダムダム彈の使用を禁止する後述の海牙宣言の批准を留保し、ボア政府も海牙會議には參加しなかつたので、双方共に同彈を使用しても法律的には妨げない位地にあつたのである。けれども英國の南阿戰因調査會の報告に依れば、英國は開戰前には射的練習用としてダムダム彈を南阿に送つて居つたけれども、開戰後その實際用に不適當なるを認めたと、之を撤收したとある。乃ち之を撤收したのも、海牙宣言がその使用を禁止せるが故といふよりは、同彈の不満足の性質に顧みた故とある。又稀にそれが使用された事實はあるも、誤つて彈丸の梱包中に混入しありし少量のダムダ

南阿の役
とダムダ
ム彈

ムが偶然に使用されたに止まり、英國官憲はその使用を止むるに努めたるが如しとある。（Garner,

Recent Developments in Intern'l Law, p. 198 参照）。

一八六八
年の露都
義宣言の主

一八六八年の聖比得堡宣言は「戰爭に於て國家が遂げんと勉むる唯一の正當なる目的は敵の兵力を弱むるに在るべきことを惟ひ、…既に戰鬥外に置かれたる人の苦痛を無益に増大し又はその落命を必然にする兵器の使用はこの目的の範圍を越ゆることを惟ひ、此の如き兵器の使用は此の如くして人道に反するを惟ひ」といふ主義の下に、即ち「締盟者は…量目四百グラム以下にして爆發性なるか又は燒燃性の物質を充てたる發射物を使用せしむる自由を抛棄せんことを約す」、且「締盟國及び加盟國は將來理學の效果に因り兵器の改良さるゝに當り此に確定したる原則を維持し、戰爭の必要と人道の法則とを調和するの目的を以て精確なる提案の出づるときは更に之に就き協議することを留保す」と宣明した。ダムダム彈の使用はこの聖比得堡宣言では確と禁じてはないが、同宣言の根本の趣旨と且右の後段の留保宣明に基き、同彈の使用禁止のことは一八九九年（明治三十二年）の第一回海牙平和會議に於て一問題となつた。

乃ち第一回平和會議に於ては、この問題を審査する小委員會にて「外包硬固なる彈丸にしてその外包中心の全部を蓋包せず、若くはその外包に截刻を施したるものゝ如き、人體内に入りて容

第一回海
牙會議の
ダムダム
禁止宣言

第四項 支那軍のダムダム彈の使用

一四三

易に開展し、又は扁平となるべき弾丸の使用を禁止すること』といふ宣言案を草し、之を本會議に報告した。本會議にては、英國全權の一人アルダー少將 (Major-General Sir J. Ardagh) は、『英國のダムダム弾は、被甲の弾身の尖頭を覆はざる部分といへばホンの止針頭^{ピシヤ}ほどのもので、人體を突くも特別に慘酷な傷を負はずといふほどに膨大するものでなく、却つてスナイダー、マルチニ・ヘンリー、その他現在の小口径銃の採擇の直前に用ひられし多くの銃彈の與へたる傷痕に比すれば、その慘酷性は概して輕少の方である。ダムダム弾の惡評を蒙るに至りたるは、畢竟獨逸の Tübingen にて彈身の尖頭が彈徑以上の大きさに被甲されてない銃彈を以て試験したるその極めて慘酷なる結果を見、ダムダムも亦斯の如きものと一般に誤斷せられたるその偏見に由るものなるべし』と述べ、英國のダムダムのために大に辯解する所あつた。米國全權は、彈丸の構造を細説するよりも無益の苦痛を與ふる彈丸の禁止を概括的に宣言するを利とすとの見地から、右の委員會案に對する修正案として『爆發性彈丸の如き無益の慘酷なる傷痕を與ふる彈丸、その他敵人を直ちに戦闘外に置くことに向つて必要なる限度を超ゆべき何等種類の彈丸の使用を禁止すること』といへるを提出したが、この修正案は成立せず、斯くて本會議に於ては、英米兩全權を除ける全會一致にて委員會案を採擇し、茲に第一回平和會議の一宣言となつたのである。

右宣言と
英米

その後英國は一九〇七年八月この宣言に加盟したが、米國は之に加盟しなかつた。けれども第二回海牙平和會議議定の陸戦法規慣例規則第二十三條のホ號には『不必要ノ苦痛ヲ與フヘキ兵器投射物、其ノ他ノ物質ヲ用ユルコト』を特に禁止し、而して米國は同規則の調印國の一であるから、之に依りダムダム弾不使用の拘束を間接に受くるものと云へば云へるのである。

日露戰役
に露軍の
使用

日露戰役に於ては、露國は聖比得堡宣言の發起者であり、又第一回平和會議宣言の原締盟國であつたにも拘らず、幾たびか之を使用したる證據ありて、現に遼陽、旅順、鐵嶺、薩哈噠等の戰場にて我軍の鹵獲したる露國の小銃彈中には、ダムダム彈が少なからずあつた。

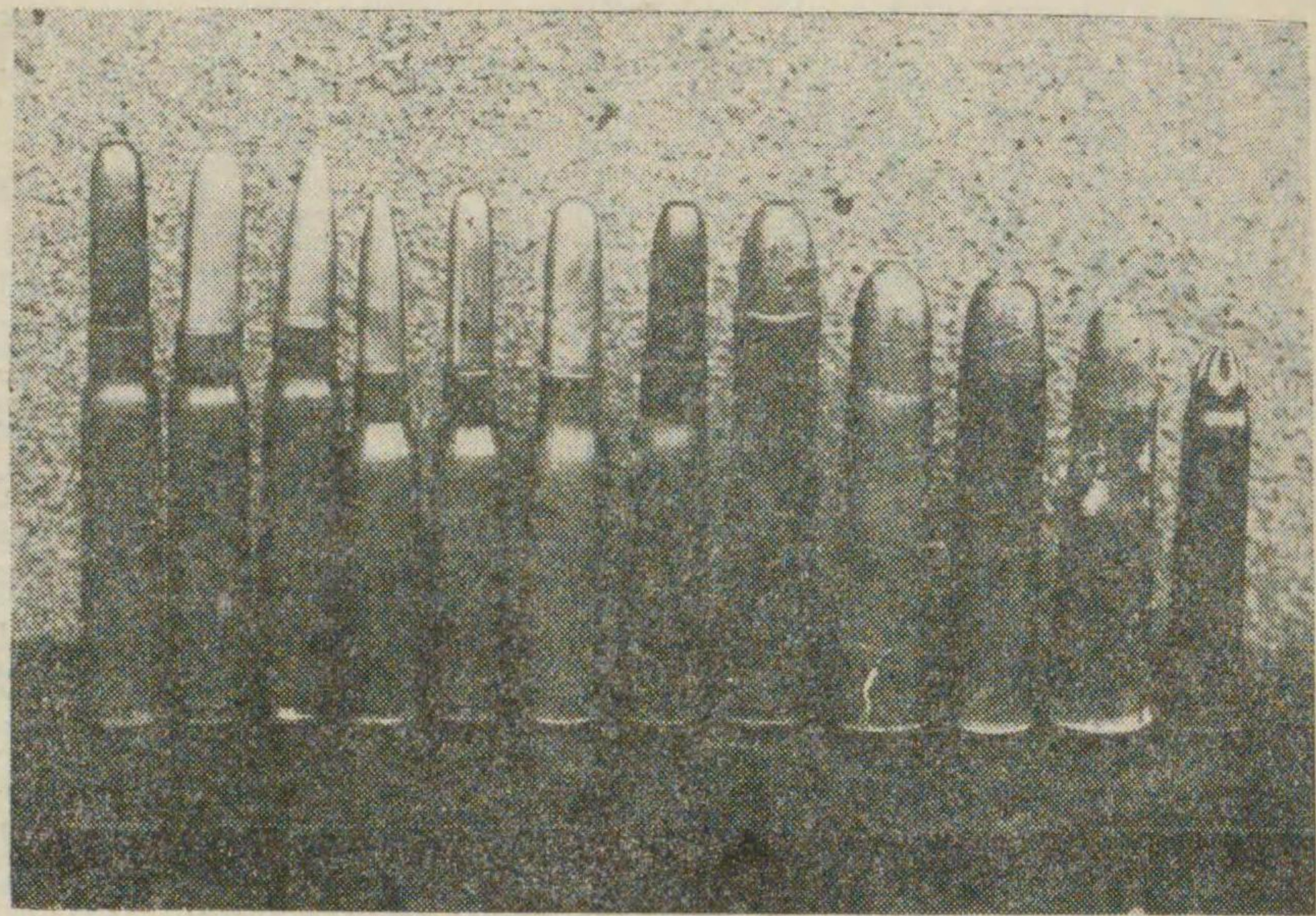
歐洲大戰
に双方互
に對手國
を誣ゆ

歐洲大戰に於ては、英佛獨逸露等互に對手がダムダム彈を使用せりと稱し、互にその不都合を罵り合つた。獨帝の如きは或時米國大統領に打電し(米國の參戰前である)、中に於て『人道を尊重する最も顯著なる代表者としての貴下に對し朕は左の事實を通告するを朕の義務なりと信ず。即ち朕の軍隊は佛國のロンウイー要塞の攻陥後、佛國政府の特別工廠に於て製造したるダムダム彈數千箇を同地に於て發見したり。同種の彈は戰死せる及び捕虜とせる多數英兵の彈囊中よりも發見したり。これ等の彈丸の與ふる損害の如何に慘酷にして、且その使用が國際法の確立諸原則の禁止する所なることは貴下の了知せらるゝ所なるべし。敵の之を使用することに依り史上最も

蠻性の戦の一となる此の交戦方法に對し、朕は茲に嚴肅なる抗議を提す』と (Garner, *Intern'l Law and the World War*, I, p. 265 参照)。佛國大統領は直ちに米國大統領に打電して右の荒誕無稽を辯じ、英國政府も亦獨逸の誣妄を駁する所あつた。のみならず英國政府は、獨逸こそ膏にダムダムのみならず、一層慘酷なる彈丸、即ち人體に入るとたんに首尾顛倒し、蓋包なき彈尾が體內にて扁平となるといふ構造の彈丸を使用せりとて、その不都合を痛く詰つた。孰れが是にして孰れが非なりしか、双方共に之を使用したものか、ダムダム彼れ自身に尋ねて見ざる限り確とは判知し得ない。されど歐洲大戰に於ては、交戦國双方共に多少はダムダム彈を用ひたるの事實はあつたとしても、公然盛に之を使用したといふほどではなかつたと思はれる。

今次支那軍は盛に使用した

今次の上海戰に於て、支那軍が全線に亘り、殊に閩北の戰鬪に於て、ダムダム彈を盛に使用したことは、證據歴として掩ひ得ない。我が陸戰隊の戰鬪の初期に於ける負傷兵にして佐世保海軍病院に後送せられたる者の中、ダムダム彈に依る銃創と認められた者は十一名とある。中にありて骨の破壊甚しく、且射道附近に彈片を残せるもの三名、盲管創にして變形せる鉛片を摘出せるもの二名、尖端鉛より成るものと認めらるゝ銃丸を摘出せるもの一名、射入口に比し射出口著しく大で且射道に彈片を残せるもの二名、貫通銃創にして射道附近に多數の彈片を残せるもの二名、



我が陸戰隊の鹵獲せる支那小兵銃彈標本

腰部に残留せる彈丸でX光線検査上尖端の變形せるもの一名あつたと聞く。これは二月半ばまでの分で、その後の負傷に係る者を加算すれば、蓋し之に倍蓰することであつたらう。更に又我が陸軍兵のダムダム彈に依る死傷を調査したならば、何程の多きに上り居るか測り知れない。我が陸戰隊にては、同彈を二月五日四明公所占領の際約一千發、同月十四日中部小學校北方の松柏里街奪取の際約五百發から鹵獲した。その後各方面に於て鹵獲したる數量も蓋し少なからざるべく、以て如何に支那軍がダムダム彈を巨多に積藏且使用したかの一端を察知すべきである。

然るに支那側にては、却つて日本軍がダムダムを使用したと盛に誣謗した。二月十九日の國際

支那却つて我方を誣ゆ

聯盟理事會にて支那代表顏惠慶は『日本軍がダムダム弾を使用することは獨逸人醫師に依り確證せられたり』と述べ（その獨逸人醫師とはブーメなる者で、これは後に記する）、その他支那側では内外諸新聞紙や支那人の手に成る上海戦記などを藉りて同様の誣謗を流布した。例へば『上海血戦抗日記』（第一集）といへる小冊子中に『日兵使用達姆達姆彈』と題し

『據救濟機關報告、於七八兩日、在吳淞受傷將士均受有達姆達姆彈之槍傷。射入口雖小、而射出口每成極大之裂創。治愈甚難、痛苦非常。所以一八九九年海牙和平會議議決禁止施用。日人竟違反海牙議決條件而用之。可謂殘忍達於極點。』（第五五頁）』

とあり又同じく上海の群衆圖書公司の發售に係る『暴日鐵蹄下之淞滬』と云へる小冊子にも『日軍用達姆彈之鐵證』と題し

『日軍連日轟擊我軍、屢遭失敗。於是狡計百出。賄買漢奸、到處擲彈、利用飛機、隨時轟炸、希圖擾亂後方、結果猶不能制勝。我軍奮勇善戰、日奴望風披靡、死傷積野。於是不顧公法、用達姆彈攻擊我軍。我方已提出嚴重抗議、而日領仍施狡辯。茲悉德國醫藥博士彭姆君、近致函中國紅十字會、證明由渠醫治之傷兵、確係達姆彈所致、並提出種種證明、十分確鑿云。』（第六七頁）と記してある。右にいふ『德國醫藥博士彭姆君』とは上海の中國紅十字會（赤十字）病院に關係

ある獨逸の醫師 Dr. G. F. Bume のことで、彼は特に左の一書を同紅十字會理事長顏惠慶に裁し、支那側にこそ日本兵使用のダムダムに依る負傷者あることを自ら署名して證言した（支那側の宣傳機關紙として知らるゝ *The China Press*, Feb. 18 所載）。

『予は歐洲大戰中の軍醫官としての經驗に顧み、茲に貴下に向つて支那人の一名は兵士、一名は私人たる婦人に係る銃創負傷者二名の檢案の結果を報告せんと欲す。』

『第一號患者——一兵士の腹部に受けなる彈丸、鉛製にして長サ二・四センチ、巾は一端平均〇・七センチ、他端〇・四センチ、尖端甚しく崩れ、何等鋼製の包被なし。その形狀、鉛部の包被よりの離れ工合、及びそれが砲彈の破片に非ざること確實なるが故に、予は之をダムダム彈なりと鑑定す。』

『第二號患者——本月十二日予は本院の外科部より、同日銃丸にて負傷せる一婦人の立會診斷に招かれた。傷は左の背より入り胸部を貫通し、丸の入口は殆んど塞がるも、出口の傷部は掌大に崩れ、右の一肋骨六センチほど挫け、肺の糜爛狀を明視するを得た。傷の入口の小にして出口の崩潰の大を致す彈丸はたゞダムダムに由るものなること周知のことに屬する。』

『彈道が屈曲して先づ石に當りたる彈丸もダムダム狀を呈することあるが、今之と離れ、右の

その荒誕
無稽

二患者の負傷は明かにダムダムの作用なることを予は確信す。』

プーメの右の検案は、我方之に立會診斷を行つて見た上でなければ、眞偽固より判知するを得ないが、假に萬々一右様の負傷状態の者あつたとした所で、そのみにて當該銃創がダムダム弾に由れるものと判斷するは大早計である。なぜならば、彼れ自身も『彈道が屈曲して先づ石に當りたる彈丸もダムダム状を呈す』と云へる如く、ダムダムに非ざる彈丸にても堅固なる防禦物を撃突したるものは、時にはその彈頭が破壊せられたる後、反し彈となりてダムダム風の傷痕を與へぬとは限らぬからである。況して假にそれがダムダム弾の作用なればとて、或は訓練の劣れる支那兵の同志打ちの結果ならぬとも限らない。随つて假に右様の負傷状態あればとて、その故を以て則ちこれダムダムの作用なり、日本兵のダムダムに由れるものなりと爲すが如きは、妄斷も甚しと云ふべきである。

列國の識
者支那の
宣傳に乗
るまい

要するに支那側にて、故さら日本兵のダムダム使用といふが如き荒誕無稽の言を以て我方を認ゆるのは、畢竟一は彼等自らダムダム弾を使用し居れるため豫めその立場を擁護せんがためと、一は故意に日本軍にダムダム弾使用の無實の汚名を被せて國外輿論を有利に導き、歐米列國の同情を博さんがための宣傳に外ならない。しかも國際法規を嚴守するに於て何れの文明國にも後れ

を取らざる我軍が、戦時法規の禁止するダムダム弾を使用するが如きことの絶對に有り得べからざるは列國識者の疾く承知する所であらうから、如何に支那側が宣傳これ努めたりとて、列國中に一人の之を信する者なかりしは問はずして明瞭で、敢て説明や辯疏を要しない。

第四章 上海戦と共同租界の關係

第一項 緒言

決定的及
び外交的
重要問題

上海戦は主として共同租界の北に隣する閘北、黃浦江口を扼する吳淞、及び江灣、廟行、その他淞滬線以西の大約二十軒に亘る奧地ヒンデルランドに於て行はれた。中にありて専ら海軍陸戦隊の敵兵掃蕩の任に當りし閘北は、共同租界に直接する關係上、我が作戦遂行と租界との關係に就て重要な二三の法律的及び外交的問題に逢着するを免れなかつた。

租界に關
し關係外
國政府の
註文

乃ち上海戦發生直後の一月三十日、倫敦外務省の發表したる牒信コムニキに依れば、在東京英國大使は同日芳澤外務大臣に面會し、告ぐるに本國政府より上海に於ける最近の日本の行動に依り英國臣民の生命及び利益が危険に曝されたることに就て注意を喚起し、且共同租界を作戦の根據地(base for military operations)として使用することに對し抗議すべしとの訓令に接したる旨を以てし、且能ふ限り迅速に平常状態に復歸するやう凡ゆる努力を拂はれたしと要求したるに、芳澤外相は英國政府の憂慮する所を十分に諒承し、英國人の生命財産を危殆ならしめざるやう能ふ限り

芳澤外相
の證言

の手段を講ずべきこと、及び共同租界を作戦の根據地として使用せざるべきことを證言したとある。(尤も外相は翌三十一日の夜在東京外字新聞記者及び通信員との會見に於て、租界を作戦根據地を使用せざることは倫敦では之を抗議と稱するにもせよ、日本外務省は抗議と見ずして一の警告アウチングに過ぎずと解する、外務省はその折まで英米孰れよりも未だ抗議の性質を有するものに接せずと語りたりとある。二月一日 *The Japan Advertiser* 記事。)

又同三十日華府發電報に依れば、米國政府は上海共同租界工部局の領事團に對する抗議三點、即ち(一)日本陸戦隊の行動は共同租界の中立を侵害するものとして之に對し一般的に抗議す、(二)日本陸戦隊が共同租界を對支作戦根據地として使用しつゝあることに抗議す、(三)日本が工部局の警備計畫に基き他の諸國の警備受持區域として割當てられたる租界内の地域——米國海兵隊の受持區域、並に河南路、靶子路、及び虹口河——に陸戦隊を派したることに抗議す、以上の三點に關する在上海米國總領事の報告を基礎とし、日本政府の注意を喚起せるが、是と前後し在華府日本大使は國務長官を訪問し、日本は飽くまで上海共同租界に於ける外國人の生命及び財産上の諸權利を尊重すべきものなる旨を確言したとある。

同じ問題は二月一日の芳澤外相の英米佛三國大使引見の際にも繰返へされ、その際一二の大使

は、日本陸戦隊の租界内外に於ける軍事行動は必要限度を超え、國際的權益を脅威するものと論じたるに、外相は右様の觀察の事實に反する所以を指摘し、彼等の誤解を匡す所あつた。

英國政府の一月三十日の抗議（といふも警告といふも結果に於ては大同小異である）に對し芳澤外相が證言したりと報ぜらるゝ共同租界を作戦の根據地として使用せざること、及び在米帝國大使が米國國務長官に向つて確言したる共同租界に於ける外國人の生命及び財産上の諸權利を尊重することは、租界の中立なるものを肯定した上のものであるか否か詳でないが、租界の中立といふことは租界在住英米人の傳統的信條であり、本邦人とても多くは爾く信じ來れる所のものであるから、右の證言も或は之を前提とした上のものであるかも知れない。租界を作戦の根據地に使用すとの苦情の當否は本章中の後項に譲るとし、先づ以て上海共同租界はそれ自體に於て、若くは國際的取極の上に於て、果して現に中立性を有するものであるか。本章に於てはこの重要な問題に對し主として法律的に検討を試みる。

法律的先だ
討に先だ
ち事實的
研究の要

然しながらこの問題を法律的に取扱ふには、先づ以て共同租界の構成及び行政運用等に關する一般的狀態を事實的に略叙して置くことが參照上便利のことと思ひ、先づそれから着手する。

第二項 共同租界の概觀

租界の境

上海は一八四三年十一月十四日を以て開港場となり、その翌々四五年、英國租界（共同租界の前身の一部）の境界は支那道臺と英國領事バルファアとの間に協定せられた（十一月二十九日付往復書翰）。この協定に依れば、英國租界は南は洋涇濱といへる小河、即ち後年（一九一六年）埋められて次第に一大街衢と化せる今の愛德華七世路（Avenue Edward VII）、北は今の北京路（Peking Road）として挾める地面とある。その東境は黃浦の岸と了解せられたと思はるゝが、西境に就ては何等の規定なく、翌年九月二十日の兩官間の協定に於て始めて西境は河南路（Honan Road）と劃定せられ、更に四八年十一月、西境は今の西藏路（Tibet Road）まで延びた。その後一八五三年、蘇州河より黃浦に沿へる北部即ち虹口一帶に米國租界が出来た。けれども米國租界は元々條約上に於て豫約せられたのではなく、隨つてその境界も曖昧であつた。一八六三年六月米支兩官憲間に協定成り、米國租界の境界に目鼻がついたが、間もなく同年九月英米兩租界は合併して一の共同租界となつた。外に一八四九年に佛支兩國代表者の協定にて成立したる佛國租界の共租同界との合併の議も一再起つたが、種々の事情で妥協成らず、今日に至るまで兩者駢立

し、租界隣接の支那の行政區域と共に三者鼎足の状を作してある。この間にありて共同租界の境界殊に西境は再三擴大せられ、一八九九年の劃定のものをも最後として今日に及んで居る。

支那人の
居住増加

右の一八四六年八月二十日の協定に係る租界は、その面積は百三十八エーカー（大約十六萬六千坪）であつた。然るに爾來在留外國人は逐年増加した。殊に當初の精神では、租界は全然外國人の居住地とし、支那人は外國人需要の商舖及び外國人の使用人以外には居住を許さずといふにありて、一八四五年の租界章程（土地規則）第十五條及び第十六條には、租界内にありて支那人にして他の支那人に土地家屋を賣貸すること、及び外國人にして支那人に貸與するの目的を以て家屋を建築することを共に禁じてあつた。故に當時租界在住の支那人は、精々五百名内外を算するに過ぎなかつた。

然るに一八五三年、太平賊の亂に上海の城内及び南市が亂徒の手に落ち、難を租界内に避くる支那人頂背相望み、その數二萬を超へ、而して租界は之を喰止むるに力なかりしのみならず、之を追放するは非人道なりとの論も出で、且中には富裕の支那人もあつたので、彼等に租界居住を許し、之に土地家屋を貸與し、商賣を爲さしむることは、租界として利ありて損なしとの意見も有力となり、乃ち翌一八五四年の改定租界章程に於て右の禁令を撤廢するに至つた。爾來支那人の

租界居住者は頓に増加し、ために之に對し多少の制限を加ふるの布令も出たが、格別勵行せらるゝことなく、殊に爾後累年の太平亂にて支那人の租界避難者増せども減ぜず、一八六〇年に入り、共同租界の支那人三十萬、同六二年には、共同租界及び佛國租界に五十萬を算するに至つた。尤も避難民の多數は一時の居留で、租界定着者は漸次減少し、共同租界の第一回の人口調査の行はれたる一八六五年の調査報告に依れば、外國人二千二百三十五（内英人千三百二十九、米人三百六十、獨人百七十五）、支那人九萬〇五百八十七とある。それにしても、外國人の居住營業を本來の目的とする共同租界にその四十有餘倍の支那人口が加はつたのであるから、租界が自然狹隘を感じるに至つたのも無理でない。（序でながら、比較的最近の人口統計たる一九三〇年末の調査に依れば、謂ゆる『延長道路區域』を除きたる純共同租界内に於ける支那人口は、外國人の二萬六千九百六十五に對し九十七萬一千三百九十七とある。その二萬六千九百有餘の外國人中、本邦人は一萬二千七百八十八、外に本邦人は延長道路區域に五千六百九十、佛國租界に三百十八とある。）

一八六二
年の上海
自由市建
設案

この間にありて、租界を擴張して上海を一の自由市にせばやとの論が出たことがある。今次の上海事變に伴ひ、上海の自由市案が一部の人々に依りて提唱せらるゝので、往昔のそれを回顧す

るのも多少の興味があらう。

一八六二年の或時、當時一方には太平賊の亂に由り上海附近の秩序が甚しく紊れ、支那地方官憲の行政能力全く缺け、將た支那避難民は租界内に殺到し、行政司法の内外諸關係頗る錯雜を呈するに至り、他方には英米兩租界の合併の議漸く熟し來んとするの頃、寧ろ租界の内外を打つて一團とする上海自由市を建設し、之を條約國の共同保護地とし、統一ある自治的の一政府の下に之を支配することにしては如何といへる議が租界の有力者間に起り、租界の行政委員たる九名の英米人より之を領事團に持出した。

然るに先任領事官たる英國領事も、在北京英國公使も、共に之を賛しない。その賛しない理由を要約すれば、「租界は領土の割讓にも租借にも非ずして、領土主權は依然支那にあり、支那政府は未だ曾て上海在住の支那人に對する支配權を拋棄せず、英國政府も亦支那人に對し保護權を行はんとする意見を毫も有せず、吾々は上海が亂徒の叢淵となるが如きに對し之を防衛すべきは無論なるも、その故を以て支那政府のその臣民に對する支配權に干渉すべき理由とはならない」と云ふにありし (Feelham Report, I, pp. 91-2 参照)、即ち要は領土主權の侵害を憚つたが故である。假に租界内外を通じて一の上海自由市を建設するにしても、外國が勝手にやるのではなく、

英國官憲の異議に於て廢案となる

支那政府との充分の合意の下に國際條約にて取極むるのであるから、その取極が妥結せられた以上は領土主權侵害を以て論すべき筈はないが、兎に角當年の英國政府代表者は右の論據で自由市案を賛せず、ためにその儘廢案となつた。

累次の擴張も尙ほ足らず

共同租界は一八四八年に第一次の擴張を行ひ、同六三年に米國租界を併合し、地域は大分膨脹したが、前述の如く支那人の租界内居住者も逐年増加し、間もなく狹隘を告ぐるに至つたので、一八九三年(明治二十六年)及び同九九年(明治三十二年)に第三次第四次の擴張を行つた。殊に一八九三年の擴張に於て、虹口の西北の境界が著しく延びたのである。

租界はそれでも尙ほ餘地に乏しい。殊に支那人の居住者は逐年激増し、且各種の工場まで租界に續々出来るので、愈々以て狹隘を感じる。そこで一八九六年(明治二十九年)、又も租界擴張の議が起り、西境を今のデッスフヒールド公園あたりまで延ばすの案が出た。之に對しては、佛國公使はその邊は佛國租界擴張豫定地なりとの理由を以て反對したが、程なく英佛間にも妥協成り、その結果英米佛獨の四國公使は同文公書を總理衙門に寄せ、租界擴張の承認方を迫つた。同衙門已むなく之に應じ、一八九九年(明治三十二年)七月、第四次の大擴張が實行せられ、租界の面積實に五千五百八十三エーカー(大約六百七十萬坪)、即ち八・半平方哩で、當初の面積の四

租界延長
道路の建設

十有餘倍の大きさのものとなつた。(之と同時に佛國租界も著しく擴張せられた。)

けれども、これでも尙ほ以て租界の駸々たる發展に應ずるに足らない。そこで租界當局者は租界大擴張案を立て、一九一五年(大正四年)に支那政府に向つてその同意方を迫つた。この案に依れば、北は蘇州河と滬甯鐵道線路にて挟む開北の南部一帯、西は滬杭甬鐵道線以東で、南は徐家滙停車場に近き虹橋路(Hungiao Road)に到る一帯の地を租界に編入するといふのである。然るに當時支那國內には租界回收論が漸く高まり來れる折であつたので、同政府にては却々承諾しない。そこで租界當局者は、一轉して『租界延長道路』(Extension Roads)を建設することに依りて間接に租界擴張の實を擧ぐるの計畫に向つて歩を進め、一九一六年より同二五年(大正五年乃至十四年)の間に着々之を實行し(その以後には無いやうに聞く)、嘗に謂ゆる延長道路そのもののみならず、その道路に依りて繞圍せらるゝ地區一帯即ち External Roads Areas なるものを租界に準じて取扱ひ、そこに租界警察權を行使し、課税を行ひ、事實に於て之を租界に編入した。警察權は當初は専ら道路そのもの、保全、交通の整理等に止まつたが、次第に延長地域の住民に對する取締に及ぶに至つた。蓋しその權能の基礎は、一九一九年十二月制定の租界章程補則の第三十六條「何人と雖も、租界内若くは租界外の工部局道路又は小路に於ける交通整理のため

工部局の制定したる規定を故意に犯す者は銀二十五弗以内の罰金又は科料に處せらるべし」の條文にあるべく、この以外には、延長區域の警察權に關する何等の規定は存在し居らぬものと承知する。けれども、これとて専ら大小道路の交通整理に關するものたるに止まり、廣く住民の取締に亘る警察權をこの條文が賦與せりとは解し得られない。

然しながら兎に角、斯くして租界に編入せられたる謂ゆる延長區域の面積は、共同租界及び佛國租界の西部に位するもの七千六百四十一エーカー(九百二十萬坪弱)、共同租界の北部にあるもの、即ち北四川路より虹口公園(新公園)一帯の地に係るもの二百八十三エーカー(四十萬坪強)、合計七千九百二十三エーカー(大約九百五十萬坪)で、即ち本來の共同租界それ自身の面積五千八百五十三エーカーよりも遙に大きなものである。

延長道路
建設の法的基礎

租界當局者が租界外に謂ゆる延長道路を殆んど無制限的に建設するの權を支持する基礎は、租界章程(一八六六年制定)第六條の一の末段所規の左の條句にある。(一八九八年の改定に依る現行租界章程に於てもこの條句に變更はない。)

「借地主その他別項規定の有權者は納稅者會議の決議を以て、道路、公園、運動場、又は娛樂場と爲すの目的にて租界の接續地又は租界外の土地を買收し、或は外國人又は支那人所有者と

の相互契約の下に土地を受納するの権利を有す。又工部局は道路公園等の土地の買収、新設、及び維持のため必要且有益と認むる場合に於て、時々本章程第九條に規定する資金の一部を之に充當するを得。但し斯かる道路及び公園は、租界内の總ての住民の健康、娛樂、及び運動のため必ず公用に供せらるべきものとす。』

當初の目的以外に出づ

この條文は、一八六六年の租界章程制定の當時、尙ほ租界外にありて而も租界の交通上、衛生上その他に緊密の關係ある靜安寺路 (Bubbling Well Road)、即ち南京路の西に續き、競馬場を南にして走る今日の一大街路 (當時は一小陋巷) を租界の手に收め、大道路に改築して之をその管理の下に置かんとするの精神に主として發したものである。けれども租界當局者は爾後この規定を活用し、租界外に夥しく道路を築造した。特に一九一六年以降は、前述の如く之に依りて廣大なる『擴張區域』を建設した。元來租界が右の規定に依りて隣接地を取得する所以の目的は、該條文の示す如く、之を公共の道路又は公園その他租界住民の運動場、娛樂場等公用に供するものにあらねばならぬ。別言すれば、そこに住宅工場等を建築し、將た課稅權警察權等をそこに行使するが如きは、該條文の精神に副ふものとは解し兼ねる。或は云はん、租界にして既に隣接地に道路を建設且所有する以上は、治外法權の結果としてその道路には支那の法權は及ばず、租界に當然

管轄權がある理なりと。これは治外法權の元々屬人的の性質のものたるの理を解せず、又は之を曲解せる論で、その謬れるや深く辯ずるまでもない。けれども租界當局者及び之を代表する關係各國代表者は斯かる理論に拘泥せず、事實的に之を擴張せられたる租界として取扱ひ、以て今日に及んで居る。

支那側では最近之を非認す

支那側ではこの延長道路區域を如何に見て居るかといふに、以前は殆んど無關心の風であつたが、近年に至り漸く之を違法視し、之を承認せざる態度を執るに至つた。承認せずと云つた所で、延長道路區域の存在は既に牢として動かし得ざる既成の事實フェイタクコムラとなつてあるから、單に口舌の上でその非を喋々するに過ぎない。尤も支那政府が民國十六年 (昭和二年、一九二七年) 七月大上海市制を立て、租界以外の隣接地區を擧げてその管轄に編入するや、支那は延長道路區域に對する行政權を主張し、その一端として上海市公安局 (警察部) は該區域の若干方面、殊に北部即ち本邦人の比較的多く居住する方面に巡捕を配置するに至つた。同一の地點に系統を相異にする兩種の警察機關が存置せらるれば、時に權限の衝突を來すことあるべきは當然である。租界工部局側にては爾來斯かる衝突を避けんとする思惑から何程か遠慮の態度に出づるものゝ如く、道路の修理すら支那巡捕の來りて之を妨害することあるべきを慮り、自然之を差控ゆるの風もありて、

ために延長區域の或道路中には破損のまゝに修理の施されざる所もありて、外人側の苦情往々出づるあるやに聞く。その他水道、電気、電話等の公共事業の施設の如きも、租界工部局と上海市政府の各管轄錯雜するの結果は、施設そのものが共倒れとなり、迷惑するは住民のみといふ風のやうである。

悶着の復活

今回の上海事變に際し、租界當局者は支那側が他を顧みるの違なきに乗じたものか、從來憚つて居つた道路の修理や電燈線の架設工事を大部行つた。殊に英軍の警備區域内に於て、警備上の必要といふを理由として着々之を進めた。支那側は當坐黙過して居つたが、五月五日に停戦協定成立し、市政府の租界外の整理に取掛かるに及び、従前の對延長道路區域方針を復活して急に故障を租界に申込み、爾來工部局と上海市政府間の一悶着となつてあるやに聞く。その成行は審知しないが、支那側にて延長道路區域の現在の位地を承認せざる限り、この種の故障は今後とても恐くは絶えまい。

一の既成事實

想ふに延長道路區域に對する租界の行政管轄權は、法律上の根據は確に乏しきものたること否み得ない。けれども租界は疾くその經營を租界公共の利益のために必要とし、内外住民——外國人のみならず支那人も——孰れも多年之に満足し、不規律無節制の純支那警察に生命財産の安固を托し、誅求收斂限りなき支那の課税に服するよりも、租界行政の下に立つ方が如何許り安全幸福なるや測り知れずと各自一般に認め來れる延長道路地區であつて見れば、如何に法律上の根據乏しきにもせよ、一の既成事實としてその行政權を租界に認め、租界の存する限り現制通りに爲し置くに於て、巨利こそあれ些害あるを見ない。既成事實も時ありてか一種の准法的權利を構成する。既成事實と云つても、漫に條約を無視したる不法行爲がその儘に既成事實の名に於て辯護せらるべきでないのは勿論である。けれども條約上の特定權利を保護し若くは實行するに就て關聯的に必須必要といふ工合で、その附隨的事項として條約の不備に對し補足的に、且それが格別對手國の實益を害することなく、歴史の自然的產物として十年二十年といふ歳月を通じ自然的に實行せられ、内外敢て怪みもせずといふ關係のものにりては、謂ゆる既成事實として、ド、フアクトの權利行爲として、之に一種の法的根據を認め得る場合も多々ある。滿蒙に於ける我國の特殊權益中には斯かる種類のものも幾多あるが、上海の租界延長道路地域の如き、亦以てこの類例に推し得べきである。

延長區域の警察權移管案

この間にありて、延長區域の警察權移管問題は上海市政府と租界工部局との間に交渉が行はれ、去六月末に大體の妥結を得、最後の決定を留保して（これは孰れ支那政府と外交團の協議決